

## 平成28年第1回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○平成28年第1回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	4

### 第1号（3月10日）

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	5
○議会事務局職員	6
○臨時議長の紹介	7
○開会及び開議の宣告	7
○諸般の報告	7
○仮議席の指定	8
○議長選挙	8
○新議長挨拶	13
○議事日程の報告	14
○議席の指定	14
○会議録署名議員の指名	14
○会期の決定	14
○副議長選挙	15
○新副議長挨拶	18
○常任委員会委員の選任について	18
○各常任委員会正副委員長の互選結果報告	20
○議会運営委員会委員の選任について	20
○議会運営委員会正副委員長の互選結果報告	21
○大宮地方環境整備組合議会議員の選挙について	21
○茨城北農業共済事務組合議会議員の選挙について	21
○茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について	22
○散会の宣告	23

### 第2号（3月11日）

○議事日程	2 5
○本日の会議に付した事件	2 7
○出席議員	2 7
○欠席議員	2 7
○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者	2 8
○議会事務局職員	2 8
○開議の宣告	2 9
○諸般の報告	2 9
○市長の施政方針	2 9
○議案第 1 号、議案第 2 号及び議案第 3 2 号～議案第 3 8 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	4 0
○報告第 1 号及び議案第 3 号～議案第 3 1 号、議案第 3 9 号～議案第 5 7 号の一括上程、説明	4 3
○散会の宣告	5 1

### 第 3 号 (3月14日)

○議事日程	5 3
○本日の会議に付した事件	5 3
○出席議員	5 3
○欠席議員	5 3
○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者	5 3
○議会事務局職員	5 4
○開議の宣告	5 5
○諸般の報告	5 5
○一般質問	5 5

#### 3 番 花 島 進 君

下水道の整備、下水排水処理の改善計画の現状について	5 6
道路などについて	5 8
周辺地域の活性化、分散型住居の推進について	5 9
育児支援、教育、教育環境について	6 0
国民健康保険税について	6 2
那珂市高齢者保健福祉計画について	6 2
那珂市の職員の処遇について	6 3
額田地区にかかわる新規計画について	6 5
常設の住民投票条例について	6 6

平和事業について……………	6 7
10番 古川 洋一 君	
教科書会社の謝礼問題について……………	6 9
防犯灯のLED化について……………	7 1
県道菅谷・飯田線の開通について……………	7 5
7番 小宅 清史 君	
茨城県から見た那珂市の現状と数字の分析……………	7 9
遊休施設の未来へ向けた方針について……………	8 3
市民サービスの実情と向上の為の考察……………	9 1
6番 寺門 厚 君	
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称；障害者差別解 消法）について……………	9 6
人事制度について……………	1 0 3
○散会の宣告……………	1 1 1
第 4 号 （3月15日）	
○議事日程……………	1 1 3
○本日の会議に付した事件……………	1 1 5
○出席議員……………	1 1 5
○欠席議員……………	1 1 5
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者……………	1 1 5
○議会事務局職員……………	1 1 6
○開議の宣告……………	1 1 7
○諸般の報告……………	1 1 7
○一般質問……………	1 1 7
16番 遠藤 実 君	
那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略について……………	1 1 8
選挙事務について……………	1 3 2
15番 君嶋 寿男 君	
下水道整備事業について……………	1 3 3
道路整備事業について……………	1 3 6
木崎橋整備について……………	1 3 8
住宅助成制度について……………	1 4 0
○議案等の質疑……………	1 4 2
○議案等の委員会付託……………	1 4 4

○請願の委員会付託	144
○散会の宣告	145

第 5 号 (3月25日)

○議事日程	147
○本日の会議に付した事件	149
○出席議員	149
○欠席議員	149
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	149
○議会事務局職員	150
○開議の宣告	151
○諸般の報告	151
○議案第3号～議案第31号、議案第39号～議案第57号及び請願第1号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決	151
○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	158
○同意第1号の上程、説明、採決	159
○同意第2号の上程、説明、採決	161
○同意第3号の上程、説明、採決	162
○同意第4号の上程、説明、採決	163
○委員会の閉会中の継続調査申出について	164
○閉会の宣告	165
○署名議員	167

那珂市告示第18号

平成28年第1回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

平成28年3月3日

那珂市長 海野 徹

記

1. 期 日 平成28年3月10日（木）

2. 場 所 那珂市役所

平成28年第1回那珂市議会定例会会期日程

(会期16日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第1日	3月10日	木	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 臨時議長</li> <li>1. 開 会</li> <li>2. 仮議席の指定</li> <li>3. 議長の選挙</li> <li>◎ 新議長</li> <li>1. 議席の指定</li> <li>2. 会議録署名議員の指名</li> <li>3. 会期の決定</li> <li>4. 副議長の選挙</li> <li>5. 常任委員会委員の選任</li> <li>6. 常任委員会正副委員長の互選</li> <li>7. 議会運営委員会委員の選任</li> <li>8. 議会運営委員会正副委員長の互選</li> <li>9. 一部事務組合議会議員の選挙</li> <li>10. 茨城県後期高齢者医療広域連合 議会議員の補欠選挙</li> </ul>
第2日	3月11日	金	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 市長の施政方針</li> <li>2. 平成27年度補正予算等議案の上 程・説明・質疑・討論・採決</li> <li>3. 平成28年度予算等議案の上程・ 説明</li> </ul>
第3日	3月12日	土		休 会	
第4日	3月13日	日		休 会	
第5日	3月14日	月	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会
			午前10時	本会議	1. 一般質問
第6日	3月15日	火	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 一般質問</li> <li>2. 議案質疑</li> <li>3. 議案の委員会付託</li> <li>4. 請願の委員会付託</li> </ul>
第7日	3月16日	水	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第8日	3月17日	木	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第9日	3月18日	金	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	摘 要
第10日	3月19日	土		休 会	
第11日	3月20日	日		休 会	
第12日	3月21日	月		休 会	
第13日	3月22日	火		休 会	(議事整理)
第14日	3月23日	水		休 会	(議事整理)
第15日	3月24日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全 員 協議会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑、討論通告締切は 午後5時まで)
第16日	3月25日	金	午前10時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉 会

○応招・不応招議員

応招議員（18名）

1番	大和田	和男	君	2番	富山	豪	君
3番	花島	進	君	4番	中崎	政長	君
5番	筒井	かよ子	君	6番	寺門	厚	君
7番	小宅	清史	君	8番	綿引	孝光	君
9番	木野	広宣	君	10番	古川	洋一	君
11番	萩谷	俊行	君	12番	勝村	晃夫	君
13番	笹島	猛	君	14番	助川	則夫	君
15番	君嶋	寿男	君	16番	遠藤	実	君
17番	福田	耕四郎	君	18番	須藤	博	君

不応招議員（なし）

平成28年第1回定例会

# 那珂市議会会議録

第1号（3月10日）

## 平成28年第1回那珂市議会定例会

### 議事日程(第1号)その1

平成28年3月10日(木曜日)

- 日程第 1 仮議席の指定  
日程第 2 選挙第1号 議長選挙
- 

### 議事日程(第1号)その2

- 日程第 1 議席の指定  
日程第 2 会議録署名議員の指名  
日程第 3 会期の決定  
日程第 4 選挙第2号 副議長選挙  
日程第 5 選任第1号 常任委員会委員の選任について  
日程第 6 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について  
日程第 7 選挙第3号 大宮地方環境整備組合議会議員の選挙について  
日程第 8 選挙第4号 茨城北農業共済事務組合議会議員の選挙について  
日程第 9 選挙第5号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について
- 

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員(18名)

1番	大和田 和 男 君	2番	富 山 豪 君
3番	花 島 進 君	4番	中 崎 政 長 君
5番	筒 井 かよ子 君	6番	寺 門 厚 君
7番	小 宅 清 史 君	8番	綿 引 孝 光 君
9番	木 野 広 宣 君	10番	古 川 洋 一 君
11番	萩 谷 俊 行 君	12番	勝 村 晃 夫 君
13番	笹 島 猛 君	14番	助 川 則 夫 君
15番	君 嶋 寿 男 君	16番	遠 藤 実 君
17番	福 田 耕四郎 君	18番	須 藤 博 君

### 欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長 海 野 徹 君 副 市 長 松 崎 達 人 君  
教 育 長 秋 山 和 衛 君

---

**議会議務局職員**

事 務 局 長 深 谷 忍 君 事 務 局 次 長 寺 山 修 一 君  
次 長 補 佐 横 山 明 子 君 書 記 小 田 部 信 人 君  
書 記 萩 谷 将 司 君

### ◎臨時議長の紹介

○事務局長（深谷 忍君） 事務局長の深谷でございます。

本定例会は、一般選挙後、初めての議会です。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時の議長の職務を行うことになっております。

本日出席議員の中で、須藤 博議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

〔年長議員 須藤 博君 議長席に着く〕

○臨時議長（須藤 博君） ただいまご紹介いただきました須藤 博でございます。

地方自治法第170条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いたします。

---

開会 午前10時20分

### ◎開会及び開議の宣告

○臨時議長（須藤 博君） ただいまから平成28年第1回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

### ◎諸般の報告

○臨時議長（須藤 博君） ただいまの出席議員は18名であります。

議案等説明のため、地方自治法第121条の第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長、副市長、教育長の出席を求めています。

職務のため議会事務局職員が出席しております。

閉会中の議長職務執行報告を別紙のとおりお手元に配付しております。

市長から行政概要報告が別紙のとおり提出されております。

ご報告をいたします。監査委員から、平成27年11月、12月、平成28年1月、2月の例月現金出納検査の結果について報告が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

◎仮議席の指定

○臨時議長（須藤 博君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

議事の進行上、仮議席は、お手元に配付の仮議席表のとおり指定をいたします。  
暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時22分

○臨時議長（須藤 博君） 再開いたします。

---

◎議長選挙

○臨時議長（須藤 博君） 日程第2、選挙第1号、議長の選挙を行います。

ここで、議長選挙に入る前に申し上げます。

那珂市議会基本条例第13条の規定により議長選挙に先立ち、議長職志願者の所信表明を行います。

議長職の志願する議員の発言をここで許したいと思います。

議長職を志願する議員は挙手願います。

中崎議員、萩谷議員。

お諮りいたします。志願者の発言の順番をくじにより決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○臨時議長（須藤 博君） 異議なしと認めます。

よって、志願者の発言の順番をくじにより決定いたします。

それでは、ただいま挙手された議員は演壇の前にお進みください。

〔志願者 演壇の前に並ぶ〕〔くじを引く〕

○臨時議長（須藤 博君） 発言の順位が決まりましたので、事務局長から報告をさせます。

○事務局長（深谷 忍君） はい。

発言の順位は1番、萩谷俊行議員、2番、中崎政長議員。

以上、報告いたします。

○臨時議長（須藤 博君） ただいまの事務局長の報告のとおり、これより志願者の発言を許します。

なお、申し合わせにより発言時間は5分以内といたします。

萩谷議員の登壇を願います。

〔11番 萩谷俊行君 登壇〕

○11番（萩谷俊行君） 皆さん、おはようございます。

議長候補ということで、一言ご挨拶申し上げます。

まず、私がなぜ立候補したかということから始めさせていただきます。

その前に、人格の否定はしないということをご理解いただきたいと存じます。

まず、先般、あるところで13名の議員の集まりがあったと、顔合わせしましょうという集まりだったそうです。13名の顔合わせ、これは普通だったならば新しい議員同士で、これから那珂市のためにみんなで頑張ろうということであれば18名の方が集まるべきです。

私は、その集まりを知ったときに、余りにもおかしいことだということで、この議長選に出る決意をまず、いたしました。その中で、普通であれば、仲介役、調整役の方々が入っていたということを知りました。まことに遺憾なことだと私は思います。しかも、その中で行ったこと、議長候補は誰、副議長は誰という話になったと、これ本当のことだったそうです。

まことに残念なことだと私は思いました。2年間、主導した方々が議会改革、そして開かれた那珂市議会にしようということやってきたわけでございます。しかも、公費を使いながら、先進地の視察をしながらやってきたのにもかかわらず、これこそが開かれたのではなく、閉ざされた議会だと、私はこのことに対して本当に残念だと、何のために2年間、議会改革、開かれた議会やってきたことが何のことだったんだという思いでいっぱいです。

本当に皆さん、そのことを信じて一生懸命この2年間、皆さん、議会活動してきたと思いますよ。どうですか、皆さん。やっていたこと、よく言葉にあります。言行一致、言葉と行動が一緒になるという四文字熟語です。この逆は、何という言葉でしょう。どういう言葉がありますか。皆さん、何かありますか。なければ、もう一つの反対の言葉を言いましょう。言行相反。やったことと相反する、こういう反対の四文字熟語があります。まさしくこれは、言行相反であります。そういうことで、私は今回何が何でも議長になろうという思いじゃなくて、これは変えなければいけないという思いで立候補を決意した次第でございます。

これからの議会運営に対して、一言お話ししたいと思います。議会と執行部、市長ですか、首長、二元代表制であります。市長は、執行権を持っています。議会は議決権を持っています。そういう意味で地方自治においては、二元代表制となっております。そういう意味で、チェック機関という意味でやはり是々非々の議会をつくるべきだと私は思っています。また、考えております。その是々非々の是と非の間には、やはり難しい案件が多々あると思います。それには、やはり執行部と議会が皆さんよく言っていますけれども、車の両輪だという話をよくします。その両輪になるためには、是々非々の間の案件に対して、やはり執行部と本当に議論をしながら、重ねながら、やはり前に進む、是のほうに進む、非のほうに進むんじゃないと、是のほう進むということが大事だと考えております。

今まで何年か間に、チェック機関と頭があるかどうかは知りませんが、どうして

も反対、反対ということもあつたかなと私は感じております。

○臨時議長（須藤 博君） 萩谷議員、そろそろ時間になります。

○11番（萩谷俊行君） はい。

そういう意味で、私の思い、考え、心をもし感じとっていただければ、この私に票を投じていただくことを最後をお願いいたしまして、所信といたします。

どうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長（須藤 博君） 続いて、中崎政長議員、登壇願います。

〔4番 中崎政長君 登壇〕

○4番（中崎政長君） 議長選に立候補いたしました中崎政長でございます。

このような時間をいただいていることに感謝を申し上げます。

那珂市議会では、平成24年3月より議会改革を進めてまいりました。24年10月、議会改革特別委員会を設置して、1年間25回にわたり慎重なる審議を重ねて、議会基本条例を制定いたしました。そして、25年9月に議会に提案し、議決をして現在に至っております。

この那珂市議会基本条例は、最終目的は法令等に定めのある議決権と、議会が市民に対して最良の判断をしていくための議会運営や議員活動の基本的な方針を示し、合意形成過程の透明性を図るなど市民に開かれた議会運営をすることによって、市民の生活や福祉の向上に寄与することにあります。この議会改革は、終わりのないものだと思っております。そういった意味から、これからますます議会改革が大事になってくるかと思っております。

1つには、委員会、議会の活性化、議員同士の活発な意見交換を大事にして最終的な意見集約が図られるよう努めていきたい。また、委員会、議員提案の議案が多数提出されるようなそういった議会、委員会にしていきたい。

2つには、市民との距離を縮めたい。議会報告会のあり方、あるいは名称、時間の配分、こういったものも今後検討課題になるのではないのでしょうか。この議会報告会は多くの市民の声を聞き、身近な問題を解決する市民とともにあるという姿勢を示さなければならないと思っております。

3つ目には、執行部へのチェック機能を十分に果たすと。議員それぞれが研修、研さんを重ねて議会人として提出議案に対し、是は是、非は非として議会の機能を果たして行かなければならないと思っております。

最後になりましたけれども、未熟な議員ではありますが、皆さんとともに研さんを重ねて、しっかりした議会運営をしていければなどそういうふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○臨時議長（須藤 博君） 以上で、議長職志願者の発言が終わりました。

ここで議員各位に申し上げます。

ただいま行いました議長職志願者の所信表明は地方自治法で規定している議長選挙の方法を変更するものではありません。したがって、所信表明の有無にかかわらず全議員が選挙人、

被選挙人であることが前提となりますので、所信表明を行わなかった議員に対しての投票も有効となります。ご承知おき願います。

それでは、議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票により行います。

ここで議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（須藤 博君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時38分

○臨時議長（須藤 博君） 再開いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。

次に、立会人の指名をいたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、8番、小宅清史議員、14番、大和田和男議員、17番、古川洋一議員、以上3名を指名いたします。

これより投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。氏名を記載願います。氏または名のみを記載した投票は無効といたします。

それでは、事務局に投票用紙を配らせてます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（須藤 博君） 投票用紙を配付いたしました。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○臨時議長（須藤 博君） 配付漏れなしと認めます。

続いて、投票箱の点検をいたします。

立会人は前に出て投票箱の点検をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（須藤 博君） ただいま、点検を終了し、異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

○事務局長（深谷 忍君） はい。

1番 福田 耕四郎 議員

2番 勝村 晃夫 議員

3番 中崎 政長 議員

4番 綿引 孝光 議員

5番	花島進	議員	6番	木野広宣	議員
7番	君嶋寿男	議員	8番	小宅清史	議員
9番	筒井かよ子	議員	10番	寺門厚	議員
11番	助川則夫	議員	12番	萩谷俊行	議員
13番	富山豪	議員	14番	大和田和男	議員
15番	須藤博	議員	16番	笹島猛	議員
17番	古川洋一	議員	18番	遠藤実	議員

以上です。

○臨時議長（須藤 博君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○臨時議長（須藤 博君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（須藤 博君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時44分

○臨時議長（須藤 博君） 再開いたします。

開票を行います。

立会人、8番、小宅清史議員、14番、大和田和男議員、17番、古川洋一議員、開票の立ち合いをお願いいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（須藤 博君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 18票

有効投票中

中崎政長議員 13票

萩谷俊行議員 5票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、中崎政長議員が議長に当選をされました。

ただいま議長に当選されました中崎議員が議長におりますので、本席から会議規則第32条

第2項の規定により告知いたします。

---

◎新議長挨拶

○臨時議長（須藤 博君） ここで当選されました中崎政長議員の当選承諾と挨拶をお願いいたします。

中崎政長議員、登壇願います。

〔議長 中崎政長君 登壇〕

○議長（中崎政長君） ただいまたくさんの皆様のご支持をいただきまして、議長に就任しました中崎でございます。

那珂市議会は定数を4減らしまして、全員で18名でございます。この18名一丸となって那珂市の議会を改革し、さらに市民の期待に応えられるよう頑張っていきたいと思っております。

皆様の一層のご支持、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、就任の挨拶といたします。

本当にありがとうございました。

○臨時議長（須藤 博君） それでは、ふなれな臨時議長でございましたが、皆様方のご協力によりまして、この大役を果たすことができました。皆様方に感謝と御礼を申し上げます。

それでは、中崎政長議長、議長席にお着き願います。

〔議長 中崎政長君 議長席に着く〕

○議長（中崎政長君） 須藤 博臨時議長、大変お世話になりました。お疲れさまでございました。

暫時休憩をいたします。

この後、全員協議会を開会しますので、議員各位は11時に全員協議会室にご参集を願います。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時30分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

---

◎議事日程の報告

○議長（中崎政長君） 議事日程については、別紙のとおりお手元に配付してあります。

---

◎議席の指定

○議長（中崎政長君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配付の議席表どおりと指定をいたしました。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（中崎政長君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番、大和田和男議員、2番、富山豪議員、3番、花島進議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（中崎政長君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月25日までの16日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月25日までの16日間と決定をいたします。  
暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時31分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

---

### ◎副議長選挙

○議長（中崎政長君） 日程第4、選挙第2号、これより副議長の選挙を行います。

ここで、副議長選挙に入る前に申し上げます。

那珂市議会基本条例第13条の規定により、副議長選挙に先立ち、副議長職志願者の所信表明を行います。

副議長職を志願する議員の発言をここで許したいと思います。

副議長職を志願する議員は、挙手を願います。

これより志願者の発言を許します。

なお、発言時間は申し合わせにより5分以内といたします。

遠藤 実議員、登壇願います。

〔16番 遠藤 実君 登壇〕

○16番（遠藤 実君） 今回の副議長選挙に立候補いたします遠藤 実と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私はこの4年間、前半2年間は議会改革特別委員として、また後半の2年間は議会運営委員会の委員長といたしまして、皆様のご協力をいただき議会改革を前に進めるために懸命に努力をさせていただいてまいりました。

選挙がありまして、改選後、メンバーが新しく変わりました。改革につきましては、2カ月前、那珂市議会において、遠くは九州の大牟田市議会から那珂市議会さんの運営をぜひ勉強したいというようなことで、大牟田市議会の皆さんが来られました。私も議会運営委員会の委員長として、応対をさせていただきました。

このように、私たちは3年前に基本条例を制定して、懸命に改革を進めてきた結果、少しずつ周りから勉強をしたいというふうな議会に変わってきています。いよいよこれからでございます、我々は、先進地をさらに勉強して、二元代表制の一端としての議会として、また、市民の皆さんの代表として市政発展のためにしっかりと尽力をしていかなければならないというふうに考えております。

私は、中崎議長をしっかり補佐をして、皆さんが勉強できるそういう環境づくりの下支えをしたいというふうに考えております。

議会改革としては、議会報告会をさらに充実させていきたいと思ひますし、議会の広報としてはホームページやフェイスブックなどを活用して、市内外に那珂市議会をもっとアピールしたいというふうに考えております。

さらに、広聴機能を高めて、市民の皆さんとともに進む議会というふうなものをつくっていきたく思っております。

頑張りたいと思っておりますので、ぜひご支援いただければと思ひます。よろしくお願いいたします。

○議長（中崎政長君） 以上で、副議長職志願者の発言が終了いたしました。

ここで、議員各位に申し上げます。ただいま行いました副議長職志願者の所信表明は、地方自治法で規定している副議長選挙の方法を変更するものではありません。したがって、所信表明の有無にかかわらず、全議員が選挙人、被選挙人であることが前提となりますので、所信表明を行わなかった議員に対しての投票も有効となります。ご承知おきを願います。

これより、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定により投票を行います。

ここで、議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（中崎政長君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時37分

○議長（中崎政長君） 再開いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、大和田和男議員、7番、小宅清史議員、10番、古川洋一議員、以上3名を指名いたします。

これより投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。氏名を記載願います。氏または名のみを記載した投票は無効といたします。

それでは、事務局に投票用紙を配らせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（中崎政長君） 投票用紙を配付しました。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 配付漏れなしと認めます。

続いて、投票箱の点検をいたします。

立会人、前に出て投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（中崎政長君） ただいま、点検を終了し、異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

○事務局長（深谷 忍君） はい。

1 番	大和田 和 男 議員	2 番	富 山 豪 議員
3 番	花 島 進 議員	4 番	中 崎 政 長 議員
5 番	筒 井 かよ子 議員	6 番	寺 門 厚 議員
7 番	小 宅 清 史 議員	8 番	綿 引 孝 光 議員
9 番	木 野 広 宣 議員	10 番	古 川 洋 一 議員
11 番	萩 谷 俊 行 議員	12 番	勝 村 晃 夫 議員
13 番	笹 島 猛 議員	14 番	助 川 則 夫 議員
15 番	君 嶋 寿 男 議員	16 番	遠 藤 実 議員
17 番	福 田 耕四郎 議員	18 番	須 藤 博 議員

○議長（中崎政長君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（中崎政長君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 43 分

再開 午前 11 時 43 分

○議長（中崎政長君） 再開いたします。

開票を行います。

立会人、1 番、大和田和男議員、7 番、小宅清史議員、10 番、古川洋一議員、開票の立ち合いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（中崎政長君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 18 票

有効投票中

遠 藤 実 議員 15 票

笹 島 猛 議員 2 票

萩 谷 俊 行 議員 1 票

以上のおおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、遠藤 実議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました遠藤 実議員が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

---

#### ◎新副議長挨拶

○議長（中崎政長君） ここで当選されました遠藤 実議員の当選承諾とご挨拶をお願いします。

遠藤 実議員、登壇願います。

〔副議長 遠藤 実君 登壇〕

○副議長（遠藤 実君） ただいまは、多数のご支援をいただきました。本当にどうもありがとうございました。

中崎議長とともに、しっかり皆さんが議論できる環境をつくっていきたいというふうに思っております。引き続き、ご支援いただきますようお願いいたします。どうもありがとうございました。

○議長（中崎政長君） 暫時休憩をいたします。

議員におかれましては、午後1時までに全員協議会室に参集願います。

休憩 午前11時49分

再開 午後 2時28分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

---

#### ◎常任委員会委員の選任について

○議長（中崎政長君） 日程第5、選任第1号 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の常任委員会委員名簿のとおり指名をいたしたいと思います。

総務生活常任委員会委員

中 崎 政 長 議員

綿 引 孝 光 議員

小 宅 清 史 議員

勝 村 晃 夫 議員

笹 島 猛 議員

助 川 則 夫 議員

以上6名であります。

続きまして、経済建設常任委員会委員

花 島 進 議員

寺 門 厚 議員

木 野 広 宣 議員

遠 藤 実 議員

福 田 耕四郎 議員

須 藤 博 議員

以上6名であります。

続きまして、教育厚生常任委員会委員

大和田 和 男 議員

富 山 豪 議員

筒 井 かよ子 議員

古 川 洋 一 議員

萩 谷 俊 行 議員

君 嶋 寿 男 議員

以上6名です。

続きまして、原子力安全対策常任委員会委員

富 山 豪 議員

古 川 洋 一 議員

笹 島 猛 議員

助 川 則 夫 議員

遠 藤 実 議員

福 田 耕四郎 議員

以上6名であります。

ただいま読み上げましたとおり、それぞれの常任委員会委員に指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） ご異議なしと認め、よって、ただいま指名しました以上の諸君を、それぞれの常任委員会委員に選任することと決定いたしました。

ただいま選任されました各常任委員会に、委員会条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長を置くことになっておりますので、同条第2項の規定によりそれぞれの常任委員会にて委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時31分

○議長（中崎政長君） 再開いたします。

◎各常任委員会正副委員長の互選結果報告

○議長（中崎政長君） 各常任委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

総務生活常任委員会委員長に、勝村晃夫議員、副委員長に、小宅清史議員。

産業建設常任委員会委員長に、寺門 厚議員、副委員長に、木野広宣議員。

教育厚生常任委員会委員長に、古川洋一議員、副委員長に、筒井かよ子議員。

原子力安全対策常任委員会委員長に、笹島 猛議員、副委員長に富山 豪議員が選出されました。

---

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（中崎政長君） 日程第6、選任第2号 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の議会運営委員会委員名簿のとおり指名をいたしたいと思ます。

議会運営委員会委員

寺 門 厚 議 員	綿 引 孝 光 議 員
萩 谷 俊 行 議 員	勝 村 晃 夫 議 員
君 嶋 寿 男 議 員	須 藤 博 議 員

以上の諸君を議会運営委員会委員に指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました以上の諸君を、議会運営委員会委員に選任することに決定をいたしました。

ただいま選任されました議会運営委員会に、委員会条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長を置くことになっておりますので、同条第2項の規定により委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時33分

○議長（中崎政長君） 再開いたします。

---

◎議会運営委員会正副委員長の互選結果報告

○議長（中崎政長君） 議会運営委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に、君嶋寿男議員、副委員長に萩谷俊行議員が選出されました。

---

◎大宮地方環境整備組合議会議員の選挙について

○議長（中崎政長君） 日程第7、選挙第3号 大宮地方環境整備組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については指名推選とすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） ご異議なしと認め、よって、指名の方法については議長において指名することと決定いたしました。

大宮地方環境整備組合議会議員に、中崎政長、遠藤 実議員、小宅清史議員、綿引孝光議員、勝村晃夫議員、笹島 猛議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました6名の議員を大宮地方環境整備組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） ご異議なしと認め、よって、ただいま指名いたしました6名の議員が大宮地方環境整備組合議会議員に当選されました。

なお、当選されました6名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

---

◎茨城北農業共済事務組合議会議員の選挙について

○議長（中崎政長君） 日程第8、選挙第4号 茨城北農業共済事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） ご異議なしと認め、よって、選挙の方法については指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） ご異議なしと認め、よって、指名の方法については議長において指名することと決定をいたしました。

茨城北農業共済事務組合議会議員に、木野広宣議員、寺門 厚議員、福田耕四郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました3名の議員を茨城北農業共済事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） ご異議なしと認め、よって、ただいま指名しました3名の議員が茨城北農業共済事務組合議会議員に当選されました。

なお、当選されました3名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

---

#### ◎茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について

○議長（中崎政長君） 日程第9、選挙第5号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙を行います。

選出する議員は1名であります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法については、議長において指名すること決定をいたしました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、古川洋一議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました古川洋一議員を、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） ご異議なしと認め、よって、ただいま指名いたしました古川洋一議員が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

なお、当選されました古川洋一議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（中崎政長君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、この後、議会運営委員会を開催し、その後全員協議会を開催します。

議会運営委員会は14時45分から、第2委員会室で開催いたします。全員協議会は、議運終了後、全員協議会室で開催いたします。

以上であります。

ご苦労さまです。

散会 午後 2時38分

平成28年第1回定例会

# 那珂市議会会議録

第2号（3月11日）

## 平成28年第1回那珂市議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成28年3月11日(金曜日)

- 日程第 1 施政方針説明
- 日程第 2 議案第 1 号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
議案第 2 号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例  
議案第 3 2 号 平成27年度那珂市一般会計補正予算(第6号)  
議案第 3 3 号 平成27年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)  
議案第 3 4 号 平成27年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第 3 5 号 平成27年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第3号)  
議案第 3 6 号 平成27年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)  
議案第 3 7 号 平成27年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)  
議案第 3 8 号 平成27年度那珂市水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第 3 報告第 1 号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)  
議案第 3 号 那珂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例  
議案第 4 号 那珂市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例  
議案第 5 号 那珂市職員定数条例の一部を改正する条例  
議案第 6 号 那珂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例  
議案第 7 号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
議案第 8 号 那珂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
議案第 9 号 那珂市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例  
議案第 10 号 那珂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正

- する条例
- 議案第11号 那珂市障害支援区分認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 那珂市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 那珂市介護保険条例等の一部を改正する条例
- 議案第14号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 那珂市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 那珂市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 那珂市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例
- 議案第19号 那珂市立学校給食センター薬剤師設置条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 那珂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例
- 議案第23号 那珂市行政不服審査会条例
- 議案第24号 那珂市行政不服審査関係手数料条例
- 議案第25号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第26号 那珂市職員の降給に関する条例
- 議案第27号 那珂市職員の退職管理に関する条例
- 議案第28号 那珂市職員の等級及び職制上の段階ごとの職員の数の公表に関する条例
- 議案第29号 那珂市職員の修学部分休業に関する条例
- 議案第30号 那珂市職員の自己啓発等休業に関する条例
- 議案第31号 那珂市職員の配偶者同行休業に関する条例
- 議案第39号 平成27年度那珂市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第40号 平成27年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
- 議案第41号 平成27年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第42号 平成27年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第4号）

- 議案第43号 平成27年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算  
（第3号）
- 議案第44号 平成27年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補  
正予算（第2号）
- 議案第45号 平成27年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第46号 平成28年度那珂市一般会計予算
- 議案第47号 平成28年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第48号 平成28年度那珂市下水道事業特別会計予算
- 議案第49号 平成28年度那珂市公園墓地事業特別会計予算
- 議案第50号 平成28年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算
- 議案第51号 平成28年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第52号 平成28年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予  
算
- 議案第53号 平成28年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第54号 平成28年度那珂市水道事業会計予算
- 議案第55号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 議案第56号 市道路線の認定について
- 議案第57号 市道路線の廃止について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## 出席議員（17名）

- |     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 大和田 和 男 君 | 2番  | 富 山 豪 君   |
| 3番  | 花 島 進 君   | 4番  | 中 崎 政 長 君 |
| 5番  | 筒 井 かよ子 君 | 6番  | 寺 門 厚 君   |
| 7番  | 小 宅 清 史 君 | 8番  | 綿 引 孝 光 君 |
| 9番  | 木 野 広 宣 君 | 10番 | 古 川 洋 一 君 |
| 11番 | 萩 谷 俊 行 君 | 12番 | 勝 村 晃 夫 君 |
| 13番 | 笹 島 猛 君   | 14番 | 助 川 則 夫 君 |
| 15番 | 君 嶋 寿 男 君 | 16番 | 遠 藤 実 君   |
| 17番 | 福 田 耕四郎 君 |     |           |

## 欠席議員（1名）

- 18番 須 藤 博 君
-

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野 徹 君	副市長	松崎 達人 君
教育長	秋山 和衛 君	企画部長	関根 芳則 君
総務部長	宮本 俊美 君	市民生活部長	車田 豊 君
保健福祉部長	大部 公男 君	産業部長	佐々木 恒行 君
建設部長	富田 慶治 君	上下水道部長	石川 裕 君
教育部長	会沢 直 君	消防長	増子 正行 君
会計管理者	野上 隆男 君	行財政改革推進室長	綿引 智 君
危機管理監	引田 克治 君	農業委員会事務局	樫村 武 君
総務部次長	川崎 薫 君		

---

議会事務局職員

事務局長	深谷 忍 君	書記	小田部 信人 君
書記	萩谷 将司 君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（中崎政長君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員は18番、須藤 博議員の1名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（中崎政長君） 議案等説明のため地方自治法第121条第1項の規定に基づき、別紙出席者名簿のとおり市長、副市長、教育長のほか関係職員の出席を求めています。

本日の議事日程及び施政方針については、別紙のとおりお手元に配付しております。

---

◎市長の施政方針

○議長（中崎政長君） 日程第1、平成28年度施政方針について市長より説明願います。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成28年第1回那珂市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、まことにありがとうございます。

議員各位におかれましては、平成28年2月21日執行の市議会議員選挙におきまして、見事、当選を果たされましたことを衷心よりお祝いを申し上げます。今後4年間の任期中、市民の代弁者として議会活動に精励され、本市発展と地域住民の福祉向上のためにご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

本定例会におきましては、平成28年度当初予算についてご審議をいただくことになっております。議案等の説明に先立ち、私の市政運営に臨む所信の一端を明らかにし、新年度に取り組む主要施策の概要等について述べさせていただきたいと存じます。

なお、過日配付いたしました平成28年度施政方針につきましては、一部追加がありましたので、再度配付させていただきましたのでよろしくお願いを申し上げます。

お手元の平成28年度施政方針をごらんいただきたいと思います。

平成28年度施政方針。

平成28年度那珂市一般会計をはじめ、各種特別会計及び水道事業会計の当初予算のご審議をお願いするにあたり、市政運営の基本方針と新年度における主要な施策の概要を申し上げ、

議員各位をはじめ市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、昨年10月に発足しました第3次安倍改造内閣においては、少子高齢化等の日本の構造的な問題を真正面から挑み、日本の未来を切り開く新たな国づくりとして「一億総活躍社会」を目指しております。その実現のために、「希望を生み出す強い経済」「夢を紡ぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」という目標を掲げ、多岐にわたる政策を総動員し、「新・三本の矢」として取り組むことを表明いたしました。

若者も高齢者も、男性も女性も、困難な問題を抱えている人も、また難病や障がいを持った方も、みんなにとってチャンスのある社会をつくり、みんながもう一歩前に出ることができるような日本に変えていくことは非常に大切なことであります。

特に、わが国では、平成20年をピークに人口減少社会に突入しており、本市においても若年女性層の減少の影響から出生数の減少が進行し、人口の減少は避けられないのが実情でございます。

このような状況において、今後とも地域社会の活力を維持するためには、交流人口や定住人口の確保を図っていかなければなりません。本市におきましては、昨年3月に「那珂市まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、また、有識者からのご意見をいただきながら検討を重ね、昨年10月に「那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略（初版）」を策定したところでございます。

平成28年度は、「安定した雇用の創出戦略」「那珂市への人口還流戦略」「結婚・出産・子育て応援戦略」「時代にあった地域の創造戦略」の4つの基本目標に沿った具体的な施策として、市民協働サービスポータル構築やシティプロモーションによる情報発信、（仮称）那珂市応援団の創設、保育料軽減範囲の拡大、子育て世帯に対する住宅助成制度の創設などのアクションプランに取りかかります。本市の持つ「住みやすい市」という強みを一層生かしながら、地域の活性化、移住・定住の促進を図るとともに、人口減少の抑制につながる効果的な施策について、全庁を挙げた横断的な取り組みを行ってまいります。

そのためにも、私と職員がともに一丸となり、迅速な課題解決に取り組み、より高品質の行政サービスを市民の皆様にご提供することが、私に与えられた使命であると考えております。

私は、市民の皆様のご負託に応え、愛されるふるさと那珂市をつくるべく、いかなる困難な課題にも挑戦してまいります所存であります。

以上、市政運営の基本的な考え方について申し上げます。

次に、平成28年度当初予算の概要について申し上げます。

平成28年度的那珂市予算は、歳入では、根幹である市税については、国の経済対策により景気回復の傾向にあることから増収が見込まれる一方、合併算定替の縮減による普通地方交付税については減額、また国の地方財政対策により臨時財政対策債についても減額が見込まれることから、財源不足分について財政調整基金等からの繰入金を増額し必要な財源を確保しました。

また、歳出では、市民から特に要望の強い市道の改良・補修、市街地の整備などの社会基盤整備や、地方創生の総合戦略に位置づけた地方への重点配分を図る一方、社会福祉費などの扶助費や各種特別会計の繰出金が増加しており、普通地方交付税における合併算定替の縮減など将来的にも厳しい財政状況を見据えた中で、歳入にあった歳出の原則に立ち、徹底した経費の節減と事務事業の見直しを進めた中で、財源の効率的な配分に努めた予算配分を行いました。

その結果、一般会計については前年度比2.4%減の183億8,300万円、特別会計については国民健康保険特別会計（事業勘定）が前年度比1.1%増の69億円、下水道事業特別会計は前年度比19.2%減の20億3,600万円、公園墓地事業特別会計が前年度比7.7%増の1,400万円、農業集落排水整備事業特別会計が前年度比8.8%減の9億2,600万円、介護保険特別会計（保険事業勘定）が前年度比1.8%増の44億8,300万円、上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計が前年度比12.1%増の1億3,900万円、後期高齢者医療特別会計が前年度比3.1%増の5億3,500万円となりました。

水道事業会計につきましては、収益的収入が前年度比0.3%減の11億9,483万円、収益的支出が前年度比5.6%増の11億3,840万4,000円、資本的収入が前年度比18.7%増の4億8,068万4,000円、資本的支出が前年度比4.9%増の9億3,079万3,000円となりました。

次に、重点的に取り組む主要施策の概要につきまして、第1次那珂市総合計画に掲げる施策体系に沿って申し上げます。

#### 第1章、市民との協働のまちづくり。

協働のまちづくりの推進につきましては、市民との協働体制の確立に向け、引き続き地区まちづくり委員会、自治会及び市民活動団体を支援するとともに、市民一人ひとりがまちづくりの主体であることを認識し、進んでまちづくりに参加できるよう、まちづくりリーダー養成講座や協働のまちづくり推進フォーラム等を通して、学習機会の提供や啓発を行ってまいります。

広報事業につきましては、広報紙や市ホームページを通して、わかりやすい市政情報の提供に努めるとともに、フェイスブックやツイッター等のソーシャルネットワーキングサービス（SNS）やメールマガジン等を活用して、積極的・効果的な情報発信を行います。また、「那珂市シティプロモーション指針」に即し、本市の魅力である「住みよさ」を内外に広めて、市の知名度の向上や交流人口の増加を図り、さらには定住人口や移住人口の確保につながるよう、全庁的な取り組みを進めます。

広聴事業につきましては、開かれた市政の実現を目指し、市民相談室の窓口をはじめ「市民ボックス」や「市長への手紙」により、引き続き広く市民の意見・要望の聴取に努めてまいります。また、市の計画等の立案にあたりましては、パブリックコメントを実施するほか、「市長と話そうふれあい座談会」を継続して実施し、市民の皆様との対話や意見交換を通して市民のニーズを把握し、市政運営に反映してまいります。

男女共同参画の推進につきましては、男女共同参画プラン後期実施計画に基づき、女性活動団体等と連携を図りながら、さまざまな取り組みを総合的かつ計画的に推進してまいります。あわせて、後期実施計画は平成29年度で計画期間が終了するため、次期計画の策定に取り組んでまいります。

人権尊重の啓発につきましては、一人ひとりの人格が尊重される社会をつくるため、人権問題についての啓発・教育の推進に取り組んでまいります。また、平和事業につきましては、戦争や平和について学び考える機会を提供するため、原爆パネル展等を開催いたします。戦争の悲惨さや平和の尊さは、特に若い世代に語り継ぐことが重要であることから、引き続き学校を通して児童生徒に周知を行います。

## 第2章、安全で快適な住みよいまちづくり。

定住促進につきましては、空き家の売却または賃貸を希望する所有者から申し込みがあった空き家情報を登録し、利用希望者に空き家の情報を提供する「空き家バンク」の制度設計を進めます。

防災対策につきましては、自主防災組織が結成されている自治会に対しては、防災訓練の実施を呼びかけ、防災意識の向上を図り組織の強化を推進するとともに、未結成の自治会に対しては、その必要性を十分説明し結成促進を図ります。また、那珂市地域防災計画に基づき災害に強いまちづくりを推進するため、食料や飲料水等非常用食糧の備蓄を進めるとともに、情報伝達手段の適切な管理を図るなど、災害時における市民の安全確保に努めてまいります。さらに、防災訓練につきましては、引き続き地域ごとの訓練の実施に重点を置いてまいります。

原子力の防災対策につきましては、那珂市地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、防災体制の整備・充実に努めるとともに、広域避難計画の策定に取り組んでまいります。また、東海第二発電所の再稼働問題につきましては、国、県及び近隣市町村の動向を注視しながら、議会及び市民の意見を尊重し判断をしてまいります。

木造住宅の耐震化につきましては、旧耐震基準で建築された住宅（昭和56年5月31日以前着工の木造住宅）を対象に、耐震診断及び耐震改修工事に要する費用の補助を行い、耐震化の促進を図ってまいります。

消防行政につきましては、複雑多様化する各種災害に対応するため、東消防署のはしご車を「13メートルブーム付多目的ポンプ自動車」に更新整備いたします。

救急業務につきましては、救急需要に対応するために救急救命士及び気管挿管認定救急救命士を各1名養成し、救命率の向上を図るほか、救急救命講習会等の開催を推進し、応急手当ての普及啓発に努めてまいります。また、平成28年6月からいばらき消防指令センターにおいて、茨城県内20消防本部、33市町の災害通報の受診、出動指令その他の消防指令業務を共同で行います。高機能な指令システムの導入により、よりの確で迅速な消防・救急業務や関係機関等への情報提供が可能になります。

消防団につきましては、消防団第6分団第3部詰所が老朽化したため、西木倉地内に移転新築します。また、消防団の装備、基準に基づく装備品を整備し、消防団員の安全を確保するとともに、迅速な消防活動ができるよう消防力の充実強化を図ります。

防犯対策につきましては、防犯灯設置の補助や空き家条例等を制定し適正管理をすることにより、地域の安全確保に努めてまいります。また、犯罪のない安全・安心のまちづくりへの取り組みとして、警察や防犯協会と連携した防犯パトロールの充実を図り、地域と一体となった防犯活動を進めてまいります。

消費者行政につきましては、情報技術の多様化や高齢化が進行する中、消費者に対するトラブルも悪質かつ巧妙化しています。これらの消費者問題に適切に対応するため、消費生活センターにおける相談・あっせん・情報提供の充実を図るとともに、消費者が安全・安心な消費生活を営むことができるよう、今後も市ホームページや出前講座等により消費者の意識啓発に努め、被害の未然防止を図ってまいります。

交通安全対策につきましては、警察等関係機関との連携により、季節ごとの交通事故防止運動を展開し、高齢者、子供の事故や自転車事故等の未然防止に努めてまいります。また、飲酒運転や夜間の交通事故防止等の広報啓発活動を実施、交通マナーの向上を図るとともに、高齢者や児童・生徒に重点を置いた交通安全教育を実施してまいります。

環境行政につきましては、第2次那珂市環境基本計画に基づき、自然と調和した豊かな環境を確保してまいります。省エネルギーや環境保全、ゴミの減量化とリサイクルの推進を図るため、出前講座の開催や広報等を通じた啓発を行うとともに、市民との協働による環境にやさしいまちづくりを目指し体制づくりに努めてまいります。また、低炭素社会の実現を図るため、節電をはじめとする温室効果ガス削減について、水戸市を中心とした県央地域における広域的な取り組みとして推進いたします。

市道整備につきましては、生活道路としての利便性の向上と安全な交通環境の確保を図るため、緊急性と必要性を考慮しながら地域の要望を総合的に勘案し、継続的に道路の新設や改良、維持補修を実施し、舗装率の向上に努めてまいります。

橋りょうの維持管理につきましては、できる限り長く使い続けるといった予防保全型の維持管理へと転換するため、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき最適な維持管理を計画的に実施してまいります。

排水路整備事業につきましては、両宮排水路の全体整備計画区間の約8割が完成しましたが、引き続き未整備となっている中間部につきましても年次計画に基づいて整備を実施し、大雨等による冠水被害を防止するため早期完成を目指して推進してまいります。

都市計画道路につきましては、菅谷・市毛線（第3期、延長1,400メートル）及び上宿・大木内線（延長440メートル）について、引き続き計画的に整備を進めてまいります。

公共交通につきましては、日常生活の移動手段に不便をきたしている市民の交通手段を確保するため、引き続き「ひまわりタクシー」・「ひまわりバス」を運行してまいります。ま

た、利用者のニーズを把握するためアンケート調査を実施し、利便性の向上を図ってまいります。さらに、今年度はJR額田駅に駐輪場を整備し利用環境の向上を図るとともに、県・近隣市町村・事業者等と連携を図りながら公共交通の利用促進に努めてまいります。

地籍調査事業につきましては、南酒出（Ⅱ）地区の成果の閲覧と認証の作業を行うとともに、南酒出（Ⅲ）地区の長狭物・一筆地の調査を実施してまいります。また、額田北郷（Ⅰ）地区についての調査準備を進めてまいります。

市街地の整備につきましては、社会資本整備総合交付金を活用した都市再生整備計画に基づき、菅谷地区まちづくり事業における市道整備及び下菅谷地区まちづくり事業における都市計画道路下菅谷停車場線（延長200メートル）や街区道路の整備を進めてまいります。

また、上菅谷駅前地区土地区画整理事業につきましては、平成27年度で区画整理事業の本体工事が完成したことにより、事業完了に向けた出来形確認測量、換地関係業務を実施してまいります。

市街化調整区域における区域指定につきましては、今後の人口減少社会に対応すべく、既存集落における生活コミュニティの維持や人口減少の抑制を図るため、平成29年4月の導入に向け準備を進めてまいります。

上水道事業につきましては、安全でより安定した水の供給を図るため、既存施設の適正な維持管理に努めてまいります。また、配水管網整備計画に基づき安全で効率的な水の供給ができるように配水管の整備及び老朽管の更新を積極的に行ってまいります。木崎浄水場につきましては、平成27年度からⅠ期更新事業に着手し、平成28年度は、浄水施設（ろ過池・浄水池）、配水ポンプ室等の築造を行い、平成34年度の完成に向けて計画的に進めてまいります。また、平成19年3月に策定した那珂市水道事業基本計画書の見直しを行い、新しい基本計画を策定いたします。

公共下水道事業につきましては、第1次整備優先地区のⅠ期地区である額田、後台、門部地区及び、Ⅱ期地区である戸多地区は引き続き污水管布設工事を進めてまいります。また、Ⅱ期地区の中里地区について新たに污水管布設工事に着手してまいります。Ⅱ期地区の残りである額田、後台地区につきましては、早期の供用開始に向けて污水管布設工事に着手できるよう計画してまいります。

農業集落排水整備事業につきましては、鴻巣地区Ⅱ期地区について平成27年度に事業が完了いたしました。酒出地区につきましては、平成32年度の供用開始を目指し、引き続き污水管布設工事を進めてまいります。

浄化槽設置補助事業につきましては、公共下水道事業及び農業集落排水整備事業の認可区域以外の区域において、引き続き合併処理浄化槽の設置に対する補助を行ってまいります。

第3章、健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくり。

地域福祉につきましては、那珂市地域福祉計画に基づき、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の関係機関と引き続き連携を図り、要支援者の支援体制を強化するとともに、お

互いを認め支えあう地域社会の構築を目指してまいります。

生活保護につきましては、生活保護制度に基づく保護費の適正化を進めるとともに、受給者の自立を促すため就労支援等に努めてまいります。また、新たに施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、那珂市高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本に、健康づくりや介護予防事業の効果的な実施、認知症等による高齢者の徘徊対策の推進、介護保険事業の円滑な運営等、高齢者の保健・福祉・介護施策について、総合的かつ計画的に取り組んでまいります。また、市内3圏域にあたる地域包括支援センターや市社会福祉協議会等の関係機関と緊密に連携を図り、高齢者が可能な限り、住みなれた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援してまいります。

障がい者福祉につきましては、那珂市障がい者プランに基づき、障がいの有無にかかわらず地域の誰もがかけがえのない個人として尊重され、自立と自己決定により社会に参加・参画しながら、地域で安心して暮らしていけるよう支援を必要とする方に対し、適切な障がい福祉サービス等の提供に努めてまいります。また、新たに施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（通称は障害者差別解消法）、これに基づきまして、障がい者等への不当な差別的取り扱いを禁止し、必要な合理的配慮を行ってまいります。

結婚・少子化対策につきましては、結婚を個人の問題ではなく地域全体の問題と捉え、結婚を希望する男女の出会いの場を提供する「ふれあいパーティー」を開催いたします。

母子保健につきましては、乳児全戸訪問や妊婦及び乳幼児の健康相談・健康診断により育児不安の解消に努めるほか、定期予防接種の勧奨、任意予防接種の助成により感染症のまん延と重篤化を防止するなど、安心して出産・子育てできる体制を進めてまいります。また、不妊治療費につきましては、県補助金への上乗せ助成額を引き上げるとともに、男性不妊治療についても助成の対象として新たに加えることにより経済的負担の軽減を図り、子供を産みたい方が産めるような環境づくりに引き続き取り組んでまいります。

子育て支援につきましては、子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て世帯の経済的負担軽減を図るとともに、放課後学童保育事業の定員の拡充など子育て環境の充実に努めてまいります。また、子育て世帯を社会全体で支援する体制を構築するため、在宅の乳幼児に対する子育て支援として地域子育て支援センター「つぼみ」や民間保育所等での支援事業を充実させるとともに、ファミリーサポートセンターの利用促進や地域との交流事業を進めます。

子供の発達の悩みを抱える保護者の相談窓口として開設し4年目を迎える「こども発達相談センター」においては、専門相談員の充実等さらなる事業内容の向上に努めてまいります。

家庭児童相談室では、引き続き児童虐待への対応や母子家庭の自立等に関する相談の充実を図ってまいります。

成人保健につきましては、健康寿命の延伸とともに平均寿命と健康寿命の差を短縮するこ

とを目標に、疾病の早期発見の定期健診・がん検診等を進めてまいります。また、保健指導を実施し、生活習慣の改善に取り組むなど、健康づくりを進めてまいります。さらに、地域の看護師不足解消のため、水戸市医師会が運営する看護学校建てかえに補助をしてまいります。

#### 第4章、豊かな心と文化を育む教育のまちづくり。

学校教育につきましては、個性と創造性を育む学校教育の充実を図ることを目標に、児童生徒の基礎的・基本的な知識と技能の習得に努めるとともに、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「自分らしい生き方や自立」の育成を図ってまいります。そのため、8年生、9年生については市独自に35人学級を継続して、一人ひとりのニーズに合わせたきめ細やかな指導を行ってまいります。また、引き続き、障がい児学習指導員等を配置するほか、小学校においてALT（外国語指導助手）による英語教育の拡充強化を図り、早期に外国人とのコミュニケーションや外国文化に触れる機会をふやすことにより、グローバルな社会を見据えた人間形成を図ってまいります。

さらに、平成27年度から小学校教育の6年間と中学校教育の3年間の9年間を見通し、個々に応じた一貫したきめ細かな指導を行うことにより、教育効果の向上を目指して小中一貫教育を導入いたしました。今後も教職員を対象とした教科・領域研修や特別支援教育研修、生徒指導研修等の充実を図り、小中一貫教育の共通理解を深め、指導力の向上を図るとともに、専科教員による授業の推進や小学校と中学校の連携を進めた系統的な指導を行い、小中一貫教育を推進してまいります。

また、コミュニティ・スクールの研究指定校として検討・研究を進めてきた瓜連小・中学校を平成28年度からコミュニティ・スクールの指定を行い、研究成果を踏まえた活動を開始いたします。

情報教育につきましては、市内各小中学校のコンピュータ教室の児童・生徒用パソコンとしてタブレットを採用することで、コンピュータ教室の中だけで完結していた情報教育を通常の授業でも活用できるようにし、「パソコンで学ぶ」といった教育環境の拡充により児童・生徒の理解を深め、学力向上を図ってまいります。

いじめ問題につきましては、那珂市いじめ防止基本方針に基づき「いじめは絶対に許さない」との意識を全ての人を持ち、地域社会全体で児童生徒を見守るとともに、いじめ防止に向け関係機関が連携を図るため「いじめ問題対策連絡協議会」を、万一いじめの重大事態が発生したとき、早期に事実関係を解明し対処する調査機関として「いじめ調査委員会」、「いじめ再調査委員会」を平成27年度に設置いたしました。今後も関係機関と連携を密にし、地域社会と一体になり、いじめ問題の克服を目指して取り組んでまいります。また、学校生活への悩みを持つ児童・生徒及び保護者並びに教員の多様な教育相談に応じるため、教育支援センター機能の充実を図るとともに、心の教室相談員やスクールカウンセラー等による指導・支援を行ってまいります。

幼児教育につきましては、子ども・子育て支援制度のもと、引き続き那珂市立幼稚園教育振興計画に基づき、特別支援教育の充実や預かり保育等を推進し、幼稚園教育の一層の充実に努めてまいります。また、那珂市公立幼稚園の再編計画に基づき、市立幼稚園1園への統合を計画的に進めてまいります。

学校施設につきましては、安全・安心で快適な教育環境づくりを推進してまいります。地域住民の災害時の緊急避難場所としても活用される校舎や屋内運動場については、耐震補強工事が平成27年度に全て終了いたしました。今後は、武道場等の吊天井補強工事や大規模改修工事を引き続き計画的に進めてまいります。

中央公民館につきましては、市民の意向を反映した講座の充実や自主事業の積極的な展開等、多様化する市民ニーズに対応するとともに、各地区まちづくり委員会との連携を深め、地域における生涯学習活動を推進してまいります。

市立図書館につきましては、那珂市読書活動推進計画に基づき、市民が読書に親しむ機会の提供及び充実に努めてまいります。また、地域や学校等の関係機関と連携・協力し、子供たちの読書活動を支援してまいります。さらに、読書活動の意義や重要性について、広く普及・啓発を図ってまいります。

スポーツの推進につきましては、那珂市スポーツ振興基本計画に基づき、生涯にわたるスポーツの推進による市民の健康づくりを実施するとともに、スポーツ振興の中核を担っている那珂市体育協会の活動を支援してまいります。また、那珂総合公園を活用し、市民のニーズに応じた魅力あるスポーツ教室を開講し、スポーツに親しむきっかけづくりやともに楽しむ仲間づくりの場を提供し、市民の健康の維持・推進に努めてまいります。

青少年健全育成につきましては、家庭教育力の向上に努めるとともに、家庭・学校・地域・ボランティアなど関係機関との連携を一層深め、子供たちが健やかに育つ環境づくりを推進してまいります。また、ふるさと教室等における体験事業の充実により、小学生のふるさとを愛する心と社会性の涵養を図ってまいります。

歴史遺産・伝統文化につきましては、歴史民俗資料館を拠点として季節展や企画展を充実するとともに、市史編さん事業を進めてまいります。また、市民との協働により、額田城跡の保存管理をはじめ各種の歴史遺産の保存活動を進めてまいります。

国際交流につきましては、市国際交流協会と連携し異なる文化や生活習慣を互いに理解し合える多文化共生の推進に努めるとともに、国際親善姉妹都市であるアメリカ合衆国オークリッジ市との交流を通して、国際的感覚を持ち、グローバル社会に対応できる人材を育成してまいります。

市民交流事業につきましては、友好都市である秋田県横手市との交流を通して、異なる風土や文化、生活習慣等に触れ、市民及び市民団体の友好関係が継続・発展できるよう交流活動を支援してまいります。

第5章、活力があり賑わいのあるまちづくり。

農業振興につきましては、米の消費拡大や農産物の加工、第6次産業化を推進し、生産と加工販売から消費までの一体的な推進を図るとともに、新たな付加価値の創造に取り組んでまいります。

T P Pの大筋合意等による関税撤廃は、基幹産業である農業はもとより、地域経済・社会や国の食料自給率に大きな影響を及ぼす可能性があります。今後においても、農業者が安心して営農できる施策の充実を図り、食料の安全、安定供給や食料自給率の向上など農業の振興について、県及びJ A常陸、農業団体、食品加工業者等のさまざまな団体と連携し取り組むとともに、地域農業の担い手となる認定農業者、新規就農者等の確保・育成を図ってまいります。

農地につきましては、農地中間管理事業や遊休農地解消対策事業、耕作放棄地再生利用事業等を活用し、農業委員会その他関係機関と連携を図りながら農地の集積を進めるとともに、耕作放棄地の解消に向け取り組んでまいります。農業基盤整備事業につきましては、引き続き有ヶ池地区及び芳野地区において県営事業を実施してまいります。基幹水利施設ストックマネジメント事業による既存施設の長寿命化や県単かんがい排水事業において施設の更新を進めるとともに、農地中間管理事業を活用した担い手等への農地集積を進めながら、農地流動化促進のため県営での計画地区ほ場再整備の推進に取り組んでまいります。

農業施設の長寿命化や施設の更新など、営農の効率化を図るため、多面的機能制度の活用や農業生産基盤の整備・保全に対する支援を拡充し、農家の費用負担軽減を図ってまいります。

商工業の振興につきましては、那珂市商工業振興計画に基づき、商工業の活性化を図るため、自治・振興金融制度等による事業資金の資金支援や、雇用対策としての就職活動の支援、産業祭の開催、特産品ブランド化推進事業に引き続き取り組んでまいります。また、企業コーディネーターを配置し、起業などのワンストップの相談及び支援を行う「よろず相談事業」にも取り組んでまいります。

企業誘致につきましては、製造業に限らず多様な業種について誘致の可能性を探るとともに、県や関係機関等との連携、情報収集に努めてまいります。また、引き続き固定資産税の優遇や緑地面積率の緩和措置等を生かした誘致活動に取り組むとともに、既存企業への支援を行ってまいります。

観光振興につきましては、那珂市観光振興計画に基づき、市の歴史、文化、自然、人などの地域資源を生かし、観光客の誘致を図ります。また、観光と商業・農業などの地域産業が連携する仕組みをつくることにより、地域経済の活性化を図るほか、市観光協会はじめ関係機関と連携し、市の魅力や情報を積極的に発信して市のイメージアップに努めてまいります。

ふるさと大使につきましては、それぞれの仕事や活動の機会を通して、全国各地で本市の魅力を広めていただいているところでございます。市としましても、ふるさと大使の活動を支援するため、引き続き各種イベントや市政の情報を積極的に提供するとともに、情報交換

会を開催し市政へのご意見やご助言を聴取してまいります。

第6章、行財政運営の効率化による自立したまちづくり。

広域連携につきましては、県央地域全体で必要な生活機能を確保し、圏域への人口定住を促進するため、「茨城県央地域定住自立圏形成協定」の締結に向け取り組んでまいります。

行財政改革につきましては、第3次那珂市行財政改革大綱に基づき、効率的な市政運営に向けた取り組みを引き続き進めてまいります。

社会保障・税番号制度に伴って交付される個人番号カードを利用し、全国のコンビニエンスストアで住民票の写しなどを交付することができるコンビニ交付は、証明書を交付できる時間帯が広がるほか、市外でも証明書の交付が可能となり利便性が大きく向上することから、平成28年度中の導入を目指して取り組んでまいります。

職員研修につきましては、引き続き那珂市人材育成基本方針に基づき、信頼される職員、自立する職員、創造性あふれる職員の育成を目指し、それぞれの役職階層において求められる知識や能力をはじめ、政策形成能力や行政経営能力、危機管理能力等の専門的能力の育成に向け、職員一人ひとりの意識改革や資質・能力の向上を図ってまいります。

人事評価制度につきましては、試行を重ねながら制度を構築してまいりましたが、平成28年度から本施行となります。これにより公正で適正な人事評価を行い、能力や実績に基づく人事管理に努めてまいります。

職員数につきましては、定員管理計画の目標達成に向け推進してまいります。年次的に多数の退職者が見込まれることから、後継の管理職員の適材適所への配置や、退職者の再任用、新規採用職員の確保により、業務の継続性を確保しながら適正な定員管理を行ってまいります。

市税等の納付につきましては、昨年10月よりキャッシュカードによる口座振替受付サービスを開始いたしました。今後も納税機会の拡充を図り、市民サービスと収納率の向上に努めてまいります。指定金融機関につきましては、競争原理が働き市民へのサービスや地域貢献がさらに向上することから3年ごとの輪番制を採用し、常陽銀行と筑波銀行の2行を指定いたしました。本年10月に開始する輪番制は、筑波銀行からとなります。

公有財産の適正管理と有効活用については、未利用地となっている瓜連駅北側の市有地等につきまして利活用を図ります。

窓口業務の日曜開庁につきましては、市民生活の利便性の確保、市民顧客主義の観点に基づき平成23年9月から実施しており、市民に浸透してきたところであります。今後もさらなる利便性に向け、検討・改善を加えながら継続してまいります。

事務権限の移譲につきましては、平成26年度6月に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）が公布され、今後も国・県からの一層の権限移譲が進められることが予想されますので、これらに対応するための組織体制を整備するとともに地域の自主性及び自立性を高め、市民へのサービス提供や

利便性の向上に取り組んでまいります。

以上、平成28年度の市政運営にあたって基本的な考え方と主要施策の概要について申し上げます。地方自治体を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、那珂市の発展をさらに確実なものとして、輝ける未来を創造するため、先に申し述べました各種施策を一つひとつ確実に推進しながら、市民生活において真の豊かさが実感できるよう全力を挙げて取り組んでまいりたいと決意しております。

ここに、議員各位をはじめ市民の皆様の一層のご理解とご協力を重ねて申し上げまして、施政方針といたします。

○議長（中崎政長君） 暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

---

◎議案第1号、議案第2号及び議案第32号～議案第38号の一括上程、  
説明、質疑、討論、採決

○議長（中崎政長君） 日程第2、議案第1号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第2号 那珂市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第32号 平成27年度那珂市一般会計補正予算（第6号）から議案第38号 平成27年度那珂市水道事業会計補正予算（第3号）までの以上9件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成28年第1回那珂市議会定例会の開会にあたり、提出いたしました議案等の概要についてご説明申し上げます。

今定例会に提出いたしました議案等は、専決処分についてが1件、条例の一部改正が21件、新規条例の制定が10件、平成27年度各種会計補正予算が14件、平成28年度各種会計予算が9件、その他が3件の、計58件でございます。

まず、初めにご審議いただきたい条例の一部改正の2件、平成27年度各種会計補正予算の

7件について概要をご説明申し上げます。

議案書の6ページ及び39ページをごらんいただきたいと思います。

議案第1号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

議案第2号 那珂市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

この2件につきましては、平成27年8月の人事院勧告を受け、それぞれの条例について所要の改正を行うものでございます。

続きまして、平成27年度各種会計補正予算の予算書をごらんいただきたいと思います。

議案第32号 平成27年度那珂市一般会計補正予算（第6号）。

議案第33号 平成27年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）。

議案第34号 平成27年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

議案第35号 平成27年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第3号）。

議案第36号 平成27年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）。

議案第37号 平成27年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）。

議案第38号 平成27年度那珂市水道事業会計補正予算（第3号）。

これら7件の各種会計の補正予算案の主な内容につきましては、人事院勧告及び職員共済組合負担金算定方式の改正等に伴う職員人件費の調整によるものでございます。

以上でございます。どうかよろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中崎政長君） これより議案第1号、議案第2号及び議案第32号から議案第38号までの以上9件を一括して質疑を行います。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号、議案第2号及び議案第32号から議案第38号までの以上9件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認め、よって、議案第1号、議案第2号及び議案第32号から議案第38号までの9件については、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより、議案第1号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決をいたします。

この採決は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中崎政長君） 全員起立と認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第2号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中崎政長君） 全員起立と認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第32号 平成27年度那珂市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

この採決は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中崎政長君） 全員起立と認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第33号 平成27年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中崎政長君） 全員起立と認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第34号 平成27年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中崎政長君） 全員起立と認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり決することに決定いたしました。

続きまして、議案第35号 平成27年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立による採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中崎政長君） 全員起立と認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第36号 平成27年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中崎政長君） 全員起立と認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第37号 平成27年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中崎政長君） 全員起立と認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第38号 平成27年度那珂市水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中崎政長君） 全員起立と認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり決することに決定いたしました。

---

◎報告第1号及び議案第3号～議案第31号、議案第39号～議案第57号の一括上程、説明

○議長（中崎政長君） 日程第3、報告第1号及び議案第3号から議案第31号、議案第39号から議案第57号までの以上、49件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 慎重なるご審議と議決をいただきまして、まことにありがとうございました。

続きまして、先にご審議いただきました議案を除いた、その他の議案等につきまして概要をご説明申し上げます。

初めに報告案件である、専決処分についての概要についてご説明いたします。議案書をごらんいただきたいと思います。

1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第1号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）。

平成27年9月27日に後台地内で発生した市道のへこみによる車両損傷事故及び平成27年11月11日に那珂市消防本部駐車場において発生した駐車車両への物損事故について、賠償額が決定し和解したので、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において平成20年議決第3号により指定された事項について専決処分したので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案の概要についてご説明いたします。

まず、条例の一部改正についてご説明いたします。

44ページをお開きいただきたいと思います。

議案第3号 那珂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、那珂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の別表第1及び別表第2を整理し、また、市長部局から教育委員会に情報の提供を求めることについて規定するものでございます。また、今回の改正にあわせ、条例名を「那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に改めるものでございます。

続きまして、81ページ及び85ページをごらんいただきたいと思います。

議案第4号 那珂市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議案第5号 那珂市職員定数条例の一部を改正する条例。

この2件につきましては、農業委員会等に関する法律が改正されたことにより、それぞれの条例の引用条文について所要の改正をするものでございます。

続きまして、89ページ及び96ページをごらんいただきたいと思います。

議案第6号 那珂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

議案第7号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

この2件につきましては、行政不服審査法の全部が改正され、改正後の行政不服審査法が施行されたことにより、改正を行うものでございます。

議案第6号につきましては、審査の申出書に記載する事項及び根拠法令を整理し、また、

提出資料について新たに規定を加えるため改正するものでございます。

議案第7号におきましては、行政不服審査会の委員の報酬及び費用弁償について新たに規定するため改正するものでございます。あわせて、平成27年4月に廃止された那珂市地域審議会設置条例による委員の報酬及び費用弁償について削除いたします。

続きまして、100ページ及び104ページをごらんいただきたいと思います。

議案第8号 那珂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第9号 那珂市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例。

この2件については、地方公務員法が改正されたことにより改正を行うものでございます。

議案第8号においては、引用条文の所要の改正をするものです。また、学校教育法の改正により義務教育学校が新たに加えられたことから定義を改正するものでございます。

議案第9号においては、人事評価が施行されるため、従前の勤務成績等の文言について所要の改正をするものでございます。

続きまして、108ページをお開きいただきたいと思います。

議案第10号 那珂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例。

配偶者同行休業等の休業についての新規制定及び行政不服審査法の改正に伴い、公表すべき情報について変更が生ずることから、文言の修正及び公表項目の追加を行うため改正するものでございます。

続きまして、113ページをお開きいただきたいと思います。

議案第11号 那珂市障害支援区分認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

那珂市障害支援区分認定審査会に設置されている合議体の数が、平成28年4月1日から5合議体から6合議体に変更となることにより、委員の定数を25人から30人に増員するために改正するものでございます。

続きまして、117ページをお開きいただきたいと思います。

議案第12号 那珂市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

地域子育て支援センターの開館時間及び休館日について、現状の事業実施状況に合わせるため、開館時間を変更し、また、土曜日を開館日とする改正をするものでございます。

続きまして、121ページをお開きいただきたいと思います。

議案第13号 那珂市介護保険条例等の一部を改正する条例。

地方税法の一部改正により、市民税等の減免申請期限が改正されたことに伴い、当条例においても同様の改正をするものです。また、介護認定審査会の開催回数をふやすため、委員の定数をふやし、さらに在宅医療・介護連携推進事業及び認知症総合支援事業について、実施時期を早め平成28年度からとすることに伴い改正するものでございます。

続きまして、125ページをお開きいただきたいと思います。

議案第14号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

介護保険法及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、指定地域密着型通所介護が市町村が指定・監督する施設として新たに規定されたことにより条項の追加及び引用条文の改正をするものでございます。

続きまして、134ページをお開きください。

議案第15号 那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

介護保険法が改正されたことにより、当条例の引用条文について所要の改正をするものでございます。

続きまして、138ページ及び146ページをごらんいただきたいと思います。

議案第16号 那珂市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

議案第17号 那珂市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例。

この2件については、道路法施行令の一部を改正する政令及び茨城県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例がそれぞれ公布されたことに伴い、それぞれの条例の別表について一部改正するものでございます。

続きまして、154ページをお開きいただきたいと思います。

議案第18号 那珂市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例。

那珂市公立幼稚園再編計画に基づき、平成27年度をもって額田幼稚園と横堀幼稚園が統合し、額田幼稚園が閉園することとなることから当条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、158ページをお開きいただきたいと思います。

議案第19号 那珂市立学校給食センター薬剤師設置条例の一部を改正する条例。

那珂市学校医・学校歯科医及び学校薬剤師の任用に関する規則における学校三師について任期が規定されたことに伴い、学校給食薬剤師の任期を新たに定めるため、当条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、162ページをお開きいただきたいと思います。

議案第20号 那珂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

地方公務員法の改正により、職員の職務の種類について別に規則で規定することとなったことから、改正を行うものです。また、あわせてこれまで那珂市企業職員の給与に関する規定により那珂市職員の給与に関する条例を準用していた部分を見直し、条項の追加を行うとともに、文言の整理を行うものでございます。

続きまして、167ページをお開きいただきたいと思います。

議案第21号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の規定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の交付に伴い、当条例別表第3の一部を

改正するものでございます。

続きまして、新規条例の制定についてご説明をいたします。

246ページをお開きいただきたいと思います。

議案第22号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例。

平成27年6月の地域再生法の一部改正に伴い、同法に規定する地方活力向上地域内において、本社機能の移転または拡充等を行う事業者について税制等の優遇措置を受けることができる「地方拠点強化税制」が創設されたことを受け、本市における地域経済の活性化、雇用機会の創出に資するため、固定資産税の不均一課税を行う条例を制定するものでございます。

続きまして、250ページ、253ページ、257ページをごらんいただきたいと思います。

議案第23号 那珂市行政不服審査会条例。

議案第24号 那珂市行政不服審査関係手数料条例。

議案第25号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

この3件については行政不服審査法の全部が改正され、改正後の行政不服審査法が施行されたことにより制定するものでございます。

議案第23号におきましては、地方公共団体にこの法律の規定により、その権限に属させられた事項を処理する機関を置くことと規定されたことにより、その機関である行政不服審査会について必要な事項を定めるものでございます。

議案第24号におきましては、提出された資料等について、交付を求めると規定されているため、その交付を受ける際に納付しなければならない手数料について定めるものでございます。

議案第25号におきましては、各条例中の用語や手続の整合性を図ることに加え、審理員の指名を適用除外する規定を追加するため定めるものでございます。

続きまして、270ページ、274ページ、277ページをごらんいただきたいと思います。

議案第26号 那珂市職員の降給に関する条例。

議案第27号 那珂市職員の退職管理に関する条例。

議案第28号 那珂市職員の等級及び職制上の段階ごとの職員の数の公表に関する条例。

この3件については、地方公務員法が改正されたことにより制定するものでございます。

議案第26号におきましては、降給が定義づけられたことにより、降給の方法及び事由について定めるものでございます。

議案第27号におきましては、退職管理を徹底することが義務とされたため、退職管理を行う上で、地方公務員法において条例で定めるとされた国の部課長に相当する職として、再就職者の依頼が禁止されることとなる職の範囲について定めるものでございます。

議案第28号におきましては、等級別、職制上の段階ごとの職員の数の公表が義務化されたことから、各任命権者の市長への報告期限及び公表の方法について定めるものでございます。

続きまして、280ページ、283ページをごらんいただきたいと思います。

議案第29号 那珂市職員の修学部分休業に関する条例。

議案第30号 那珂市職員の自己啓発等休業に関する条例。

この2件については、職員の高まる能力育成の需要に制度として応えることで、職員の一層の能力育成を図るべく、教育機関への修学や国際貢献活動に参加しようとする場合において、議案第29号におきましては上限2年間、議案第30号につきましては上限3年間の休業を承認することについて定めるものでございます。

続きまして、289ページをお開きいただきたいと思います。

議案第31号 那珂市職員配偶者同行休業に関する条例。

近年の一層の国際化に対応し、配偶者の海外赴任に同行することによる人材逸失の危険性を低減させるため、海外に赴任する配偶者に同行しようとする市職員に対し、上限3年間の休業を承認することについて定めるものでございます。

続いて平成27年度各種会計補正予算についてご説明をいたします。

補正予算の予算書をごらんいただきたいと思います。

議案第39号 平成27年度那珂市一般会計補正予算（第7号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ1億8,549万8,000円を追加し、193億2,444万4,000円とするものでございます。

歳出としては、各事業における契約額、所要額の確定等により事業費を減額するものでございます。

増額補正をする主な事業につきましては、総務費については、業務系システム管理事業及び個人番号カード交付事業において、国の補正予算により情報セキュリティ強化対策経費及び交付事務費を、ふるさと寄付金「ふるさとの便り」事業及び基金積立事業において、ふるさと寄付の増加に伴い返礼品の経費及び積立金をそれぞれ増額するものでございます。

民生費については、年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業において、国の補正予算により低年金受給者へ給付金を、母子生活支援措置事業において母子生活支援措置費を、国民健康保険特別会計繰出金において繰出金をそれぞれ増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、市税、地方交付税、国庫支出金及び繰越金をそれぞれ増額し、県支出金、繰入金、諸収入及び市債をそれぞれ減額するものでございます。さらに、繰越明許費として、両宮排水路整備事業ほか10事業において、各事業諸般の理由により、事業費の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

議案第40号 平成27年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）。

予算総額から、歳入歳出それぞれ1,589万3,000円を減額し、69億7,098万6,000円とするものでございます。

歳出の主な内容としては、保険給付費において、一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費及び一般被保険者高額療養費をそれぞれ増額し、出産育児一時金を減額するものでございます。

共同事業拠出金において、高額医療費共同事業医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金については、額の確定によりそれぞれ減額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、療養給付費等交付金及び繰入金をそれぞれ増額し、国庫支出金、県支出金及び共同事業交付金をそれぞれ減額するものでございます。

議案第41号 平成27年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ4,350万7,000円を追加し、26億3,728万7,000円とするものでございます。

歳出の主な内容としては、総務費において、基金積立事業において積立金を増額し、一般管理事務費において消費税の納付金を、公営企業会計適用推進事業において委託費を、流域下水道維持管理負担金において維持管理負担金をそれぞれ減額するものでございます。

災害復旧費について、単独災害復旧事業において、契約額の確定により減額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、分担金及び負担金、使用料及び手数料並びに繰越金をそれぞれ増額し、県支出金、繰入金及び市債をそれぞれ減額するものでございます。

さらに、繰越明許費としまして、公共下水道整備事業及び那珂久慈流域下水道事業において、各事業諸般の理由により、事業費の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

議案第42号 平成27年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第4号）。

予算総額から、歳入歳出それぞれ1,601万1,000円を減額し、10億272万2,000円とするものでございます。

歳出の主な内容としては、総務費において、基金積立事業において、積立金を増額し、一般管理事務費において消費税の納付金を、公営企業会計適用推進事業において委託料をそれぞれ減額するものでございます。

農業集落排水整備事業費について、農業集落排水整備事業において、契約額の確定により減額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、分担金及び負担金、使用料及び手数料並びに繰越金をそれぞれ増額し、市債を減額するものでございます。

議案第43号 平成27年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）。

予算総額から、歳入歳出それぞれ3,441万2,000円を減額し、43億8,319万4,000円とするものでございます。

歳出の主な内容としましては、保険給付費において、居宅介護・予防サービス給付費及び施設介護サービス給付費の負担金を減額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金をそれぞれ減額し、繰越金を増額するものでございます。

議案第44号 平成27年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）。

予算総額から、歳入歳出それぞれ700万円を減額し、1億1,703万8,000円とするものでございます。

歳出の主な内容としては、区画整理事業費において、契約額の確定により減額するものでございます。

また、歳入についても、歳出補正予算との関連において、繰入金及び市債をそれぞれ減額し、繰越金を増額するものでございます。

議案第45号 平成27年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ1,299万7,000円を追加し、5億3,199万7,000円とするものでございます。

歳出の主な内容としては、分担金及び負担金において、広域連合への保険基盤安定納付金を減額し、保険料納付金を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、保険料及び繰越金を増額し、繰入金を減額するものでございます。

続きまして、平成28年度の各種会計予算についてご説明をいたします。

これからご説明いたします議案第46号から議案第53号につきましては、地方自治法の規定に基づき提出するものであります。

議案第46号 平成28年度那珂市一般会計予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ183億8,300万円で、前年度比2.4%の減となっております。

議案第47号 平成28年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69億円で、前年度比1.1%の増となっております。

議案第48号 平成28年度那珂市下水道事業特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億3,600万円で、前年度比19.2%の減となっております。

議案第49号 平成28年度那珂市公園墓地事業特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,400万円で、前年度比7.7%の増となっております。

議案第50号 平成28年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億2,600万円で、前年度比8.8%の減となっております。

議案第51号 平成28年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億8,300万円で、前年度比1.8%の増となっ

ております。

議案第52号 平成28年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,900万円で、前年度比12.1%の増となっております。

議案第53号 平成28年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億3,500万円で、前年度比3.1%の増となっております。

議案第54号 平成28年度那珂市水道事業会計予算。

地方公営企業法第24条第2項に基づき提出するものでございます。

続いて、その他の議案についてご説明をいたします。

295ページをお開きいただきたいと思います。

議案第55号 公の施設の広域利用に関する協議について。

公の施設の広域利用に関する協定について、広域対象となる施設の追加、削除及び変更に伴い、協定書を再度締結する必要性が生じたため、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、305ページをお開きいただきたいと思います。

議案第56号 市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経て、市道路線を認定するものでございます。

続きまして、314ページをお開きいただきたいと思います。

議案第57号 市道路線の廃止について。

道路法第10条第3項の規定により議会の議決を経て、市道路線を廃止するものでございます。

以上でございます。どうか慎重なご審議をお願い申し上げます。

---

### ◎散会の宣告

○議長（中崎政長君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午前11時43分

平成28年第1回定例会

# 那珂市議会会議録

第3号（3月14日）

平成28年第1回那珂市議会定例会

議事日程(第3号)

平成28年3月14日(月曜日)

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番	大和田 和 男 君	2番	富 山 豪 君
3番	花 島 進 君	4番	中 崎 政 長 君
5番	筒 井 かよ子 君	6番	寺 門 厚 君
7番	小 宅 清 史 君	8番	綿 引 孝 光 君
9番	木 野 広 宣 君	10番	古 川 洋 一 君
11番	萩 谷 俊 行 君	12番	勝 村 晃 夫 君
13番	笹 島 猛 君	14番	助 川 則 夫 君
15番	君 嶋 寿 男 君	16番	遠 藤 実 君
17番	福 田 耕四郎 君		

欠席議員(1名)

18番 須 藤 博 君

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	海 野 徹 君	副 市 長	松 崎 達 人 君
教 育 長	秋 山 和 衛 君	企 画 部 長	関 根 芳 則 君
総 務 部 長	宮 本 俊 美 君	市 民 生 活 部 長	車 田 豊 君
保 健 福 祉 部 長	大 部 公 男 君	産 業 部 長	佐々木 恒 行 君
建 設 部 長	富 田 慶 治 君	上 下 水 道 部 長	石 川 裕 君
教 育 部 長	会 沢 直 君	消 防 長	増 子 正 行 君
会 計 管 理 者	野 上 隆 男 君	行 財 政 改 革 推 進 室 長	綿 引 智 君
危 機 管 理 監	引 田 克 治 君	農 業 委 員 会 農 事 務 局 長	樫 村 武 君

総務部次長 川崎 薫 君

---

**議会事務局職員**

事務局長 深谷 忍 君      次長補佐 横山 明子 君  
書 記 小田部 信人 君      書 記 萩谷 将司 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（中崎政長君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員は、18番、須藤 博議員の1名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（中崎政長君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、市長、副市長、教育長の外、関係職員の出席を求めています。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

---

◎一般質問

○議長（中崎政長君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆さんにお知らせいたします。

会期日程の中に一般質問者の順番及び期日を定めました。したがって、今期定例会の一般質問は、本日は通告1番から4番までの議員が行います。また、明日15日は通告5番から6番までの議員が行います。

以上、ご理解及びご協力のほどよろしくお願いいたします。

---

◇ 花 島 進 君

○議長（中崎政長君） 通告1番、花島 進議員。

質問事項 1. 下水道の整備、下水排水処理の改善計画の現状について。2. 道路などについて。3. 周辺地域の活性化、分散型住居の推進について。4. 育児支援、教育、教育環

境について。5. 国民健康保険税について。6. 那珂市高齢者保健福祉計画について。7. 那珂市の職員の処遇について。8. 額田地区にかかわる新規計画について。9. 常設の住民投票条例について。10. 平和事業について。

花島 進議員、登壇願います。

花島議員。

〔3番 花島 進君 登壇〕

○3番（花島 進君） 花島です。

新人でしかも初めての議会なのでいろんなことがわからなくて、質問事項がたくさんあります。時間が限られていますので全てやれるかどうかわかりませんが、できるだけ手際よくやりたいと思っています。よろしくお願いします。

まず、1番目の下水道等の件です。

下水・排水処理が円滑にできるということは、市民の生活として非常に大切な要素でありまして、私たちが昨年行ったアンケートでも非常に多くの要望が寄せられていました。ですけども、市の財政にはおのずと制限がありまして、要求に全て即座に応えるということができないのは了解しています。また、私は額田地区という周辺地域に住んでいまして、その事情もあるというふうに考えていまして、下水道、下水道と言うと間違いです、下水ですね、一言で言うと。あるいは雨水も含めた排水処理についていろいろ考えたいと思っています。それで、いくつか基本的なことについて質問したいということです。

一つは、下水道計画の概略ですね、過去10年間でどのくらいの世帯が利用可能になり、どのくらいの建設に資産を使っているかということをお示しいただきたい。

次は、下水道整備の今後の見通しです。これ、今言っている下水道というのは、広域下水道につながる下水道のことを言っています。それから、合併浄化槽の設置の助成ですね、過去10年間の状況をお聞きしたいということ。

次に、排水路、これは、下水ということではなく雨水等の排水路がどうなっているかということについて、市内の排水路が全体としてどうなっているかというデータを知りたいということです。また、それと関連しまして、那珂市及び周辺の地質データ、どのようなものを把握しているか。あるいは例えばどこか外部の機関と連携して見られるようになっているとかという話がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

とりあえず以上、1番の項目についてお伺いします。

○議長（中崎政長君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川 裕君） お答えします。

まず1点目でございますけれども、下水道の概要ということで、過去10年間どのような設備投資をしてどの程度の成果があったかということでございますけれども、過去の10年間で申しますと、まず17年度から26年度までの10年間といたしまして、投資額というのが、約63億3,000万円の整備事業費によりまして336ヘクタールほどの整備を実施しております。

それに対しまして約4,700人が供用開始となっております。詳細なデータにつきましては後日提出させていただきたいと思えます。

それから、2点目の合併浄化槽、今後の見通しということでしょうかね。そちらにつきましては、現在、下水道整備につきましては、今年度、那珂市の公共下水道事業整備計画というものを行っております、そちらの成果をもとに平成28年度に全体計画の見直しの検討を行う予定でございます。さらに、平成30年度に、現在整備を進めております第1次優先整備地区というものがございます。それに続きまして第2次整備優先地区の選定をその平成30年度に下水道審議会に諮り、決定される予定となっております。

次に、合併浄化槽の状況ですけれども、合併浄化槽の補助等につきましては、やはり平成17年度からの10年間で約3億5,400万円を補助しております。そちらの事業につきましては約1,123基が設置されておまして、補助金交付につきましては、例年、大体12月ぐらいに申し込みを終了させていただいておるところでございます。

これにつきましては、補助申請から補助金の支払いまで、現場を確認いたしまして検査をして補助金の支払いまでを年度内に済ませるということにおいて、早目に締め切らせていただいているところでございます。そちらの詳細のデータにつきましても後日提出させていただきたいと思えます。

次に、整備の見直し状況ですか、こちらにつきましては、現在、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、那珂市の公共下水道事業整備計画を行っております、そちらの各種検討のデータをもとに今年度までの期間で行っております、その成果をもちまして、全体計画の見直しということで平成28年度の下水道審議会に諮る予定となっております。

また、排水路関係と地質データということでございますけれども、下水道課としては地質データを一括して管理してはございませんが、下水道に関係するところにおいてのみ、そちらの計画とか実施設計のために地質調査を行っております、それらのデータは保有しております。そのデータにつきましては、ボーリング調査等による地質あるいは地層の構成とか地下水位等に関するものが明記されております。それらのデータにつきましては下水道課で確認することができます。また、県内のデータの一部はジオ・ステーションというサイトで公開されているものもございます。排水路についてのデータは持っていません。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） お答えいただきましてありがとうございます。詳細は後で聞かせていただきますが、一言だけ、下水道整備に過去10年間で63億円かかっているという約4,700人が利用可能になったということは1人当たり134万円大体かかっているということで、この数字と、合併浄化槽の補助で1件当たり約30万円ぐらいですか、平均ですけれども、というこの対比を頭に入れて今後の計画を考えていただきたいと思います。あと、後ほどいろんなことを提案したいと思えますが、きょうはこれまでに。

次に移ってよろしいですか。

那珂市の道路整備状況についていくつかお伺いしたいと思います。

一つは、私の額田地区というのは道路が非常に悪いと住民はみんな思っていて、那珂市全体でも悪いんですけども、額田地区は特に悪いんじゃないかと皆さん思っています。それについてどこをどうせいということは後ほど言いたいと思いますが、今の第一段階ではいくつか基本的なことをお伺いしたい。

一つは全体像です。道路が例えば那珂市全体でどのように分布しているかというイメージですね、太さとかそういうのがわかるものがあるかどうかということです。実はこれがないということを知ったので、後で詳細に調べさせていただきたいと思います。

それから、道路の基本構造についてお伺いしたい。つまり、ランク分けして、これくらいのランクだったらこういうふうにつくるという話があると思いますので、それをお聞きしたいと思います。

最後に、これは要望なんですけど、踏切が前後の道より狭くて危ないという声が市民から上がっています。典型が上菅谷駅すぐ南の踏切です。そういうことについてなぜなんとかならないのかをお伺いしたい。

以上。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

まず初めに、那珂市の状況でございます。

市が管理している道路の総延長は約1,150キロでございます。内訳として、都市計画決定された都市計画道路や主要な集落間を相互に連絡する幹線1級市道としまして約84キロメートル、2つ目として、集落間を相互に連絡する幹線2級市道として約47キロメートル、3つ目として、集落間の道路である一般市道として1,019キロメートルでございます。以上、起点・終点、道路延長、幅員について道路台帳で管理しております。

それと、道路の基準の整備でございます。主に生活道路の整備にあたっては、各自治会の要望により、建築物の建て詰まり等地域の事情により次の3タイプで整備を行っております。1つ目として、道路幅員5.5メートルに拡幅する市道整備基準によるもの、2つ目として、道路幅員、5.5メートル未満に拡幅する、主に幅員4メートルとした狭隘道路の整備基準、3つ目として、隣接の諸条件により先ほど申しました2つの条件に満たない、いわゆる現道舗装、暫定舗装という言葉で今行っておりますが、道路幅員2.5メートル以上の暫定舗装による整備、この3タイプの整備基準により行っております。

3点目でございます。各ランクの道路はどのような構造で整備しているのかというご質問だと思います。

先ほどの3つのタイプごとに道路の路盤構成や道路側溝の設置、現場状況に合った整備を行っております。1つ目として、整備基準による道路幅員を5.5メートルの場合、路盤構成、

舗装厚5センチを含め55センチでございます。これは両側に側溝がつく拡幅整備でございます。2つ目として、狭隘道路整備基準につきましては幅員が4メートル、路盤構成、舗装に関しましては1つ目と同じでございます。これにつきましては片側側溝でございます。1つ目、2つ目に関しましては、あくまでも流末排水があるというのが限定でございます。3つ目として、先ほど申しました現道舗装として道路幅員を2.5メートル以上、路盤構成、舗装厚5センチメートルを含めて25センチメートルで整備をしております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） いい道つくるには排水がないとだめだということで、ですけど、一方で排水路が十分把握されていないというのは問題かなと思います。どうもありがとうございました。

次に移ります。道路関連は少し飛ばします。

周辺地域の活性化と分散居住の推進について、私は、選挙における公約で言っていました。これからいろんなことを地元の方と相談しながら要望をつくっていきたいと思っておりますが、その前に、これまでに議会で関連する話があったので、それがその後どうなっているかをお伺いしたいと思います。

知事が市町村長の申し出に基づき指定した区域内に住宅を建設する場合、知事の許可・承認を得てという形で市街化調整区域においても、従来、そこからの出身者でなくてもあるいは農業者でなくてもできるという制度があるようですが、これの導入について、前の議会で議員さんが質問して検討すると答えていました。今の状況はどうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えいたします。

近年の人口減少、少子高齢化を背景に、市街化調整区域の既存集落、コミュニティの維持が困難となってきています。このことから、市街化調整区域内にあらかじめ一定の要件を備えている区域を指定することによりまして誰でも住宅等を建築することができる区域指定制度、これは、那珂市は県のほうからこの区域指定制度を実行してもいいですよという区域に入っているんですけども、その区域指定制度を導入し、既存集落の生活コミュニティの維持・保全を図り、各世代が安心して暮らせる集落環境を実現するために、来年になりますけれども、平成29年4月に制度導入に向けての準備を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） それは私たちの意に沿っていると思うんですが、問題は、どういうふうな制約のもとにやるかというのがすごく大事で、変に緩め過ぎると妙なところに住宅密集地ができる、一方で、きつ過ぎると当然住んでいいような場所に人が住みつかないということがありますので、さきに申しました下水道関連のこととか道路のことを含めて全体的にし

っかりした計画というんですかね、を考えていただきたいと思います。これからも意見言っていきますので、よろしくお聞きしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

育児支援とか教育環境についていくつかお聞きしたいと思います。

一つは、笠間市などで教室にエアコンの設置を求める動きがあります。既に実施している自治体もあると思います。私自身は直ちにエアコンをつけろと言うつもりはないんですが、その前に、そもそも子供たちの教育環境、教室の中の環境はどうなっているかということ把握するのが大事かと思っています。それについて、教室環境の把握はできているのかどうか、どのような測定をして結果どうなっているのかということをお聞きしたいということです。

次は、子育ての負担を軽減するために、18歳までの子弟の医療費の無料化を実現したいと考えています。これまで県の制度に上乗せして市独自で中学生までの補助を強化していると思いますが、今後の考えをお聞きしたい。

次に、保育料の引き下げについてですが、前回の定例会で古川洋一市議が質問しまして、子育て中の多子世帯の負担軽減策について市が回答しています。それがその後どうなっているのか。私は保育料は極力引き下げるべきだと思っています。今の検討状況をお聞かせいただきたい。

次に、私自身がそれほど豊かでもないのに大学に行けたというのは、公の制度があったからできたと思っています。今は実は昔より奨学金とか学校をめぐる環境は悪くなっていると思っていますので、その辺をなんとかしたいと思っています。公約でも市独自の奨学金を創設ということを提起しています。これは、どういう制度にということはまだ全然具体化されていないんですが、できれば進めたいと思っています。この辺についても市長の考えをお聞きしたいと思います。

以上。

○議長（中崎政長君） 花島議員、いっぱい質問されてしまうと、私のほうも教育部長に指名したり、市長に指名したり、それから福祉部長に指名したりといろいろありますので、一つ一つ、もしできればお聞きしたいと思います。

○3番（花島 進君） はい。時間を気にしてしまして、まだありますね、でも。ちょっと急ぎ過ぎましたね。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） 初めに、学校の教室環境についてご答弁申し上げます。

児童・生徒が日常的に学校生活を過ごしております学校環境につきましては、養護教諭が毎日、校舎内の温度を測定してございます。また、担任教諭や児童・生徒が教室の温度を測定してございます。また、学校薬剤師によりまして教室の照度測定を行ったり、カーペット敷きの教室についてはダニ検査を実施しております。そういった結果、照度不足等、測定結

果が適正でないという場合には、学校薬剤師の指導を受けながら随時対応して環境の維持に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 続いて、市長。

○市長（海野 徹君） 2つお尋ねだったと思います。

奨学金の件でございます。那珂市においては那珂市奨学資金貸与制度を設けておりまして、高校進学に際し経済的に困窮している方に授業料相当額の奨学資金の貸し付けを実施してまいりましたが、国による高校授業料無償化の実施に伴いまして休止をしております。

また、平成26年度から県において低所得世帯を対象とした「高等学校等奨学のための給付金制度」が始まりまして、授業料以外の教育に必要な経費について給付されるようになりましたので、那珂市独自の給付制の奨学資金制度の創設については現在考えておりません。

それから、2番目の多子世帯の負担軽減ということでございます。多子世帯の保育料の負担軽減につきましては、現在、小学校就学前の範囲内に子供2人以上いる場合、第2子は半額、第3子は無料という制度となっておりますが、新年度から、市独自の制度として、その対象者範囲である第1子を小学3年生まで拡大する軽減策を予定しているところでございます。

また、国においても、この多子世帯の保育料軽減については、今年度から、年収360万未満の世帯については多子世帯軽減の年齢上限を撤廃するという改正が予定されております。国等においても、多子世帯の保育料軽減については、一部の所得階層であります。新たな支援取り組みも開始されますので、こうした動向も今後は注視してまいりたいと考えております。

確かに保育料については、年齢枠の撤廃が多子世帯の負担軽減につながるものと考えますが、新年度予算の新規施策でございますので、現時点ではすぐに年齢制限を撤廃することは難しいということでお答えをしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 少しずつでも前進しているということはありがたいことです。ただ、どんどん進めてほしいということももう一つあるんですが、2つのランクで僕は教育を考えていまして、一つは、やっぱり高校までは誰でもそういう教育を受けたほうがよいと思っています。次の段階で問題は大学ですね。大学レベルになるとかなり難しく、まずお金が非常にかかるということ、それから場合によっては遠くの大学しかない、自分の希望する教育の場というんですかね。そうすると途端に年間すごいお金がかかってしまう。その2点があります。そのところもなんとか補助をしていきたいと思っているんですが、ただ、補助するにしても高校程度の補助では金額的には焼け石に水ということなので、どうしたらいいかというのは非常に悩ましいところです。それについて今後いろいろな方と相談しながら提起をしていきたいなと思っています。とりあえず、この件についてはその辺をお願いしたい。

次は、国民健康保険税の減額を要望したいということで、公約で1世帯当たり1万円程度の減額ということも言っています。これについては、そのくらいの金はあるはずだというのが我々の試算でありまして、私たちのアンケート調査でも国民健康保険税が払えなくて、払えないといってもつらくてでしょうけれどもね。払えないでいたんだけれども病気になって、そうすると過去の分も払わなければならないですよ。それが非常にしんどいと。それは本来払わなければいけないものなんですけれども、その前の段階で非常に高いということが負担になっているということがあると思います。その辺について、自治体ごとにきめられる分があるはずなので、市長の考え、市長でなくてもいいですが、市当局の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

国保税の減額の要請ということでございますが、議員ご承知のように、国保事業につきましては、受益者である加入者の税金と国・県等の補助金、さらには一般会計からの繰入金で運営しているところでございます。また、国保税の税率につきましても、平成20年度に現在の税率を設定して今日まで据え置いているという状況でございます。また、所得の低い方に対しましては税の軽減措置により対応しているというところでございます。財政的には、税収の推移を見ますと経済の低迷等による所得の伸び悩みにより減少傾向が続いていると。

そういった中で、一方、給付につきましては、医療技術の高度化や加入者の高齢化等によりまして年々増加傾向にあり、安定した財政運営を図る観点からも基金は大変重要なものであると考えております。

このような状況の中において、国保税の減額は大変厳しく、難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） なかなか財政的に厳しいというお話ですが、減額の要望は強くあるということを認識していただきたいと思っています。

次の質問に移ります。

那珂市の高齢者保健福祉計画についてですが、平成27年の4回定例会で木村静枝議員が市直営の包括支援センターの設置を検討することを求めています。それはどうなっていますでしょうか。

あと、那珂市の高齢者福祉の計画について資料をお示しいただきたい。というのは、どんどん高齢化が進んでいまして、一億総活躍とか言っていますけれども、高齢者がかなりの部分を占めていまして、その方々が元気であるかどうかというのが若い人に対する負担の軽減度にもつながると考えています。もちろん、その高齢者の方々が伸び伸び生きていけるということも大事なことですけれども、それをうまく図るということは高齢者のためだけではないというふうに考えていますので、その点、何かお示しいただきたいと思っています。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

市直営の包括支援センターを設置ということでございますが、現在、要介護認定者数、認知症高齢者なども増加している中、地域包括センターの役割はますます重要になってくるものと考えております。このような中、現在、3法人に委託しております那珂市の地域包括支援センターは、高齢者の日常生活におけるさまざまな相談の受け皿としての総合窓口機能を担っており、市が指導・監督を行っているというところでございます。また、高齢者や介護関係施設、ケアマネジャーといった関係者、関係機関にもこれらの部分が周知されてきているものと考えております。

一方、高齢者福祉施策を取り巻く環境は、介護保険制度の改正によりまして、平成29年度から平成30年度にかけて、総合事業への移行、在宅医療・介護の連携、また認知症対策の推進といった新たな取り組みが控えており、現在、準備を進めているところでございます。

このような状況から、議員ご提案の市直営での地域包括支援センターの設置につきましては現在のところ考えておりません。しかしながら、将来的には、介護保険制度のさらなる改正などにより地域包括支援センターの役割が大きく変ることもあり得ますので、その際には直営での設置も選択肢の一つとして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 検討を続けていただきたいと思います。

次に、那珂市の職員の処遇についてお伺いしたいと思います。

まず、労働関係の原則の一つで同一労働同一賃金という原則があります。何を同一かというところ、これがなかなか難しいところなんです。我が国の実態は全然それから遠いんですね。私も長いこと労働組合の役員などをやっていますしそれは常々感じていましたし、私の妻自身もいろいろな非正規職、臨時職を経験してきて、その中からも脇で見て感じています。

そういう中で、そういう原則があるにもかかわらず多くの企業、企業だけじゃなくて行政機関で、とにかく人件費支出を抑制しようということで、人員削減だけでなく不安定でかつ劣悪な処遇の臨時職の方をふやすという傾向があり、一方で正職員が減っているということがあります。私自身は、それが単にその人たちが劣悪な処遇でつらい思いをしているだけではなくて、国全体の経済にも影響していると思いますし、もう一つ、社会の中で非常に恵まれた方と恵まれていない方にほんのわずかな違いで大勢分かれているということは、いろんな不安定要因になると思っていて、決していいことではないと思っています。

同一労働同一賃金というのは、基本的には、例えば勤務時間が短い方は勤務時間に比例した給与という意味でありまして、勤務時間が短いのに一人前の給料を払うと、そういう話ではないのは言うまでもないことですが、そういう観点で、市においてもかなり非正規雇用の方が多いですよね。その辺を改善していただきたいと思っています。それについて、今の非

正規雇用の職員の処遇はどうなっているのか、時給に換算してどうなのか、月の労働時間はどうか、どのような仕事にどのような処遇の方が配置されているのか等をお聞きしたいと思えます。

非常によい人材を求めるということは大事なことで私は思っています、そのためにも、処遇をよくしろと言うことが大事ですね。「隗より始めよ」という言葉は皆さんよく聞いていると思うんです。身近なことから始めろというように今は解されているんですけども、もともとの意味は、ある王様が人材を欲しいと言っているときに、隗という人が、まず私をよく処遇しなさいと言ったんですね。それから始まっています。そういう点で、何を給与だの賃金だの処遇ではかるという考えは私はないんですけども、しっかりした処遇を与えるということが非常に大事だと考えています。そういう観点で考えていますので、今言った質問についてよろしくご回答いただきたい。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

非正規職員の雇用の現状でございますが、現在、嘱託員としまして約70名ほどおります。嘱託員とは、図書館司書とか消費生活指導員など、特別な資格や専門知識を必要とする雇用でございます。また、臨時職員につきましては市役所全体で319名ほど現在おります。臨時職員につきましては、一般的な事務の補助的な業務、それとか保育所、学童保育所、小・中学校の講師、給食配膳員、調理員などの業務で雇用をしております。

勤務時間につきましては、週5日、1日7時間45分を基本としておりまして、給食配膳員の1日数時間、保育一時預かりなどのように必要なときに数時間など、さまざまな勤務形態となっております。

賃金につきましては、職種により区分されておまして、基本的な一般事務の時給は800円、調理員は900円、保育士、幼稚園教諭につきましては1,000円などとなっております。賃金につきましては、県の最低賃金、それとか近隣市町村の動向を勘案しまして見直しを行っております。現在の賃金につきましては、平成27年4月1日に改定をして引き上げたものとなっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 実は私の妻は那珂市で働いたことがありまして、その当時はかなりひどかったですね。通勤手当も出ないのに駐車場の料金取られたと言っていました。さすがに今はそれはないみたいですが、改善をよろしくお願ひしたいと思えます。特に保育等のことに関しては、今、人材不足ということが言われているんですけども、その大きな理由が処遇が悪いということなんですね。なかなか責任があり、考えようによっては非常に難しい仕事なのに処遇が悪いということはよろしくないと思っておりますので、この辺の改善をよろしくお願ひしたいと思えます。

次に、額田地区にかかわる新規計画について、3つ挙がっていると思いますが、それについて資料を欲しいということです。また、どのようなプロセスで事業の計画をつくって、これからどう予算執行していくのか。これまでの経過と今後の進め方の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

本市の地籍事業につきましては、昭和30年度に地籍調査事業に着手し、昭和48年度までに市全地区の調査が完了しました。法務局に登録した地図と現地のほうとの違いが多く見られ、土地利用においても支障を来す事態となっております。そういう観点から、平成3年度から芳野地区、平成13年度、戸多地区、平成18年度、木崎地区という形で再調査事業を実施しております。平成28年度からは額田地区を再調査することといたしております。

額田地区の地籍調査事業につきましては、9つのブロックに分けて実施する計画としております。初年度として28年度につきましては、旧国道349号線より西側の額田北郷地区より実施する計画としており、順次、ブロックごとに調査を実施していく計画となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 地籍調査については、その外の額田コミュニティ広場の整備事業と額田城址整備事業、それぞれについてお話を伺いたいんですが、用意ございますか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） お答え申し上げます。

まず、額田コミュニティ広場の整備事業でございますけれども、平成26年5月30日、それから平成27年5月20日に地元のほうから要望書が出てまいりました。額田地区まちづくり委員長、それから自治会代表から市長に提出されたということでございます。その後、地元で額田地区コミュニティ広場検討委員会、地元の方が16名、市民協働課で3名が入りまして検討を重ねてきました結果、場所は額田幼稚園跡地と決定いたしました。具体的な整備につきましては、今後、検討委員会で協議しまして、平成28年度には用地測量、一部土地を購入し、平成29年度に整備する予定となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 続いて、教育部長。

○教育部長（会沢 直君） 額田城跡整備事業についてお答えを申し上げます。

額田城跡につきましては、平成10年6月に町指定の文化財に指定をしております。そして、平成12年には、城郭の範囲を把握して今後の整備保存・活用の基礎資料とするために、額田城跡確認調査を実施したところでございます。その後、平成23年度になりますけれども、平成24年から29年までの5年間を期間といたしまして、望ましい保存管理のあり方を定めた額田城跡保存管理計画を策定しまして、現在まで整備を進めてきているところでござい

す。

平成28年度につきましては、例年の除草、枝打ちなどの外に、見学者や保存会の方々の駐車場ということで整備を考えてございます。また、平成29年度から平成33年度までの第2期の保存管理計画を策定いたしまして、計画的に整備を進めていく予定となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） ありがとうございます。よろしく地元の方々と協議の上、進めていただきたいと思います。

次の質問です。

常設の住民投票条例が、前回の第4回定例会で提案され否決されています。私自身は、直接住民に聞く制度というのはいいものだと思っています。ただ、前回の議会での経緯でいくらかの問題は、検討委員会では検討されていたようですけれども、市民の間とか議員の間では十分考える時間がなかったのではないかというのが一つ。それから、住民が直接請求する場合に有権者の5分の1以上という制約が、これはかなり厳しいというふうに感じました。5分の1というのはすごい数で、普通の選挙で大体半数近くの、ちょっとしか投票しませんよね。その中の半分以上の人が投票するともうこれで4分の1ですから、それにせまる数を、投票するという行為を決めるだけにやるというのは厳し過ぎるかなと思っていて、私自身は10分の1くらいにすることが妥当かなと思っています。この論点はありましたが、できれば進めていっていただきたいと考えています。市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えいたします。

私自身としては大変いい制度だと思って提案したわけなんですけれども、残念ながら理解を得られなかったということでございます。市民請求の場合の要件として有権者の5分の1以上の署名に関しては、那珂市住民投票条例検討委員会の中で、地方自治法の直接請求の要件や外の市町村の事例などを慎重に検討しまして最終的に5分の1、厳しいというお話でございましたけれども、やはり議会にかけなくて実施できるという内容のものですから、5分の1というちょっとハードルの高い部分に至った経緯があります。私としましては、これらの経緯から検討委員会の提言を尊重することといたしました。

また、今後どうするかという質問ですが、前回、議会で否決されたことは真摯に受けとめなければならないと考えております。今後は、市民の方、それから議会の皆様のご理解をいただけるよう努力していきたいというふうに考えております。再提案につきましては、慎重にその時期を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） ぜひよく検討していただきたいと思います。

次に、平和事業について、施政方針の中で平和事業として原爆パネル展を開催するとして  
います。戦争と平和について考える機会を提供するのは大いに賛成です。それについては全  
く反対ではなく賛成なんですけれども、これまでの市がやったパネル展等は、どちらかとい  
うと戦争の被害の側面が多く展示されていまして、加害という事実があるということに目を  
向ける展示が少なかったのではないかと考えています。国の団体でやるそういうものについ  
てどうしてもそういうふうになるんですが、特に我が国は、国力が大きくなってくると、問  
題なのは被害よりも加害の側面だと私は思っています。その加害を加えるということは後で  
ここちらの被害にも戻ってくるというふうに考えますので、その点を考えた展示を、今年や  
れということじゃないんですが、お考えいただきたいということです。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

世界の長い歴史の中で、戦争は非常に何度も繰り返されておりまして、今も戦争状態にあ  
る地域が存在し、テロや暴力行為なども多発しております。戦争は、互いが被害者であり加  
害者であるという人類にとりまして悲惨であり、とても不幸な出来事でありまして、決して  
起こしてはならないものであると考えてございます。

市といたしましては、過去の悲惨な歴史に学び、平和のとうとさを再認識し、二度と戦争  
を起こさないためにも、特に子供たちへの学習機会の提供は非常に重要であるというふう  
に考えておりまして、広島や沖縄にある平和記念施設から資料をお借りいたしまして、例年、  
図書館などにおいてパネル展を実施しているところでございます。

昨年は、戦後70周年ということでございましたので、戦争体験者の方にお話をいただくな  
ど、平和事業について拡充して実施をしまいたところでございます。

また、本市は、平成2年に核兵器廃絶・平和のまち宣言を行いました。さらには、広島市  
長が会長を務めます平和首長会議に平成9年8月に加盟をいたしまして、核兵器の廃絶を実  
現させるとともに、世界の恒久平和の実現に向け、日本をはじめ世界の各都市と連携をして  
いるところでございます。

戦争は、未来永劫、決して起こしてはならないものであるというふうに考えてございま  
す。今後も、原爆や沖縄戦のパネル展示はもとより、有意義な資料がないかどうか関係機関に  
問い合わせをするなど、継続して戦争と平和について考える機会の提供に取り組んでまいり  
たいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 私の後半のほうには答えがないんですが、それはいいとして、今後と  
もよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上10項目についてお話を伺ひました。ちょっと時間がありますので、数分いただひてち  
よっと考えをお話したいと思ひます。

私の最初のほうの質問で、下水道と排水とそれから道路、地質、それから周辺地域の活性化について、分散型居住の問題についてお話ししました。これは実は一つ、みんなつながっている部分があります。分散型居住を進めるためには、その周辺地域での、私は特段の不自由がないという言い方をしたんですが、何でも便利である必要はないんですが、トイレが非常に苦しいトイレであるとか、あるいは道路がめちゃくちゃ使いにくいとか、そういうことがあるとそういうことも進められませんよね。

それから、教育についても同じです。周辺にいることによって教育をちゃんと子供につけるのが難しくなったら、これもまた居住を推進することができないというふうに考えています。

お聞きした回答の中では、連携がちょっと弱いように思っています。例えば道路をつくるのと排水処理というのは無関係じゃないわけで、それと下水道、またやっぱり無関係じゃない。そういうことは総合的に考える必要があるかなと思っています。今日お聞きした話と別途いただく資料等でいろいろ考えていって、道路のつくり方とかちょっと改革案を考えていますので、これからもよろしくお願ひしたいということで、私の質問、早目ですが終わらせていただきます。なれなくてすみません。ちょっと時間が早過ぎました。

○議長（中崎政長君） 以上で通告1番、花島 進議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

---

◇ 古 川 洋 一 君

○議長（中崎政長君） 通告2番、古川洋一議員。

質問事項 1. 教科書会社の謝礼問題について。2. 防犯灯のLED化について。3. 県道菅谷・飯田線の開通について。

古川洋一議員、登壇願います。

古川議員。

〔10番 古川洋一君 登壇〕

○10番（古川洋一君） 議席番号10番、古川洋一でございます。

改選後初めての一般質問となります。引き続き執行部の皆様にはよろしくお願いを申し上げます。

これまでと同様、那珂市を住みたい、住んでよかった、ずっと住みたいと思えるまちにするため、つまり全ての人に対して強い思い入れを持った優しいまち、真の住みよさを実感できるまちにするために、市民の代弁者として一般質問をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。最初の質問は、教科書会社の謝礼問題についてお伺いたします。

本年1月の新聞等の報道によりますと、国内の教科書会社全22社のうち12社が検定中の教科書を教員ら延べ5,147人に閲覧させ、うち10社が延べ3,996人に謝礼として数千円から数万円の金品を渡していたこと、また、採択権限を持つ教育長や教育委員にお歳暮やお中元を贈っていたことなどが報じられ、大きな社会問題になっております。馳 浩文科大臣は、非常に残念、法律以前の倫理・モラルの問題だと批判しております。

さらに、文科省は、実際に金品を受け取った教員らの人数、金品授受が採択に影響があったかなどの調査を続け、公表するとしております。茨城県内においては、2月23日の新聞報道により、意見聴取の対価、つまり謝礼を受け取ったなどとされる教員延べ96人のうち、採択にかかわったのは20人、うち9人がかかわったケースでは、関与した会社の教科書が採択されていたとのことであります。

採択の影響以前に、職務権限のある公務員で、しかも教職にある者が、職務に関係する業者から金品を受け取ったこと自体を重く受けとめなければならず、これが事実だとすれば、教育行政に対する信頼と教育現場における保護者並びに児童・生徒の信頼を裏切る重大な問題であります。

県教育委員会は、今後、96人に対して、謝礼の受け取りの有無や金額、返金の状況を、教員らの聞き取り内容と教科書会社からの報告を突き合わせて確認するほか、教科書の閲覧が採択結果に影響したかを調べ、3月11日まで、つまり一昨日であります。これまでに文科省に最終報告するとしており、その結果の公表は現時点ではまだございません。

そこで、那珂市における実態についてお伺いをするのですが、その前に、県内の採択地区は11地区あるということですが、那珂市が含まれる採択地区の市町村はどこなのかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

那珂市につきましては、第2採択地区となっております。大子町、常陸大宮市、東海村、ひたちなか市、そして那珂市で構成をされております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 那珂市を含めて5市町村とのことであります。全国で4,000人、茨

城県で約100人がかかわっていたということでもありますから、採択地区ごとに、単純計算ですが8名から9名いるというふうに考えられますけれども、本市では何人がかかわっていたのか、また県からの調査はどのような内容で、それに対してどのような回答をしたのか、本市の実態をお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

調査につきましては、文科省が業者に提出をさせました名簿が県のほうに提示となっております。その中で、那珂市におきましては1名が対象となっております。こちらにつきまして、県作成の調査項目につきまして調査を行っております。対象者につきましては、既に退職した元校長でございまして、勉強会という形で参加をいたしまして、交通費ということで現金を受け取ったものでございますけれども、既に返金をしてございます。元校長につきましては、採択地区の協議会委員、また選定委員とはなっておりませんので、採択にはかかわっていないということでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） この問題は、疑ってしまえばなんですが、今に始まったことではなく、これまでのあしき習慣と申しますか、根が深いような気がいたしております。そこを突っ込むつもりはきょうはございませんけれども、この問題に対する今後の那珂市での取り組みについて教育長にお伺いしたいと思っております。

○議長（中崎政長君） 教育長。

○教育長（秋山和衛君） 今回の件につきましては、子供たちにとってよりよい教科書をつくりたいというような意味で参加をしたということでございます。交通費といえどもお金をももらった、現金をももらったということにつきましては大変大きな問題というふうに考えております。

今後につきましては、校長はじめ教員や事務にかかわる指導室を含めた事務職員に対して教科書検定や教科書採択の仕組み等をしっかりと理解させ、文科省からの教科書採択の公平性・透明性の確保にかかわる通知の周知・徹底を図っていきたいというふうに考えております。

また、よりよい教科書をつくる上では、やはり現場の声を専門的な意見などを含めて伝える必要性はあると考えておりますけれども、教科書検定規則というのがございます。検定規則の中で、検定申請から結果が公表されるまでは第三者に閲覧させてはならないという規定がございますので、検定中については一切かかわりを持たないような、そういう指導を徹底してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 個人的には、ただいま教育長がおっしゃいましたように、よりよい教科書をつくるためには専門性のある先生方から意見をお聞きするということはあってもよいというか、あるべきかなというようにも思いますし、交通費として実費相当額、これ例えば東京でやるとかそういったこともあるんでしょうから、交通費、実費をいただくというのは常識的には私はあるのかなというのは思っています。

しかし、教科書会社の立場は、よりよい教科書をつくるという思いも当然あるでしょうけれども、私が思うには、いかにして売るか、つまりいかに採択してもらえるかということにやはり尽きるのではないかなという気がしているんですね。ですから、全国の何千名という教員の方から意見を聴取する必要があるのかということも思いますし、それぞれの採択地区にその対象者がいることを考えますと、よりよい教科書をつくるということよりも売れる教科書をつくることに教科書会社は労力をつぎ込んでいると言わざるを得ないというふうに思います。

それで、採択にはかかわっていないということをおっしゃいましたけれども、採択には直接かかわらないとしても、その方が採択権限を持つ方に影響を及ぼすという可能性だってあるわけですよね。ですから、そういうことも否定できないのではないかなという考えが私の考えであります。

教育長どうか、先ほど言いましたけれども、保護者とか児童・生徒の信頼を裏切ることがないよう、そういうことがないと思って我々議員も教育環境の整備とかを一生懸命訴えているわけでありますから、那珂市においては特に、いわゆる検定中の教科書については絶対にかかわらないというような姿勢で強く臨まれますよう心からお願いを申し上げます。

この質問は以上とさせていただきます。

次の質問に移ります。

防犯灯のLED化についてお伺いしてまいります。

まず、那珂市における防犯灯の進捗状況についてお伺いをいたしますが、市内の防犯灯の設置数及びうちLED化が済んだ灯数、未済灯数はどのくらいあるのかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） お答え申し上げます。

市内の防犯灯の設置数でございますけれども、先月末現在で市内には3,224灯の防犯灯が設置してございます。そのうち4分の1に当たる780灯が既にLEDに更新されてございます。残りの2,444灯がまだLED化がされていないということになってございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） それでは、市内の防犯灯に対して市からの補助金の額は年間おいくらほど出ているのかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） お答え申し上げます。

市からの補助金の額は年間いくらかほどかということでございますけれども、市はLED化の更新につきまして、工事費の2分1または上限1万円、既設の支柱の新設は上限2万5,000円、支柱込みで新設は上限3万8,000円の補助を行ってございます。平成27年度につきましては、防犯灯設置補助金として総額254万円の予算を計上し、既に253万8,000円の支出を予定してございます。

さらに、地域まちづくり交付金として各自治会に対しまして防犯灯の維持管理費として1灯当たり1,500円が交付されてございます。総額といたしましては475万9,500円が支出されております。防犯灯の設置補助金と地域まちづくり交付金を合計いたしますと、729万7,500円が支出されているということでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） LED化の設置補助金と防犯灯の維持管理費としての地域まちづくり交付金が、合せて年間約730万円ぐらいですか、市から支出されているということでありませう。

本題に入りますけれども、現在、既存の防犯灯の維持管理は各自治会にお願いしているわけですが、電気代の支払いも含めてこの維持管理には大きな手間がかかっております。それは多くの灯数を抱える自治会においては特に言えることであります。そのような中、防犯灯のLED化を進めるということになりましたが、いくら市が補助しているとはいえ、多くの灯数を抱えている自治会においては、経費的に一度では更新できませんから10年計画で考えるなど、なかなか進まないのが現状でありまして、その苦労は倍増され、大きなストレスと申しますか、行政に対して不満を漏らす方々もいらっしゃいます。議会報告会の場でもそういった意見がございました。

そこで今回提案したいのが、市内の防犯灯を一斉にLED化してしまうというプロジェクトであります。

議長にお許しをいただいて皆様にお配りいたしました資料に、一斉LED化に伴う管理面、コスト面、環境面のメリット、サービスの概要などが記載されております。これは株式会社マインドシェアと伊藤忠商事株式会社の共同で作成されたプロジェクトの案内から抜粋したものでありますが、簡単に申しますと、民間資金を活用して最初に一括でLED化し、電気代の削減分と既存の維持管理業務費を10年間定額で支払うことによって経費を削減できるという仕組みであります。

近隣では、調べましたところ笠間市や常陸大宮市が導入済みであり、東海村においては一昨年、村が管理する防犯灯をLED化する事業としてプロポーザルを実施したようでありませう。仮に今後これを導入したとしても防犯灯の設置、維持管理については今後とも各自治会

に相応の負担は求めるとしても、本市でもこの防犯灯一斉LED化プロジェクトを導入し、市で一体管理してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。予算面、導入済みの自治体の現状、その他、課題等から考えた是非についてお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） お答え申し上げます。

LED化につきましては、議員ご指摘のとおり、市で直営でやっているところと自治会でやっているところがございます。那珂市の場合は自治会でやっているということでございます。

議員ご提案の防犯灯LED化プロジェクトにつきましては、常陸大宮市や笠間市など近隣市町村で事業効果が出ているという情報を得て、昨年、防災課において検証をいたしました。予算ヒアリングにおいても協議をしたところでございます。

もし市がこの事業を実施するとして試算いたしますと、まだLED化されていない2,444灯の防犯灯が対象となります。既にLED化されている780灯は対象外となります。管理の複雑化が予想されるということでございます。また、対象外の防犯灯も市が一括管理することになりますと、10年分のリース料や電気料等は総額1億1,000万円の費用がかかります。現状の設置費補助や電気料の年間交付金834万3,000円を10年間交付した場合と比較しますと、市といたしましては2,657万円の負担増となってまいります。

常陸大宮市や笠間市など、もともと防犯灯を市が一括管理していた自治体においては、費用の削減などのメリットがあります。自治会が管理をしている本市においては余り効果がないものと判断してございます。

また、今後、全ての防犯灯を市で一括管理することになりますと、新規の防犯灯設置も市が行うこととなりますので、自治会といたしましては、取りつけてほしい場所へすぐに取りつけてもらえないなどの事態が生じるということにもなります。また、今まで自治会費を投入してLED化を実施した自治会からは、不公平との理由で不満が出ることも予想されます。

このようなことから導入を見送ったという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ただいまのご答弁の確認ですけれども、まず導入済みの自治体で事業効果が出ているということで担当課で検証し、予算ヒアリングで検討したということでありますから、その点は評価したいと思います。

ただ、このプロジェクトはLED未設置の防犯灯のみが対象だということでもあります。設置済みの防犯灯とあわせての管理が複雑化してしまう。また、対象外の防犯灯も含めて市が一括管理することにしたとしても、先ほど市から年間730万円支出しているという答弁をされましたけれども、10年間で比較すると現在のやり方よりも2,650万円ほどの負担増になってしまうということでもあります。

それから、導入済みの自治体で費用削減などの効果があったのは、もともと防犯灯を市が一括管理していたところであって、那珂市のように自治会が管理している本市では余り効果がないだろうということ。さらには、仮に市で一括管理することになると新規の防犯灯の設置も市が行うことになるので、自治会の自由がきかなくなると。つまり、今まで以上に要望が通りづらくなるということでもあります。

加えて、これまでに自治会費を投入してLED化を進めてきた自治会も当然あるわけですから、また場合によっては既にLED化が完了している自治会もありますよね。そういうところからすれば不公平だろうと、今さら何なんだというような理由で不満が出ることも予想されるということでもあります。一言で言えば、市が一括して導入するメリットはないというようなお答えだったと思います。

デメリットばかり今並べていただいたので、この後、いや、何とかしろと言いつらいんですけども、じゃ、例えば行政として無理だということであれば、今度は、各自治会単位でこのプロジェクトを導入してやったらどうですかと、自治会が管理しているということであれば。そういう提案を行政としてもできるんじゃないかなという気がいたしますけれども、その辺はどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） お答え申し上げます。

否定的な答弁が多いということでご指摘いただきましたけれども、議員ご提案のプロジェクトについて業者に確認をいたしましたところ、事業主体が自治会ではリース契約はできないということでした。しかし、参加する自治会を募り市の名義で契約することは可能だと伺っております。LED化につきましては各自治会で温度差もございまして、費用も多額になることから不参加自治会が出てしまうなど、いざ実施するとなりますとさまざまな問題があり、全体を円滑に進めることは困難で、またその効果も低いものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 事業主体が自治会では契約できないので、参加する自治会を募り市の名義で契約することは可能であると。しかし、先ほどのご答弁にもございましたけれども、未設置の防犯灯のみが対象ということでもありますから、不参加、つまり参加しないという自治会がほとんどなのではというようなお答えでありました。このプロジェクトは設置後の維持管理も含めてということですが、実際には一度設置してしまえば、LED電球というのは長寿命と言われておりますから、維持管理費はそれほどかからないと思うんですね。ということは、企業にとっては既存の蛍光灯をLED電球に多量に交換してこそ、そこにうまみがあるということなんだと思うんです。

結論としては、このプロジェクトを導入しての市内防犯灯の一斉LED化は難しいということのようであります。わかりましたけれども、一言だけじゃ意見を述べさせていただきます

すと、もう一回、市に全部戻したらどうなるんですかということの一つ言いたいということ、LED化を進める前にこのようなプロジェクトがあるということにもっと早く気づいていれば、また違った展開になったのではないのかなと、そして各自治会の負担も軽減されたであろうということでもあります。ですから、安易に、いくらいくら補助するからあとは自治会の都合でやってくれというのは、やはり丸投げとも言えるようなその行政の姿勢に市民は不満を感じているんだということは忘れないでいただきたいと思います。

ですから、このプロジェクトの導入が難しい、無理だとしても、なんらかの自治会の負担を軽減してあげられるような施策を、これからもちょっとアンテナを高くしていただいて探していただきたいなというふうに思います。

そのような中、ごめんなさい、そこ詳しく調べていないんですが、国または県の助成制度を利用して防犯灯のLED化が一気に完了してしまった、一度にできてしまったという自治会があるという話を聞きました。また、この事業の継続を祈りつつ採択の順番待ちをしている自治会もあると。これは、うちの自治会も実はそうらしいんですけども、自治会もあるというふうに伺っておりますが、これもいつまで続く事業なのかはわかりません。とにかく、市がみずからできないのであれば、先ほども申しましたとおり、もっとアンテナを高くして市民のためになるというものを探す努力をしていただきたい。そのことを強く申し上げておきます。

私も、提案しておきながら、否定されて、ああ、そうですかということになってしまいましたけれども、その辺はちょっと勉強不足で大変申しわけございませんでした。お互いにやはり勉強して、これからも市民のためになるよう考えてまいりたいなというふうに思っております。

では、次の最後の質問に移ります。

県道菅谷飯田線の開通についてお伺いたします。

県道菅谷飯田線が2月に開通をいたしました。これによって通勤等に要する時間が結構短縮できたよといった方のお声も聞きました。しかしその一方では、新しい道路ができるのはいいんだけど、逆に不便になってしまったよねというような声もございます。ひたちなか市方面、つまりケーズデンキさんとかホーマックさんとか、あちらのほうから堀ノ内の交差点のほうに向かってくる場合、そちらから来て349バイパスの堀ノ内交差点を右折する車でかなり渋滞するようになってしまいました。私も通りましたけれども、実際に通られた皆さんであれば同じように感じているはずであります。ひたちなか市とは逆方向から来る車というのは、下り坂になっておりますので、スピードがやはりどうしても出てしまうと思うんですね。ですから、ひたちなか市方面から来て右折する車はどうしても怖くてなかなか右折ができない。

矢印の青信号がないということが原因だと思いますけれども、1回のいわゆる普通の青信号だけでは四、五台というふうに言っている人もいましたけれども、数台しか右折ができません。

いんです。ですから、先ほど言いました右折用の矢印の青信号がないことが原因だと思えますけれども、開通前でも、もちろん直進はなかったですから当たり前ですが、右折車というのはかなり多かったんですね。ですから、なぜそれがつかないのというふうに思っている方もたくさんおまして、早急に改善してほしいというような声が多数上がっております。

これに対する県の対応というのはどのような動きになっているのか。私も県に確認はしておりますけれども、再確認の意味でお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

この件に関しまして茨城県常陸大宮土木事務所に確認したところ、県でも堀ノ内交差点の渋滞については認識されており、現在の渋滞や苦情等から判断し、那珂警察署を通して県警本部に早期の設置を要望している状況にあります。来月4月中には右折用矢印の信号が設置される予定であると伺っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 遅くとも本年4月中には右折用矢印の信号が設置される予定であるというようなことであります。何でもっと早く開通と同時にやらないんだろうかなというのは私だけではないと思うんですけれども、では次に、現在の右折車両の渋滞によりまして、後続の直進車が一度、右折車の最後尾にとまってしまうという流れになっていると思うんです。その最後尾にとまってしまって初めて、ああ、これは右折車の渋滞なのかということに気づいて、慌てて左折レーンに進路変更するという車が非常に多いんですね。となりますと、後ろから左折するために来る車から追突されるおそれがありまして、大変危険だなということを感じました。

よって、右折レーンをもうちょっと長くして3車線の部分を延伸すべきではないかなというふうに思ったんですけれども、この辺を強く県に要望していただきたいのですが、いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

県では右折レーンの延伸の予定はないとのことですが、堀ノ内の交差点の渋滞長、いわゆる渋滞の長さでございますが、そういう調査を含めた交通量調査を今週中に行う予定であると伺っております。したがって、当面は右折用矢印信号が設置された後の状況を見て対応することになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 今回の右折用の矢印信号もそうなんですが、実際の交通量を見てからということなのかもしれませんけれども、その後手後手の対応というのは、その間、わず

か1カ月か2カ月かもしれませんが、多くの市民が迷惑をこうむるというだけでなく、私が一番心配するのは事故につながる事なんですね。事故につながることを一番危惧しているわけでありますから、市としてもその辺をしっかりと考えていただいて強く要望していただきたいというふうに思います。

次の最後の跨線橋の下349の旧道に押しボタン式信号をとという要望の質問でありますけれども、この質問を通告した翌日に信号機がついてしまったんですね。ので、質問は割愛させていただきますまして、質問通告までの経緯だけお伝えしておきたいと思います。

今回のこの開通した跨線橋の下に349の旧道があるわけですが、その旧道の少し水戸寄り、その跨線橋のほうから来ますと右側にため池がございます。もうちょっと先に、左手に富士薬品さんという薬品会社のビルがあります。ちょうど鹿島三島神社に入る道のところでありますけれども、そこに横断歩道がございます、そこを那珂一中の生徒さんが登下校で利用して道路を横断しております。

ある市民の方から、いつもあの道を通っているんだけど、信号機がないから生徒さんが横断歩道を渡るのに苦慮しているようだよといったお声をお聞きしました。私も、一昨年前から、毎日あの道を通るようになったものですから注意して見ておきますと、確かに生徒さんの登下校の時間帯というのは特に交通量も多くて、車もなかなかとまってくれないというか、とまれないような状況にあるんじゃないかなと思います。そこを無理して渡ろうとして事故でも起きなければいいがなということで、特に下校時、夕暮れ時は危険だなという思いがいたしました。

そこで、昨年、自治会長さんを訪ねてお伺いしましたところ、地元の自治会や学校、PTAからも長年にわたって、もう何十年というお話なんです、押しボタン式信号機を設置してほしいというのを要望してきたんだけど、いまだ実現しないんだと。県、これ那珂警察署だと思いますが、警察からの回答では、歩行者が信号待ちをする待避スペースというのがない。これがつくれない、スペース的にですね、のでできないんだという理由のようであります。

そこで、私は、物理的に無理なものを要求し続けてもいつまでたってもできないんじゃないかなというふうに思ったものですから、新しくできる跨線橋の下に多分、横断歩道ができるでしょうと。ですから、そこに歩行者用の信号機を設置してもらって、那珂一中生の通学路を変更してもらったほうが早いんじゃないですかねというようなお話をし、自治会と学校のほうにも提案をさせていただきました。早速、自治会さんのほうから警察に要望していただいたところ、その後、検討の余地ありというような回答があったらしいんです。あったんですが、市のほうからも県に対して強く要望してほしいということで、今回の質問を通告したわけであります。

おかげさまで、信号機は押しボタン式ではなくて、今、表示は押しボタン式とか感応式とか全く書いてないんですけれども、あそこを通った感じ、多分、時差式だと思うんですね。

夜中あそこを車で通りますと、そっちの新しい菅谷飯田線から車の出入りは全くないのに349の旧道を来ると必ず赤でとめられてしまう。ちょっと不便だなと、車で運転しているとそういうときもありますけれども、歩行者のことを第一に考えますと、その歩行者用の信号機が設置されたということを素直に喜びたいというふうに思います。また、通学路を変更するか否かは、今ここで変更しろとかそういうことではなくて、今後、PTAの意見も踏まえて学校が判断することになりますけれども、ともあれ選択肢ができてよかったなというふう

に感じております。

以上が通告に至る経緯であります。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎政長君） 以上で通告2番、古川洋一議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

なお、常任委員長会議を開きますので、総務生活、産業建設、教育厚生 of 委員長及び副議長は直ちに議長室へご参集願います。

再開を13時といたします。

休憩 午前 11時32分

再開 午後 1時00分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

---

#### ◇ 小 宅 清 史 君

○議長（中崎政長君） 通告3番、小宅清史議員。

質問事項 1. 茨城県から見た那珂市の現状と数字の分析。2. 遊休施設の未来へ向けた方針について。3. 市民サービスの実情と向上の為の考察。

小宅清史議員、登壇願います。

小宅議員。

〔7番 小宅清史君 登壇〕

○7番（小宅清史君） 議席番号7番、小宅清史でございます。

このたび滞りなく2期目のスタートを無事切ることができました。これもひとえに市民の皆様のおかげでありまして、感謝と恩返し of 気持ちを忘れずに引き続き頑張っていきたいと思っております。

選挙を通じまして、小宅は執行部の提案に反対ばかりしていると言われましたけれども、

そんなことはないわけで、よくなってもらいたいというような思いで、そういうものはどんどんやっていただきたいと考えておるのは当然なわけでございますし、言うことは言う、聞くことは聞くということで2期目も自然体で邁進していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

さて、今回、3部構成にさせていただきました。1、茨城県から見た那珂市の現状と数字の分析と2、遊休施設の未来へ向けた方針について、この2つは連動するものでございまして、那珂市の現状と遊休施設とをマクロな観点で見ようという趣旨でございます。その場しのぎの利用じゃなく、未来に向けてとわざわざ今回つけさせていただきました。その上で、これらの施設をどのようにしていくのか、どのようにしていくのが望ましいのかを提案していきたいというふうに考えております。

質問の3番は、市民サービスの実情と向上のための考察、こちらはいろいろなご意見いただいたものを執行部に伺うというものでございます。よりよいサービスというものができるようになればそれが一番いいのではないかなというふうに思うことで、今回、質問に入れさせていただきました。

その辺ご留意いただきまして、執行部の皆様方におかれましては、冷静かつ明瞭なご答弁を頂けますことをご期待申し上げます。

では、質問1でございます。

茨城県から見た那珂市の現状と数字についてでございます。

那珂市は、ご存じのように茨城県のほぼ中央に位置しまして、南には那珂川を挟んで県都水戸市、東には人口15万人を要するひたちなか市があります。そのかいも恩恵もあり、住みよさランキングでは好成績をおさめてきたわけでございますが、では実数としてはどうなのか、今抱えている問題は何なのか、今後どこを生かしていくべきなのかを考えていきたいと思っております。

ここに一冊の本がございます。茨城新聞社刊と書いてあります。茨城県秘密ランキングという題名でございますが、特に秘密ということはないんでしょうけれども、秘密ランキングというタイトルでございます。非常に興味深く読ませていただきました。今回、何ページかコピーしたものを皆様にお配りしております。

今回、一般質問で使わせていただくにあたりまして茨城新聞社さんのほうにお電話で伺いましたら、データの出典のほうで、各項目の下のところに「県統計課」とか書いてありますので、そちらのほうからの出典になりますというようなご説明でございました。ですので、あくまでその統計課さんの資料から茨城新聞社さんのほうでまとめたというような形だそうでございます。

統計データに従った順位が市町村別に示されております。まず最初に出てくるのが、総人口が1ページに出ています。上位5と最下位から5位まで掲載されています。水戸市は27万人、1位が水戸市ですね。44位が五霞町9,000人です。ご存じのように茨城県は市町村44ご

ございますので、5万6,000の那珂市はここには入ってこないということになるんですが、どのぐらいかというのはちょっと調べてみました。そうしたら19位ということでございまして、人口的には中の上ぐらいというところだと思います。お隣のひたちなか市が4位です。ちなみに、隣の東海村3万7,000ですが、これは村にもかかわらず32位という成績だそうでございます。

これ踏まえまして、大事なのはこの出生率だと思うんですね。1位がつくばみらい市、2位は守谷市、3位は隣町の東海村というふうになっております。そこでお聞きしたいんですけども、これちょっと私のほうでは調べ切れなかったのでお聞きします。那珂市の出生率ですが何%でしょうか、そしてそれは茨城県内市町村でいえば何番目にランキングされますか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

那珂市の出生率でございますが、これにつきましては、平成25年の茨城県統計によりまして1,000人当たり6.5人となっております、県内では27番目ということでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 27番目、先ほどが19位で中の上と言いましたが、今度は中の下ぐらいになってしまうのかなという感じですね。

出生率を上げていくための努力をしていくというのが、昨今、いろいろなテーマになっております。先日の市長の所信表明の中にもありましたが、やはり出生率、要は子供を産める環境を整えていくということは大事なことだと思います。お隣の東海村が上位にいるということを考えますと、那珂市ももう少し上に行けるのではないかなと感じてしまうわけでございます。確かに東海村は、育児補助など豊かな財源に支えられた強みというのがあるわけですが、一方では5キロ圏内という風評もなくはないのかなというふうに思うんです。だから、必ずしも若者に選ばれやすいということばかりではないんだと思うんですがね。

那珂市は、ベッドタウンですので、やはり働くのはよそでも子供を産み育てるのは那珂市がいいという、子育てにも選ばれるまちを目指していきたいというふうに思います。ですので、何をやるにしてもまずそこにウエートを置いていくというのは、ここも皆さん、認識としては一緒なのかなというふうには感じてはいるんですが。

続いて見ていきますと、ベスト3、ワースト3に那珂市が出てくるのが、外国人の割合というのに出てきます。県内43位で、県内では少ないほうということみたいです。人口にすると2,100人ちょっとということで、これはこれでいいのかなというふうに思います。どうということもないですね。

次に出てくるのが保育所の数なんです。これがちょっとびっくりしまして、那珂市、最下位、44位というふうにはここではなっているんです。那珂市、保育所ってそんなに少ないのか

など率直に思うわけでございますが、現在、市内保育所、何カ所ありますか。県内最下位というのも本当なんですか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

那珂市の保育所数でございますが、現在、市内には公立が1カ所、それから民間が5カ所の計6カ所の保育所がございます。それ以外に認定こども園ということで1カ所で、合計7カ所ということになっております。また、平成26年度の茨城県統計によりますと、保育所数につきましては10万人当たり11.16となっております、県内最下位の44位ということでございます。

しかしながら、保育所数につきましては、統計上はこのような数字にはなっておりますが、現実的には、保育所の充実度というものを考えたときに、入所できる定員数、それから待機児童数などが尺度になると考えているところでございます。

そういった中で、昨年10月に茨城県が発表しました国の基準に基づく待機児童数は、那珂市はゼロということになっております。ちなみに、県内では23自治体でこの調査の時点では待機児童が生じているという状況を勘案しますと、保育所数、県内最下位ということではございますが、保育整備の面では最下位ではないというふうには認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） まさかの最下位ということでございますので、これイメージ的によろしくないというのは当然お感じになるかと思うんです。どこで子育てしようかと、これを見て、ああ、那珂市って保育所少ないんだ、最下位なんだねと。やはり引っ越しを考えている人はこれで尻込みするということもなくはないと思うんです。待機児童は間に合っているということでございますけれども、やはり子育て世代に選んでもらうためには、数字上で、机上だけで間に合っているからそれでいいよというのではやはりいけないと思うんです。

こども課から資料をいただきました。現在、菅谷保育所、これは唯一の直営ですね、市の直営で169名今預かっていると。大成額田、これ一昨年に民間に移譲しました、これが74名、ゆたか保育園139名、かしま台で116名、ごだい保育園で93名、瓜連で135名、それに大成五台学園が認定こども園ということで、ゼロ歳児から2歳児、来年から受け入れますというふうに向っております。

一見バランスがよさそうといえよさそうなんですけれども、家から職場までと逆方向にわざわざ戻って預けているという人も当然いるかと思うんです。ですので、集中させていくというのもあるんですが、やはり違う場所に広げていくというの、利便性を考えたときにはあってもいいんじゃないかなと思うんです。部長の答弁によりますと、集約して充実しているから那珂市は大丈夫なんだよということだと思っておりますけれども、やはりよりよいサービ

スを考えたときにはまた違う観点もあるのではないかなと思います。

それから次が未婚率というところで、これ3ページの上のところ、未婚率40位ですね。未婚率が低い、順位が低いということは未婚者が少ないということなので、多分、これは低いほうがいいんだと思うんです。ですので、独身の人が多いほど順位が高いということですので、那珂市は40位ですので、独身者が少ないというふうに考えられるのかなと思っていましたが、先日の市長の所信表明で若年女性が流出しているという話がありましたので、単純に分母が減っているのかなという、こういう危惧もあるわけですね。分母が減っているから独身者が減っていると、それもそれでよろしくないなというふうに思うわけでございます。

それから、つくば市が25.84%となっているんですけども、那珂市は19.52%です。順位でいうと40位の開きがあるんですが、パーセンテージでいうとわずか6%、5%強ぐらいですか、5人に1人か4人に1人かぐらいの差しかないと思うんです。その程度の差しかないので、やはり既婚者が多いというか婚礼率が高いというふうなことでもないのかなというふうに思います。

来年は、来年度予算で婚活イベントを開催予定と、そういうふうなことも聞いておりますので、これは若者に好まれるイベントとか企画をどんどん打ち出していただいて、上げていただいてというので大変期待しております。

それから出てくるのが交通事故死者数、これが驚くことに1位となっております。現在、那珂市のホームページでも注意喚起がされています。今年に入って、現在、茨城県がワースト1位、ワースト1位の茨城県で那珂市がワースト1位、これどういうことなのかなと思ってしまいますけれども、交通事故は、遭いたいと思って遭う方はもちろんいらっしゃいませんし、やはり注意喚起をしていくしかないのかなと。もちろん、警察と連携をとりながらいろいろなPR活動を市のほうでやっていらっしゃるのも当然理解しておりますし、ホームページにもいち早く注意喚起出ていたのも拝見しておりますけれども、やはりどんどん注意を喚起していくしかない。あとは交通の、きょう、古川議員の一般質問ありましたけれども、危険箇所と思われるところをやはり警察と一緒に潰していくということも大事だと思いますので、これは那珂市が上位に来ないように祈るしかないなと思っております。

お配りした資料は市町村別のしかお配りしていないんですけども、この本はその後、全国でも茨城県のランキングというのも出ております。そういうものにつき、農業について少しお伺いしたいと思います。

茨城県、田んぼと畑の割合が多い都道府県ランキングで1位、農業の売上高で2位という成績でここに出ております。農業問題でやはり今騒がれているのが、休耕地の問題と、あとは米余りの問題という部分だと思います。現在、那珂市の水田の休耕地面積どのくらいございますでしょうか。そしてまた、それは市内の水田のどのくらいの割合になるのかを教えてください。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

2010年世界農林業センサスの統計調査による数字でございますが、水田休耕地面積は37.82ヘクタール、市内水田面積の1.83%でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 休耕地、市内全体で1.83%と、非常に少なく感じますね。37.82ヘクタールということですので、ぴんとこないの、東京ドームに換算すると8個分と。それでも余りぴんときませんね。

収穫高はどのくらいになって、県内でいうとどのくらいになるんでしょうか。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

平成27年の農林水産省の作物統計調査のデータでございますが、那珂市の収穫量は8,150トンで、県内18番目ということです。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 県内18位と聞くと中の上だなと、何となくその辺かなという感じかわかると思います。ただ、農業体験、茨城県、先ほど言いましたように全国2位でございますので、その中で18位ですから、やはり全国的に見ると米の収穫高というのは高いのかなというふうに思います。

そういったデータ、今回はこの茨城新聞社さんの茨城秘密ランキングというところから幾つか抜粋をさせていただき、お伺いしてまいりました。

あと、那珂市と言われるのが、まず産婦人科がない、あと宿泊場所がない、こういう話をよく聞かれるかと思うんです。これはもちろん行政で直接やるものではございませんので、民間の活力に頼るといことになると思うんですが、その民間が那珂市に来たいと、那珂市でやりたいというふうな整備をしていく、そういう魅力を発信していくということが必要かなと思います。

その上で、今ちょっと見ていったデータを含みおきしながら、質問2、遊休施設の未来に向けた方針についてというものを考えていきたいと思っております。

まず、戸多小学校の跡地の利活用についてでございます。

戸多小学校は、2014年3月に閉校しまして、それ以来、具体的な利用策は、上がっては消え、上がっては消えと、これだというのがまだ決定せずここまで来ました。まず、閉校することが決まっていたため耐震補強がされずに来てしまったというところが、問題ではないんですけれども、ちょっとネックになったのかなというふうに感じております。ただ、目的が決まらなければ、補強にやっぱりお金がかかりますので、それできないというのも理解できるところでございます。

この跡地利用に関しましては、議会の一般質問の場でも、寺門議員から体験型宿泊学習施設にしてはどうかというような提案ですとか、地元、助川議員から7項目にわたる要望というものがなされました。

それで、このたび地域交流センターとして校舎の一部を利用するという、具体的なことが決まったと伺っております。一部分ということですが、そもそも戸多小学校、どのくらいの広さ、敷地面積あるのかということをお伺いしたいんですが。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） お答え申し上げます。

戸多小学校の敷地面積は1万5,398.98平米、現在の地区交流センター用地も含むということでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 1万5,398平米、坪数にすると5,000坪弱ということで、地区交流センターというのはどのぐらいを利用予定なんですか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） ただいまご答弁申し上げました戸多小学校の中にある校舎、建築面積が2,259平米ございますが、そのうちの特別教室687平米について地区交流センターを建設予定でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 坪数でいうと700弱と200ぐらいですね。約700坪のうちの200坪を利用するということかと思えます。

地域交流センター、何をなさるところなのか教えてください。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） 各地区にございますまちづくり委員会の活動拠点ということになります。

現在、8地区、各まちづくり委員会の拠点がございますが、その1カ所ということになると思えます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） まちづくり委員会で利用するという事は、それはそれでよろしいんだと思えます。

ただ、全体の3分の1ぐらいしか使わないということでございますので、残り全体をどのように利用していくのか、その辺は何か方向性はございますでしょうか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答えを申し上げます。

先ほど市民生活部長の答弁にもありましたとおり、旧戸多小学校につきましては、地元の要望を踏まえまして、校舎の一部の特別教室部分につきましては地区交流センターとして、また体育館につきましては、屋根及び外壁等の修繕を行い、引き続き体育施設として利活用していくことが決定をしております、平成28年度に工事を行う予定としております。

しかしながら、普通教室棟及び現在は地元開放することとしておりますグラウンドにつきましては、利活用を検討してその案を提案してほしいという形で地元のほうからご要望がございますが、まだ有効な利活用案がないような状況でございます。

したがって、今後も引き続き、地元の代表者と市職員で構成いたします「戸多小学校跡地利用委員会」におきまして、にぎわい創出や地域の活性化につながる有効な利活用策につきまして、定期的な打ち合せ、調整を行いながら検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） そうですね、にぎわいの創出とあと地域の活性化ですね。地元としては要望を提案してほしいということでございます。なので、今回、私のテーマでございますので、未来に向けた提案ということで考えさせていただきました。

それが、戸多小学校を拠点として、戸多地区に新たな産業を興してはどうかというようなことを考えてみたわけでございます。地域おこしというので有名な徳島県の上勝町、皆さん聞いたことあるかもしれませんが、元気なお年寄りが山から葉っぱをとってきて料亭におろして商売をする。地域活性化の見本のような、教科書のような活性化ビジネスでよくテレビや雑誌などで取り上げられておりますが、それはちょっと無理かなと思いますので、戸多地区にあるもの、戸多地区の特性を生かした産業というものは何かなどいろいろ探して考えてまいりました。

戸多地区には谷津田が多くあります。森林を背中に控えまして、豊富な水を有していると考えます。先ほど統計で聞きました休耕地を利用して魚の養殖、出荷ができないかということを考えてみたわけでございます。養殖とはいってもさまざまな生物があります。コイ、スッポン、ニジマス、ウナギ、チョウザメ、フグ、いろいろ内水面でやっぺらっしやる養殖がございしますが、しかし、これらの生物は、飼育して出荷するというまでには大がかりな投資と長い時間を必要とします。地域としてやっぺらっしやるというのには余りふさわしいとは言えません。

そこで調べていくうちに大変興味深い記事を見つけました。それがお配りした資料でございます。ホンモロコという魚でございます。ホンモロコは、8センチから12センチぐらいが食べごろで、自身でくせもなく骨がやわらかく、泥臭くなく、淡白で上品な味、煮ても焼いてもてんぷらにしてもおいしい。関西では京都の料亭などで出される高級魚だそうござい

ます。コイ科タモロコ属というのに属するらしく、もともとは琵琶湖の固有種で、数十年前から各地で養殖が行われているということでございます。

養殖生産量日本一、これ意外なことに埼玉県だそうでございます。郷土料理で、もともと海のない埼玉県では昔からモツゴという魚をしょうゆと砂糖で煮込む雑魚煮という料理があったらしいんですが、それがだんだんとれなくなってきたので、何か外に代るものを養殖できないかということで県農林総合センターがホンモロコの養殖技術に取り組み始め、全国に先駆けて水田を利用した養殖技術の確立に成功したと。

そして、きょうお配りしている資料は、これは鳥取県の公式ホームページからとらせていただきました。鳥取県では十数年前に、鳥取大学農学部の七條先生ですね、助教授職を中途退官して休耕田を利用しての養殖、普及に取り組み、現在56戸の生産者、全国1位ということになっているようでございます。現在は鳥取県を代表する食材となっており、こうやってホームページでも大々的に取り上げられている、紹介されているということでございます。

これらの例に倣いまして、戸多地区の豊富な水を利用してホンモロコの養殖をやってみたらどうかと思うわけでございます。ホンモロコの養殖の研究施設、その後、ホンモロコと地元の食材を合せた料理を研究するための施設、そして実際に食べることのできる施設ということで戸多小学校の旧校舎を利用するというような壮大な、ロマンのある活用方法でございます。なるべく投資はせずに、あるものを使って最大限の成果を上げられるという産業に、このホンモロコはぴったりなんではないかなと感じた次第でございます。

ですが、今ここで、これどうですかと執行部に答弁を求めることはしません。やはりもうちょっと自分で調べてみるという必要がありますので、これはまだまだ未知数ではございますけれども、可能性としては非常に高いのではないかなと私自身は感じております。ですので、自分の目でとりあえず埼玉県と鳥取県に行って見てきたいなど。調査をしてきてレポートして、戸多地区に合っているかどうか、その上でもう一度提案をさせていただきたいと思っておりますので、それまでご期待ください。

なので、これは請うご期待ということで、すみません、途中で終わりますが。

次に、しどりの湯の利活用について伺っていきます。

まずは、この施設も閉館してから既に2年が経過しております。その間も、シルバー人材センターに委託して週1回の換気と掃除、農政課職員による定期点検を行っているのと、昨年、地元、君嶋議員からの一般質問で産業部長から答弁がありました。閉館後、議会でも何度か報告はありましたが、帯に短したすきに長し、それで二転三転して、いまだ方向は見えずついた感じのようでございます。

今回、全員協議会資料で、高アミロース米のダイレクトG E Lの変換ということの加工場ということでの提案という報告が検討委員から出されたというふうに伺っております。この米G E Lが何なのかというのは、今、私がここで説明することではございませんが、6次産業化の施設に向いているのかということ、それは、やることはいいんですが、しどりでない

んじゃないかなと感じる次第でございます。

それを踏まえました上で未来に向けた利活用を考えていきたいと思えます。

まず、改めてお聞きします。こちら、建物の広さどのぐらいございますか。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

延べ床面積でございますが、662.8平方メートルです。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 662、約200坪ということですね。ですが、厨房は余り広くないという私の中の印象があります。やはり6次産業開発に向いているとはなかなか言いがたいかなと。今回、検討委員会さんのほうから出された提案も、長所と短所が示されていて、こういうのをやりたいがこういう問題があるというようなことで書かれておりますので、そういったところは非常に冷静に判断をされているのかなと思えます。

ですが、この利用方法の中に、やはり君嶋議員からあったような宿泊所としての利用はどうかというのが入っていないわけです。これ50畳という大広間がありまして、宿泊施設としてはおあつらえ向きではないかなというふうには感じます。しかし、お風呂がというところだと思えるんですけども、ゼロベースでお聞きしたいんですが、入浴施設としての再開という可能性はございますか。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

検討委員会から出された方向性を視野に入れた中で、情報発信や交流の拠点として利活用していくということで現在考えております。今ご質問がありました入浴施設等につきましては、平成25年度にしどりの湯を廃止した経緯から、現在、市としては再開ということは考えてございません。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） お風呂を中心とした施設としては考えていないということでございます。ボイラーももう2年以上使っていないということで、設備自体も20年以上経過しているわけですから、現実的に今から大浴場の再開は無理かなというのは私も率直に感じます。20年前の施設ですので、それを3年休ませてもう一回使うというのは、正直、難しいんだろうなと。温泉施設としては、はっきり言ってもう手おくれだと思えます。

ですが、宿泊施設にするには、何も今あるボイラーを動かす必要はないと思うんです。しどり湯は農政課の管轄でございますので、名目上、農業研修宿泊所でもいいかと思うんですけれども、ユニットのシャワーボックスが男女5台ずつもあれば十分宿泊するには困らないと思えます。

キャンプビレッジとかそういったものでは、何百人もがああいう簡易シャワーでシャワーを浴びて一晩過ごすということは全然珍しい話ではありませんし、簡易シャワーじゃなくちゃんと区切ってシャワーさえ引けば普通に、お湯が出ればいいわけですので、何も20年前の大それたボイラーを動かす必要は全くないと思うんです。シャワーですので、給湯器にシャワーがつくというような非常にコスト的に安いものが今ありますし、何でしたら、ユニットのシャワーボックスというのもありますので、そういったものさえつければ宿泊施設としては十分使えるのではないかなと思います。必ず宿泊所にしてくださいということではございません。ただ、未来に向けて考えたときに、そういう選択肢は捨てる必要はないのではないかなというのが今回の私の考えでございます。

やはり可能性を捨ててしまうということは裾野を狭めてしまうということでございますので、那珂市、宿泊所がないというレッテルがいつも張られますが、そういったものをつくるというのには、寝る場所は困らないし、厨房もあるし、あとはシャワーさえあればというところでいえば、あの施設は非常にコストのかからない施設だと私は思っております。

検討委員会の報告では、静峰ふるさと公園も含めた全体魅力向上策をとることで地域の活性化を推進するというふうになっております。この地域の振興策というのが大事でございます。静峰公園、ご存じのように八重桜の時期にはたくさんの方が来ますが、そこを外れると若干やはり人が寂しいかなというのが否めないところでございます。人が来る、人が利用する、それを特化して考えていく、そうした場合に、あそこに宿泊ができてなおかつあそこでバーベキューができれば、これ申し分ないと思うんです。

昨年9月の一般質問では、私、宮の池公園でバーベキューと言ったんですけれども。バーベキュー、今は若者を集客する一つのツールでございます。先ほど婚活イベントの話が出ましたけれども、若い男女がバーベキューをやって愛を育む、これすばらしいかと思うんです。ですので、やはり静峰一体型という考えにのっとればバーベキュー施設があってもいいんじゃないかなと思います。山で木が多いですけれども、これ設置は可能でしょうか。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） 答えいたします。

公園利用者の休憩機能、市民交流機能として整備を進めていきたいというふうには考えております。

今、議員さんから提案のございましたバーベキュー関係につきましては、現段階では白紙というような状況です。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 白紙ということは可能性もあるというふうに考えてよろしいですかね。バーベキューも、市が管理してやるということでもなくてもいいと思うんです。これはやはり、行政が直接やるというよりは、指定管理ですとかいろいろな方法があると思いますので、い

いろいろな選択肢は捨てずにいろいろ判断していただければと思います。

今回、全協にこのように出していただきましたが、まだまだ検討委員会でも煮詰まっ  
ていないような印象を受けます。これ、私たちの意見も参考にしていただければありがたいな  
と思います。

中国の三国志の故事の中で鶏肋という言葉があります。「鶏」に肋骨の「肋」と書きます  
けれども、楊修という人がこれは関係あるんです。曹操に言われた言葉であれなんですけれ  
ども、意味は、鶏の肋骨の部分の肉をやゆして、大して役には立たないけれども捨てるには  
惜しいというのを鶏肋というそうです。ですが、しどりの湯はそういう施設ではないと思う  
んです。うまく活用すれば非常にいい施設になると思いますので、無理のない活用計画を立  
てて使っていただきたいというふうに思います。

次に、本米崎小学校の未来に向けた利活用というものについて考えていきたいと思いま  
す。

まず経緯でございます。本米崎小学校、昨年、閉校いたしまして、その後はあいたまの  
状態であります。

昨年、中庭前議員が維持管理についての一般質問をやはりやっております。この本米崎小  
学校の利活用について地元はどのように考えていらっしゃるかお聞きいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

本米崎小学校の利活用につきましては、平成26年9月に、地元からの要望を受けまして大  
規模デイサービス施設の利活用を進めておりましたが、事業者からの提案の取り下げがあっ  
たことから、昨年7月に、地元代表者の方々に対し経過の説明を行うとともに地元の意向を  
お聞きしたところでございます。

その中で、地元からは、有効な利活用の案を地元から出すことは難しいということから、  
市からその利活用案を提示して地元と協議をしてほしいというご意見がございました。

これらを受けまして、市といたしましては、平成27年8月1日付で文部科学省の「みんな  
の廃校プロジェクト」へ登録をいたしまして、民間活力を利用した利活用について広く募集  
を行うこととしたところでございます。

しかしながら、現在までに地元と協議を進められるような有効な具体的な提案がまだ出さ  
れていないというような状況にございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 一時は決まりかけたのですが、これは破談になってしまったという経  
緯があります。私たちも全員協議会で報告は受けましたが、その後、破談になってしまった  
ということで聞いております。文科省の「みんなの廃校プロジェクト」、利用例もホームペ  
ージでいろいろ拝見させていただきましたが、しかし、私が見た限り、那珂市の廃校にしっ  
くりこれだというものがあるとはちょっと思えませんでした。

この本米崎小学校は、前述の戸多小学校ですとかしどりの湯とは大分状況的には違うんですね。まず、交通の便が非常にいいという利点があります。那珂市から見れば端のほうになりますけれども、ひたちなか市、先ほど出生率が高いと言っていました東海村に非常に近く、国道6号、そして常磐自動車道のスマートインターまですぐという好条件がございます。そして、校舎もちゃんと耐震補強がされていて、使おうと思えばすぐに使えるというような条件があります。

それら考慮した上で、地元になくて何に活用するのがいいかということでございますが、先ほど、冒頭の資料というかランキングの中でありましたね、那珂市がワースト1のものが、そうです、保育所です。この施設を利用して保育所を開設するというのはどうかと思うんです。これはいかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

ただいま議員からお話ございましたとおり、当該小学校跡地は耐震補強の工事の必要性はございません。また、東海村やひたちなか市にも近く、利便性にすぐれた立地環境でございます。先ほども申し上げましたが、現在、本米崎小学校跡地につきましては、文部科学省の「みんなの廃校プロジェクト」に登録し、地域の福祉向上や地域振興につながる譲渡先及び貸与先を広く募集しているところでございます。

したがって、議員ご提案の保育所をはじめ、その他提案につきましても、地域のにぎわい創出や活性化につながる具体的な有効な提案がございましたら、学校跡地利活用方針市内検討委員会及び庁内関係部署において協議を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

今後も引き続き広く提案募集を行うなど、地元の意見を踏まえながら、早期に利活用を図れるよう推進してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 本米崎小学校が保育所に適していると思われる理由はそれだけではないかと。まず、建物が大き過ぎないという点でございます。保育園、最小規模60人の園児を預かるとして、職員が約40人いて100人が過ごすというのにはちょうどいい大きさではないかなと思うんです。校庭もあって体育館もあって非常に適した、もともとが学校施設でございますので、学校と保育所、それほど遠くはないかなというふうに思います。これももちろん市の直営でやるという必要はございません。民間事業者を募集してプロポーザルでよろしいのではないのでしょうか。子供の声が聞こえなくなるのは寂しいと地元の人たちはおっしゃっております。

まずは現状を調査して、子育て支援、そして一億総活躍社会の中で那珂市は5万5,000総活躍社会を目指して、今、保育園問題ではそういう話をしておりますけれども、目指してい

ただきたいと願う次第でございます。

きょうは、市が保有し現在利用がなされていない3施設についての提言をさせていただきました。これらを負の遺産と見るか、それとも有効資源と考えるかによって成果は大きく変わってくると思います。ないものねだりよりもあるもの探し、短所を補うよりも長所を伸ばせ、これがやはり地方創生の考え方だと思っております。わくわくする那珂市にしていくために、私も、ない知恵を絞りながらいろいろ今後も提案をさせていただきたいと思っております。未来に向けて有効な活用方法を見出していけますよう願っておりますし、私たちができることもどんどん協力していきたいと思っておりますので、ぜひ地元と那珂市と、みんなに幸せが来るような利用を考えていただきたいと思いますというふうに思います。

質問事項3番目です。市民サービスの実情と向上のための考察ということでお伺いをしていきたいというふうに思います。

「広報なか」で、前々回だと思うんですけども、社会福祉協議会のほうで実施している心配ごと相談室が閉所になりますよというお知らせが冒頭に出ておりました。市民の方からお電話をいただきまして、なくなっちゃったら困るんだと、何が困るんだろうというところで、じゃちょっと聞いてみますということで今回出させていただきました。

社会福祉協議会で実施している心配ごと相談所、閉所になりまして、生活上の心配事、困り事について菅谷分室で行うということになったそうでございますが、これは変更理由は何なんでしょうか、教えてください。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

市社会福祉協議会の独自の事業であります「心配ごと相談」につきましては、近年、福祉に関する相談が多く、また相談内容が専門的かつ複雑であり、心配ごと相談員が市民の皆様からの相談を受けても関係機関につなげることが多くなったということでございます。このため、4月から、社会福祉協議会の職員が専門性を生かしまして相談に応じるというふうに聞いてございます。

なお、開催日時でございますが、これまでは毎週水曜日の午前中のみでしたが、4からは月曜から金曜の午前8時半から午後5時15分までの業務時間の範囲まで拡大して実施するというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 皆さんが心配になるのは、今まで専門の相談員だったのが社会福祉協議会の職員が直接相談に応じるというような変更点なんだろうなというふうには思います。社協の職員でございますので、市民の方から見れば、市役所の職員と社協の職員とどう違うのかというところは余り区別がないのかなというふうを感じるわけでございます。

そうしますと、市役所には市民相談室があるじゃないかと。そっちはそっちでいいじゃな

いかというような声が聞こえてくるわけでございます。これ、市役所の市民相談室との違いは何なんでしょうか。二重行政じゃないかというような声もありますが、いかがでございますか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

市の市民相談室、この相談は、行政上の困り事や市に対する要望など全般的な相談を受け付けております。一方、「心配ごと相談」につきましては、福祉に関する専門的な相談が多いのが特徴であると聞いております。このため、相談の内容等も違いますので、今ありました二重行政には当らないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 私のところにそういう声があるというのは、おそらく告知とか宣伝が足りないのかなというふうを感じる次第であります。4月からということですので、「広報なか」でもうちょっと丁寧に、こうこう、こうですよというような説明をしていただければよろしいのかなというふうに思いますので、ぜひその辺のご対応をしていただきますようよろしくお願いいたします。

それから、市役所の1階に子供スペースというものができております。市民課、市民相談室などに行かれた方はお気づきになられた方もいらっしゃるかと思います。ブロックというんですか積み木というんですか、でぐるっと囲まれて、子供がそこで遊んでいられるスペースということですが、これ、お子さんを連れて役所に来てあそこで遊ばせるというのは、利用程度としてはどのぐらいあるものなんでしょうか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

昨年7月から、1階の市民課前のロビーにキッズスペースを設置いたしました。小さな子供たちが喜んで利用しているようでございます。たまに、余り騒ぎ過ぎて、待合室の市民の方からうるさいとのご意見もいただいたこともあります。おおむね好評であると感じております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 若いお母様方をサポートする意味では子供スペースというのは非常にいいと思うんですけども、私が思うのは、設置場所がちょっと違うんじゃないかなと。こども課がある2階に、小さいお子さんを連れてお母さんがいらしている姿をよく見ます。1階の市民課には余りそういう姿がないので、どちらかというと、こども課のある2階に設置したほうがより効果的ではないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

確かに、議員さんおっしゃるとおり、このキッズスペースを実際設置するときには、こども課の窓口付近に設置したらどうかということで検討をしたところでございます。

しかし、現在の2階の部分ではスペースの確保が大変難しいということで、やむを得ず1階の市民課の前のロビーに設置したというところでございます。そういう経過がございます。

今後、もう一度改めまして、窓口業務の見直しとか組織の改編等にあわせまして、この場所については検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） さすがに、いくら子供スペースとはいえ、1階に子供を遊ばせたまま2階のこども課にはちょっとお母さんは行けないと思うので、やはりかゆいところに手が届くように。であれば逆にこども課を下におろすとか、そういった対応があっても、どちらが先だかわからないですけども、そのほうが大がかりになってしまうかもしれませんけれども、もうちょっとかゆいところに手が届くように改善していただければなお一層よろしいかと思っております。

次に、これも「広報なか」に出ておりました臨時職員の募集についてちょっとお聞きしたいと思っております。

これはどのぐらい応募があるものなのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

臨時職員の応募状況でございますが、職種や募集の時期によりましてばらつきがあるのが現状でございます。先日締め切りました4月1日採用分の応募状況でございますが、一般事務の臨時職員、1人の募集に対しまして平均3人前後の応募がある状況でございます。また、保健師とか保育士などの専門職についても募集を行っておりますが、応募者が少ない状況でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 保健師、保育士、専門職、先ほど花島議員の質問の中でもありましたけれども、専門職のほうが給料は若干高いのかなというふうに感じておりますが、やはり応募者が少ないということでございますけれども、募集の意味は、単にこれ市役所とか関連施設に人材が足りないということなのか、それとも地元の雇用促進という意味合いが強いのか、どっちなのかを教えてくださいなのですが。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

臨時職員の募集につきましては、正規職員の育児休業等の取得に伴う代替職員の募集、ま

たは臨時職員が退職された場合の補充要員として募集を行っております。雇用促進といたしましては、今年度まで、緊急雇用創出事業によりまして期間限定で臨時職員を募集し雇用を行ってきたというところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。残り約5分でございます。

○7番（小宅清史君） わかりました。

職員募集で正規職員の育休ですとか退職されたときの補充ということでございますけれども、やはりもっとスリム化をするという、行政というか業務のスリム化をするということでは、もっとペーパーレス化を徹底的に進めていくべきではないのかなと思います。やはり紙が多いというのは、それだけ手間もかかりますし、人手もかかるわけでございます。議会におきましても、今回、初定例会でございますけれども、六法全書よりも厚い議案書が今回も来まして、この辺考えますと、まずは議会の議案書からペーパーレス化をお願いしたいなと思うんですけれども、総務部長、いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

ペーパーレス化することで人員削減が図れるかというのと、そうとも言えないのかなと思います。

それはさておき、議案書のペーパーレス化につきましては、市議会の中で議論をしていただきまして、その結果、ペーパーレス化を進めていくとなれば、執行部といたしましても同じ方向を向いて検討させていただきたいと思っております。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 今回、議会新しくなりまして、若い新人議員さんも入っていらっしゃいまして、ペーパーレス化という時代の流れの中に議会も持っていかなければいけないのではないかなと私は個人的には考えております。ですが、これも議会の中で話し合いながら、そして執行部のほうにもご協力をいただきながら、その辺を進めていければいいなというふうに願っております。

次に、防災無線について一つお聞きいたします。

防災無線なんですけど、こちら、行方不明者情報というのが流れます。この間も、どこどこで人が行方不明になりましたというような情報が流れるんですが、これも自治会長のほうから言われたんですけども、もっと詳細に話せないのかと、どここの誰べえまでできれば言ってほしいと。そうすれば顔見ですぐ誰々だとわかるんだけど、どうだろうというような話をもらいました。こちらは、防災無線を使っての行方不明者情報についてもっと詳しい情報を提供するという事は可能なのでしょうか、お聞きします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） お答え申し上げます。

ただいまもう少し詳しい内容を提供してはどうかというご質問でございますが、行方不明者の防災無線放送については那珂警察署からの依頼を受けて放送してございます。その放送内容については原則、那珂警察署において作成されたものであるということです。

情報内容を詳しくということでございますけれども、一方では個人情報保護またはプライバシーの保護という問題も強く言われている時代でございます。放送する情報内容はある限りの情報内容となっているということでございますので、その範囲内で情報を得るということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） プライバシーと、あとは例えば逆に命にかかわるせっぱ詰まった状況というので、両方あるんだと思うんですけども、そういう意見があったということできょうはこの場でお伝えをさせていただきました。プライバシーというところが一方ではあるというのは重々理解はしております。

今回、3部構成でやらせていただきました。未来に向けて那珂市がよりよくなるよう、2期目の4年間頑張っていきたいと思っておりますので、皆様、今後ともご指導よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（中崎政長君） 以上で通告3番、小宅清史議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を2時15分といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時15分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

---

◇ 寺 門 厚 君

○議長（中崎政長君） 通告4番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について。2. 人事制度について。

寺門 厚議員、登壇願います。

寺門議員。

〔6番 寺門 厚君 登壇〕

○6番（寺門 厚君） 議席番号6番、寺門 厚でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

改選後初めての質問ということで、執行部の皆様には簡潔明瞭なる答弁のご配慮をよろしくお願いしたいと思います。

まず最初に、障害者差別解消法についてお伺いをしてまいります。

実は、この4月1日から那珂市にとっては経営の根本問題にかかわる2つの法案が施行されることになっております。その2つについて、きょうは、その取り組み体制、推進体制がちゃんとできているのか、あるいは取り組み事項がしっかりと決められてこれから進められていくのかどうかについて伺っていきたいと思います。

最初の障害者差別解消法制定ですけれども、昨年、那珂市は全国市の住みよさランキングで40位、県内3位ということで、住みよさでは那珂市の評価が全国にも知れわたって、非常に高いことが証明されております。一方、地方創生による地域活性化が本市でも今進められておきまして、この那珂市の魅力をPRし、交流人口の拡大、さらに定住人口の増加へと導いていかなければならないということで、那珂市のひと・まち・しごと総合戦略もしっかりとこれから展開をしていかなければならないというふうに考えております。

当然ながら、この住みよい那珂市にとっては、もちろん障害者にとっても住みよいまちでなくてはならないというふうに考えます。しかし、現実はどうでしょうか。ハード面、ソフト面を見ても決して障害者に優しいまちと言えるということはないと思います。そういう那珂市だからこそ、障害者にとっても住みよいまち、障害者も健常者もなくみんなが元気に仲よく暮らせるまち那珂市にしていくことが大切だろうというふうに考えております。それには、ハード面よりも、やはり仕組みとかいろいろな法律とかそういったソフト面の基本をしっかりと進めていくことが重要であろうというふうに思います。

そこで、さる平成25年に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、略称で、通称、障害者差別解消法というものが制定をされております。こちらがそのパンフですね。わかりやすい版ということで2つ用意をされております。

皆さん、ごらんになったことが多分余りないと思いますけれども、もう法が公布されてから2年が経過しておりますので、多分、記憶も曖昧だし、余り知らないなという印象だと思います。ということで、障害者にとって優しいまちづくりということではいいですと、この法律をきちんと他の自治体に先駆けて一生懸命しっかりと定着をしていく、推進をしていくのが、やっぱりこの那珂市の魅力をさらにアップするであろうというふうに考えますので、この障害者差別解消法をしっかりと周知・徹底をしていくために那珂市としてどのように取り組んでいくのか、いくつかお聞きをしてまいります。

ここで改めて、公布から2年も過ぎておりますので、障害者差別解消法制定の趣旨と目的について伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

障害者差別解消法の趣旨と目的でございますが、これにつきましては、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」に向け、障害を理由とする差別を解消することを目的としております。

内容といたしましては、市役所等の公的機関には、障害を理由とする不当な差別的取り扱いをしないこと、また障害者への合理的配慮の提供することの2つを義務づけております。また、地方公共団体には、障害を理由とする差別への相談支援体制を整備することが求められております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 障害者も健常者も、お互いに人格と個性を尊重し仲よく暮らせる社会を実現していくということ、そのために障害を理由とする差別をなくしていくんだよという目的であるということはよくわかりました。

では、障害者差別解消法の対象となっているのはどこまでなのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

この法律の対象となりますのは行政などの公的機関及び事業者となっており、事業者とは商業その他の事業を行う者で、目的の営利・非営利、個人・法人の別は問いません。例えば個人事業主や対価を得ない無報酬の事業を行う者や、非営利の社会福祉法人、NPO法人も対象となっているところでございます。なお、事業者でない一般私人は対象とはしておりませんが、周知は図っていくものとされております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 事業者ではない一般の人を除くということで、市役所も入りますし、それから企業でありお店や商店ですね、こういったところも含まれるということ、対象になるということになりますね。

では、那珂市はこの障害者差別解消法の意義についてどのように考えているのかお伺いたします。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

これまで、障害は病気や外傷等と同じで個人の問題であり、機能の向上のため個別に継続的な治療を施すこと、医学的モデルといたしますが、という扱いをされてきたため、障害者が社会に合わせて生活をしてきたという状況でございます。

今回の障害者差別解消法では、障害者をめぐる障壁は個人の問題ではなく社会によってつくられているのであり、障害があっても暮らしやすい社会を社会が実現させようと、これを社会モデルといたしますが、ということでございます。

このような社会構築の実現に向けまして、市では、法の趣旨にのっとりまして、障害を理由とする差別をしないことはもとより、さまざまな社会的障壁に対して可能な限り合理的配慮の提供を進めるなど、全庁を挙げて障害者差別解消法を推進しているところでございます。

また、これらの意識を市民の皆様とともに醸成していくことも重要な役割でありますので、障害者理解への周知・啓発を一層進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） この法律では、障害者をめぐる障壁は個人の問題ではないということ、社会によってつくられていると、障害があっても暮らしやすい社会を社会が実現させようということが、従来の障害者法たくさんありますけれども、大きく異なる大変重要なポイントだと思います。それをきちんと認識されているということですね。

既に那珂市においては、障害者への差別をなくすことはもちろん、さまざまな社会的障壁を排除することも全庁を挙げて推進しているという積極的な姿勢、取り組みは、県内でも最先端を走っているのではないかと評価するところでございます。市民に対しても、障害者理解への周知・啓発もさらに一層の推進をお願いしたいと思います。

この障害者差別解消法、次の3つの定めを設けて推進するよう法律では求めています。1つ目が、国の行政機関や地方公共団体等及び民間業者による障害を理由とする差別を禁止すること、2つ目が、差別を解消するための取り組みについて政府全体の方針を示す基本方針を作成すること、3つ目が、行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す対応要領、対応指針を作成することの3つでございます。

これらを受けて那珂市の取り組みについて伺ってまいりますけれども、最初に、障害を理由とする差別、先ほど出てきましたけれども、これについてはどういうことなのか、また合理的な配慮をしないということはどういうことなのか、具体的な事例をお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

障害を理由とする不当な差別でございますが、例としましては、車椅子での来店を拒否したり、障害を理由にスポーツクラブに入れなかったり、それからアパートを貸してもらえないというような不当な取り扱いを受けることを不当な差別といいます。また、不当な差別的取り扱いの禁止は、市役所などの公的機関ばかりでなく、会社や商店などの事業者等も義務化されるということになります。

また、合理的配慮をしない例としましては、聴覚障害のある人に声だけで話す、視覚障害のある人に文書だけを渡して読み上げない、こういったその人が必要とするものについて要望があった場合等には対応をしないという場合が合理的な配慮をしないということになります。合理的な配慮を提供することは、市役所などの公的機関は義務ですが、会社や商店など事業所はできる限り努力するというところで努力目標ということになっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） わかりました。今後、行政には、差別の禁止はもとより合理的な配慮が義務づけられます。会社やお店はできる限りの努力ということで努力目標になりますけれども、行政については今まで以上に適切な対応が必要になります。

そこで、職員全員が障害者に適切に対応するために、地方公共団体職員等対応要領を定めているのかどうか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

地方公共団体職員等対応要領の件でございますが、現在、市では、市職員の制度理解と意識の改革を図り適切な対応ができるよう、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する那珂市職員対応要領」をこの4月に向けて取りまとめをしているところでございます。なお、この対応要領につきましては、制定次第、公表する予定であります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） でき上がりましたら公表をしていただいて、職員への周知徹底をしっかりとお願いしたいと思います。

今出ました地方公共団体職員等対応要領策定にあたりましては、やはり障害者、その他関係者の意見、この方々の意見を反映させているのかどうか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

障害者差別の解消を推進するにあたりまして、昨年9月に、障害のある方など500人を無作為抽出し、これまでに障害を理由に「つらい」、「困った」、このようなことがあったか、また、そのようなときに「こうして欲しかったこと」、「してもらって嬉しかったこと」の事例調査を実施しております。この当事者の声を反映するようになっているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 無作為で500人の当事者の方にお聞きをして、しっかり反映をしたということはわかりました。

那珂市も先行して取り組みを始めておられますけれども、茨城県についても、昨年4月、障害者差別解消法の施行に先駆けて、障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例を施行しております。こちらがそのパンフレットでございます。

これも昨年にもう既にスタートをしておりますので、この茨城県づくり条例を受けて本市において何か取り組んだことがあるのかどうか、また、那珂市は障害者差別解消法の啓発活

動にどのように取り組んでいるのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

茨城県づくり条例、この条例の施行前、昨年3月でございますが、茨城県の担当職員を招きまして、各課の課長補佐を対象に県条例の説明会を開催しております。

周知・啓発活動については、昨年5月には、那珂市商工会の総会において、会社や商店など事業所は不当な差別的取り扱いをしないことが義務化され、合理的な配慮をすることが努力義務となる旨の説明を行っております。また8月には、障害平等研修ファシリテーターであります茨城大学の有賀絵里先生を講師に迎えまして、那珂市地域自立支援協議会委員及び市職員を対象に講演会を開催し、障害者差別解消の制度理解を図ったところでございます。

その外、地区まちづくり委員会委員長会議、民生委員・児童委員などの会議等に出向きまして障害者差別解消法について説明をいたしております。

また、市民の皆様に対する啓発でございますが、昨年の「広報なか」6月号に「障がい者に対する差別について考えてみませんか」という記事を掲載し、周知・啓発を図ってきたところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 庁内の説明会や各種団体あるいは委員会などへの遵守事項の説明、そして講演会開催などを通じて啓発されているということはよくわかりました。

これから周知が徹底され職員や関係団体、市民へ理解が深まってくると、障害を理由とする差別の問題、当然これは人の問題になりますので、紛争にまで発展することが予測されます。慎重に、丁寧に、秘密厳守で対応、解決が要求されることとなります。このような対応について、差別解消のための相談窓口について体制が整備されているのかどうか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

相談窓口及び体制の整備ということでございますが、この4月から、障害者差別解消相談室を総合保健福祉センターひだまりに設置しまして、障害者からの相談の受け付けや、関係機関や企業等との調整、紛争の防止や解決を図ってまいります。なお、この業務につきましては市社会福祉協議会に委託で行うということになっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 障害者差別解消相談室を設けて対応していくということでございますけれども、相談の内容に応じて、より専門性の高い内容については行政相談員、あるいは法務局、人権擁護委員などによる人権相談、人権侵犯事件としての調査・救済などさまざまな制度による対応が要求されてくると思います。

また、相談への迅速かつ適切な対応、紛争解決への対応力の向上や職員の事務負担の軽減、あるいは権利擁護に関する意識のPRということもしっかりと進めなくてはならないと思います。

そういった上でも、法律第17条に定められております障害者差別解消地域協議会の設立はされているのか、設立されているのであればその構成員はどのようなになっているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

市には、障害者総合支援法に基づきまして、障害福祉にかかわる機関、団体、行政から構成される那珂市地域自立支援協議会が設置されており、障害者の相談支援を推進しているというところでございます。障害者差別解消支援地域協議会には、この那珂市地域自立支援協議会をもって充てたいと考えております。

委員につきましては、相談支援事業関係者、それから保健・医療関係者、福祉サービス事業所関係者、民生委員・児童委員、教育・就労機関関係者、学識経験者、その他障害福祉に関する関係者ということで、19名で構成しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 那珂市地域自立支援協議会をメインに、障害者支援のプロがその任に当たるということで設立をされたということですか。

この相談室とそれから障害者差別解消地域協議会の運営事務局は社協に委託されているというふうに回答されておりましたけれども、ややもすると、行政のほうで委託してしまうともうそれで仕事は終わりというようなことが市民の間からも危惧されておりますので、この障害者差別解消の推進所管部門、それと責任者については誰なのか伺っておきます。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

この障害者差別解消推進に係る事業につきましては、市社会福協議会に委託しますので、社協に責任を持って運営をしていただくということになります。しかし、実施するのは市でございますので、これを所管する社会福祉課が責任者となります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 所管、責任は社会福祉課ということをお聞きしました。

これからこの法律を推進していく上では、担当部門だけではなく市職員全員、国の機関、あるいは人権擁護委員会、教育委員会、学校、社会福祉協議会、相談支援事業者、医師、保健師、商工会、弁護士等、地域を構成するさまざまな機関構成員が障害者差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に進められるよう、社会福祉課がこの事業推進の旗振りと管

理監督をしっかりと実施していただきますよう要望しておきます。

市は、障害者差別解消法に向けて今後どのように取り組んでいくのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

今後の取り組みでございますが、今年3月29日には、那珂市地域自立支援協議会におきまして、民生委員・児童委員、地区まちづくり委員会、福祉関係機関、それから地域包括支援センター、市商工会、一般市民及び市職員などに幅広く声をかけまして、茨城大学非常勤講師の有賀先生の講演会を開催する予定であります。

また、5月には、全職員を対象としました研修会を実施しまして法の趣旨について理解を深めていくとともに、市広報紙やホームページ等を活用しまして周知・啓発をしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） この障害者差別解消法は4月1日からということで施行がされます。

障害のある方の認識から始めて、関係団体へのPR、市職員全員への研修、講演会の開催等、きめ細かな推進策をしっかりと今後実施していけば、障害者への差別がなくなる社会がやがて実現していくのだというふうに考えます。

障害のある方もない方も、みんなが仲よく幸せに暮らせるまちをつくるのが、他自治体に負けない、名実ともに住みよいまち那珂市をつくることにつながりますので、那珂市に住んでいる方全員の方が取り組みをできますよう、強力に推進をお願いしたいと思います。

最後に、障害者差別解消法推進に向けて市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えいたします。

市は、障害者の皆さんと一緒にいることが自然で当たり前の社会を目指してまいります。どのような集まりにも、また活動においても、一緒にいることが空気のように当たり前、ともにあることが必要な社会を理想としているところであります。

そのためには、障害者のある方が日ごろどのように生活し活動をしているのか、市民の皆様にも広く知っていただくことも必要と考え、昨年12月からスタートしました障がい者就労支援事業所による定期販売会の開催や、2月に開催しました障害者の作業活動を紹介する障がい者就労支援事業所展示会を開催するなど、県内でも初めてとなるような先進的な取り組みも実施しているところでございます。

このように、市の事務事業の公共性により地域社会の規範として率先し、かつ積極的に障害者差別解消支援を継続して推進していく所存であり、障害当事者の一方的な思いばかりではなく、障害者も障害のない方も意識を変化させて、お互いが同じ社会でともに生きられる差別のない社会の実現に向け、一層取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） ありがとうございます。

障害のある人もない人も住みよいまち那珂市をつくるために、市長みずから障害者差別解消法につながる具体的事項を何か一つ率先して取り組んでいただいて、ぜひとも那珂市の障害者差別解消支援を強力に推進していただけますよう要望いたしまして、この項の質問を終わりにいたします。

次に、人事制度についてお聞きしてまいります。

市長は、さる本会議の施政方針で、那珂「市の持つ住みやすい市という強みを一層生かしながら、地域の活性化、移住・定住の促進を図るとともに、人口減少の抑制につながる効果的な施策について、全庁を挙げた横断的な取り組みを行って」いくと述べられております。そのために市長と職員が一丸となり迅速に課題解決に取り組み、より高品質の行政サービスを市民の皆様を提供することが使命であるというふうにも述べられております。

職員がより高品質の行政サービスを提供していくためには、市民の多種多様、高度化する要望に対してきちんと対応できる能力、より高品質のサービスを策定、実行できる力を備えていかなければなりません。そのためには、職員一人一人が市民福祉向上のために本気になって行政サービス提供に取り組める人材を育成する必要があります。人材育成の根幹をなすものが人事評価だということが言えると思います。

この人事評価制度については、さる平成26年5月14日に改正地方公務員法が公布されておりまして、冒頭申しましたように、これも4月から本格稼働ということになっております。

この改正地方公務員法の趣旨については、能力及び実績に基づく人事管理の徹底であり、人事評価とは、職員がその職務を遂行するにあたり発揮した能力及び上げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価というふうに定義されております。能力評価と業績評価の両面から行うことが法律上の義務となっております。

間もなく本格稼働ということになるわけですが、本市においては、導入前、人事評価制度のテスト実施をされてきたと伺っております。人事評価制度は、各職員の業務を見直し、より効率的・効果的な手法で業務遂行ができ、業績向上が図れる仕組みになっているのかどうか、人事評価の最終目的が住民福祉の増進、住民サービスの向上に資する有能な職員集団を創設するということになっているのかどうか。人事評価導入による各人事制度、項目たくさんありますけれども、こちらへの波及効果も含めいくつかお聞きをしておきたいと思っております。

最初に、この人事評価制度の導入について、なぜ人事評価が必要なのか、目的は何か、改めて伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

地方分権の一層の進展によりまして地方公共団体の役割が増大し、住民ニーズが高度化・多様化してきております。さらには、厳しい財政状況や行財政改革などにより職員数は減少していることが背景に挙げられております。このようなことから、個々の職員に困難な課題を解決する能力と高い業績を上げることが従来以上に求められております。

この人事評価制度は、能力・実績に基づく人事管理の徹底により、より高い能力を持った公務員の育成と組織全体の士気高揚、公務能率の向上により、住民サービスの向上の土台をつくることを目的に義務化されたものでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） では、那珂市の人事評価はどのようなものか伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

各自治体で制度設計はさまざまでございますが、那珂市におきましては、これまでの試行期間を踏まえまして那珂市独自に2つの評価シートを作成いたしました。一つは、個人それぞれに業務目標を設定するもので、年度末にその業務の達成度を評価するものでございます。もう一つは、職位に対するあるべき姿を提示してあり、年度末にそのあるべき姿に対してどの程度達成できたかを評価するものでございます。

評価シートは、年度初めに個人がそれぞれ作成をしまして提出し、上司と面談を行い適正な目標であるかの確認などを行います。期末には業務の達成状況と職位に対する自己評価を提出してもらい、それを上司が評価をいたします。最後に、その評価結果につきまして面談を行い、よくできた点、改善点、反省点などを話し合いながら次年度の業務に反映をしようというものでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 通常、目標管理シートというのは1シートで評価を行う例が多いわけですが、本市においては、那珂市独自の職員のあるべき姿評価管理シートという、これを設定して実行されているということは、2つの面から見られるということなので大変いいことではないかなというふうに私は思っております。

目標設定、業績評価については、自己評価したものを上司が評価する方式で実施されておるとのこと、そして目標設定時、評価結果について上司と部下が面談を実施しているということも非常に重要なポイントだろうと思います。この面談、話し合いが通常、先ほどの例でいうと2回ですけれども、間を入れて3回やるともっとベターだというふうに言われておりますので、ぜひともその話し合いは充実をしていただきたいというふうに思います。

それと、毎年毎年同じレベルにならないよう、次年度について目標設定のレベルを上げていくということも含めてやっておられると言われておりましたけれども、部下育成教育もあ

わせてやっていただければというふうに要望をしておきたいと思います。

この人事評価については、誰が誰を評価していくのかということが非常に重要でございます。特にその待遇面、昇格・昇給、職員の将来にまで影響が及ぶわけでございますので、評価者が誰なのかは大変重要なことでございますので、ここで誰が評価を行うのか改めて伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

基本的には直属の上司が面談や評価を行います。一般職に対しましては課長補佐総括が、課長補佐、いわゆるグループ長ですが、に対しましては課長が、課長に対しましては部長が、それぞれ評価することになります。

また、最終的な評価結果につきましては、評価の偏りや公平性を確保するために、評価者補助者、評価者、調整者など複数の者が関与することになります。例えば一般職の場合につきましては、課長補佐、いわゆるグループ長ですが、これが評価補助者、課長補佐総括が評価者、課長が調整者という役割になりまして、3人で評価結果を出すことになっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 今お聞きしましたけれども、評価結果については、評価補助者、評価者、調整者等の普通3人で評価結果を出すというお話がありました。そういう仕組みをつくったということですよ。これについては、評価の偏りを是正して公平性をより確保するというふうに、補完的な意味も含めていい仕組みではないのかなというふうに思います。

評価者、上司になるわけですが、その評価者の役割というのは本来4つあると思います。1つは人を育てること、2つ目は人を生かすこと、3つ目はやる気を出させること、4つ目はいい仕事をさせるということだと言われております。ここでは目標管理や職員評価、あるべき姿管理の評価をすることだけに終始をして、今申し上げました評価者、上司の役割をしっかりと徹底していただければなというふうに思います。

この法律については公布後もう既に2年がたっております。本市においてもさまざまな取り組みをされてきたということで伺っておりますので、ここで試行期間の総括について、課題は何か、対策は講じているのかどうか伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

試行期間を経まして人事評価の考え方や手法方法の理解は深まっております、おおむね理解を得られているものと考えております。その一方で、個人の業務目標設定の妥当性の問題とか評価結果のばらつきなど、まだ改善点もございます。来年度から本施行となりますが、さらに改善を要するために、来年度も引き続き研修等を実施しながら制度の確立に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） おおむね理解はされて、試行期間の所期の目標は達成されたというような回答だと思いますけれども、個人の業務目標設定の妥当性の問題や評価結果のばらつき、これはずっと後までもつきまとう課題だと思います。これについては研修を毎年継続実施しながら改善を進めていただけるということなので、ぜひ改善をしていただきたいというふうに思います。

この人事評価を進めていく上でどうしても公正で適正な評価というのは非常に重要なことになりますので、この公正で適正な人事評価とはどういうものなのか伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

人事評価の理想は、上司や部下が切磋琢磨をしながら自分のスキルアップを図り、成長し、その結果が十分に行政経営に反映できるものであり、その評価結果については、誰が見ても納得できる評価結果であること、最終的には、行政の目的である市民の公共の福祉の向上に結びつくものであると考えております。

人が人を評価する以上、先ほども答弁申し上げましたように、評価のばらつきなど難しい問題があることは認識をしております。そのためにも、人事評価制度について全ての職員がよく理解を深め、少しでも有効に活用し、効果が得られるようにすることが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 4月からの実施・運用になるわけですが、職員が、市民の期待する職員、これは市民の公共の福祉の向上に寄与できる職員、この職に一日でも早くなれるよう、上司、職員が一丸となって正しい理解と効果的な運用をお願いしたいと思います。

次に、この人事評価というのは業績評価も当然入りますので、成績がよければ昇給とかいろいろな面でインセンティブがつくということにもなるかと思えます。そこで、能力や実績に基づく人事管理とはどういう管理なのか伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えをいたします。

人事評価は個々の評価ではありますが、期首面談の中で組織として目標の設定を明確に示すことから始まり、最終的に組織として発揮された能力や上げた業績を評価することとなることから、結果として、組織として地方公務員の本旨である住民福祉の向上につながるものと思っております。また、個々人の能力向上を目指す観点からも、評価に基づく給与や賞与への反映を行うことでモチベーションの向上を図れるものと考えております。

実際の反映につきましては、平成29年度からとなりますので、職員組合とも話し合い慎重

に進めてまいります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 実施は平成29年度からということになるわけですがけれども、やはりそのモチベーションを上げるために給与、昇給等もするということですがけれども、これ逆になると大変なことになりますので、そういうことがないように、やはり地方公務員の基本、本分というのは市民サービスの向上、このベースを醸成することが第一義だというふうに考えますので、モチベーションを上げることも非常に大切ではございますけれども、やはり地方公務員の本分を忘れないようにしていただきたいのと、そういうことを徹底しながら管理をしていただきたいと思います。

人事評価の公平・公正な評価というのは非常に難しい問題ではありますけれども、各方策、公平・公正な評価をしていくためには、やはり評価者、上司の役割が非常に重要になってまいります。先ほど上司の役割は4つあるというふうに申し上げましたけれども、この人を育てる、人を生かす、やる気を出させる、いい仕事をさせると、このことをしっかりと役割を果たしていただきたいと思います。

そして、公正・公平な評価をするためにも、ここで提案なんですけれども、部下が上司を評価することがあっても私はいいいと思います。やはりそれがないとだめだなというふうに思いますので、ぜひともそういう制度をつくって実践してはどうかということでお伺いします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えをいたします。

民間などでは部下が上司を評価することもあるようでございます。また、その効果につきましてはメリット、デメリットの両方が存在していると言われておりまして、企業への広がりなど動向を注意深く見守ってきたところでございます。

しかし、部下が上司を評価することは、制度への理解や評価者の研修など新たな制度設計が必要であることから、人事評価が始まるこの時期に導入することは、職員が混乱することにつながり、難しいと判断をしております。現時点では、人事評価をしっかりと軌道に乗せることを何よりも優先して取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） この部下が上司を評価するというのは、自治体でも既にいくつかの自治体で実施をされているわけではございますけれども、4月からの実施ということになりますので、定着が進んだ段階で改めてぜひともこの部下が上司を評価するという制度を、ひとつ仕組みをつくっていただけたらなというふうに、これは要望をしておきたいと思います。

これまでは人事評価制度の内容についてお聞きしてきましたけれども、人事評価を行って得られた結果を活用しなければ、先ほど言いました地方公務員の本分、住民サービスの向上、

福祉の向上ということにはつながりませんので、その活用ということで、人事各制度でローテーションですとか昇給・昇格等も含めているいろいろな活用方法があると思いますけれども、それについて、4月からの導入ということなのでその波及効果というのはこれからの話だろうと思いますので、現段階の状況だけ今回は伺っておいて、推進をして、多分2年後、3年後に、私、もう一度質問をさせていただいて確認していきたいと思います。

今回は現状ということで伺ってまいりますけれども、職員の異動、ローテーションについてですけれども、職員の異動についてはどのようにされているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えをいたします。

人事異動につきましては、職員への異動希望調査、各課長への人事ヒアリングの結果をもとに、業務の継続性や経験年数などを考慮して決めているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） ローテーションについては、民間でも同じなんですけれども、本人の異動希望があっても受け入れ先がないと異動できないという事例が間々あるわけでございますけれども、この人事評価制度、そういうことがないように有効に生かしていただいて、やはり適材適所に努めていただきたいなというふうに思います。

次に、専門性の問題なんですけど、市民の方からよく言われるのが、ある部門では業務内容がよくわかる職員がいるけれども、違う部門では話のわかる担当がいらないというような話をよく耳にします。わかっている人が異動されると困っちゃうだよねという話も聞きます。ということで、その専門職、行政でいうといわゆる保健師さんやら消防職、保育士さんなんかはもう専門職になるわけなんですけれども、それと一般事務も、これは行政でいうと一般になるんですけど、市民の方から見ますと市民協働課も総務課も、それからどの部門でも、みんなそれぞれプロになるわけですね。プロ、専門家というふうに見ているわけで、この2つの点から見て専門職員の育成についてはどのように実施されているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えをいたします。

一般事務職から見た専門職ということでお答えを申し上げますと、一般事務職につきましてはおおむね5年程度を目安に異動が行われます。その際には、業務にたけた者と新規従事者を組み合わせるなどしまして、業務の継続性を重視した人員配置を行うようにしております。

専門職員の育成という点につきましては、個別の担当業務においても専門的な知識が要求されることから、研修会への参加やOJTを踏まえながら、それぞれの担当部署に応じた専門的職員を育成するということを考えております。

最終的には、職員が人事異動によりさまざまな部署を経験することにより、幅広い知識を持った行政の専門職となることができると考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 一般職の専門職ということでいいますと、やはりOJTあるいは本人の研修、それから一番多く育成されるのがそのローテーションによる多くの職種経験ということになるわけですが、いずれその各部門においても、新しいことを一生懸命提案してやろうとするけれども、もうおまえはそんなことはやらなくていいと、今までどおりやっていけばいいんだよというようなことで芽を摘まれるというようなお話も実際に承っております。まだそういう組織があるということは大変ゆゆしき問題だなというふうに私は思っているんですが、やっぱりこれを解決するためには上司が変らなければならないというふうに思います。いくら新人さんばかり、職員が一生懸命やろうとしても芽を摘んでしまわれると、これはやっぱりマネジャー、いわゆる上司が考え方を変えて、本来の趣旨である住民サービスの向上のために一緒になってやるというのがベターだろうというふうに思います。

そこで、今、一般の職員さんの育成について聞きましたけれども、いわゆる上司の部下育成はどういうふうに行っているのか、どういう取り組みを行っているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えをいたします。

管理職、課長補佐、課長、部長というところの研修でございますが、階層別研修で、それぞれの役職に昇格する際にそれぞれ茨城県自治研修所にて研修を受けさせております。今年度の研修内容につきましては、リスク管理やリーダーシップ研修など、管理職としての必要な知識を身につけることに重点を置いた内容となっております。

また、4月から始まるこの人事評価制度においても、能力評価項目の中に組織管理や経営管理能力として、部下の指導・育成に関する項目が評価対象となっておりますので、管理職の個々人がこのようなことを常に意識しながら業務に当ることになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 部下の育成方法ですね、その上司の役割、果たす役割というのは極めて大きいわけでございますので、やっぱり上司の役割というのは部下育成が第一義だというふうに思います。特に4月からのこの人事評価制度においても能力評価項目の中の評価対象にもなっているということですので、しっかりと部下育成をお願いしたいと思っております。

先ほど提案で言いましたけれども、上司を評価するという項目については、こういう項目をまさに当てはめればいいんじゃないかというふうに思いますので、これは再度要望をしておきますけれども、よろしくをお願いしたいと思います。

次に、人事交流、これも部下を育成される、職員を大きく成長される一環だろうというふうに思っております。人事交流については、他自治体、民間等についてどのようになっているのか、職員数、経緯、成果について伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えをいたします。

人事交流についてでございますが、平成27年度は、茨城県へ1名、大宮地方環境整備組合へ1名、さらに東日本大震災の被災地の福島県川内村へ保健師を1名派遣を行っているところでございます。

28年度の予定でございますが、27年度と同様に、この茨城県、大宮地方環境整備組合、福島県川内村は引き続きでございますが、さらに茨城県後期高齢者広域連合に1名、茨城県租税債権機構に1名、友好都市であります秋田県横手市役所に1名、東日本大震災の被災地の岩手県釜石市役所に1名を派遣する予定となっております、それぞれ研修や支援などによりまして交流を深めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 東日本大震災の被災地への支援等も含めて、やはり災害支援というのは非常に大切な業務だろうと思います。28年度の予定を見ましても民間が入っておりません。いわゆる民間企業、団体等の会社、これ一昨年、私も提案しておりますけれども、ぜひともやっぱり部下育成という点では民間に行って、それぞれマネジャー、上司の方は学んでいただいたほうがよりわかりやすいなというふうに思いますので、民間への交流もぜひとも今後は進めていただけたらなというふうに思います。

最後の質問になりますけれども、職員の再任用について、27年度の退職者数及び28年度の再任用予定者数、配属部署、それから新規採用数についてお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えをいたします。

27年度につきましては、年度途中での退職者も含めまして25名の職員が退職をいたします。定年退職者は17名おりまして、そのうち14名が再任用職員として雇用予定でございます。なお、現在、再任用職員として雇用している者のうち13名が継続雇用を予定しております。配属部署につきましては、本庁内の各課、出先機関などさまざまでございます。

来年度の新規採用者でございますが、消防職を含めまして23名を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） もう時間もありませんので詳細な質問はまた次の機会にいたしますけれども、28年度は、そうしますと合計27名、再任用職員がいるということになるわけですね。こちらの方々の配属先は詳しく今回はお聞きできていませんけれども、こちらについてもやはり市民の方から、仕事をしているのかというような話をよく言われます。ですから、適材適所じゃないんですけれども、やっぱり配属、当初の仕事の内容がマッチングしていな

いということが言えるのではなからうかなというふうに思います。これについては、いずれもその退職された方はもう行政のプロなんですから、しっかりと仕事をしていただきたいと。もちろん市民の方もそれを期待しておるわけですので、その辺をきちんと管理して適材適所で配置をしていただけたらなというふうに思います。

ということで、人事評価制度というのは、本格稼働が来月から始まるわけですが、今まで申し上げてきたことについてはやはり地方公務員としての基本をしっかりとやっていくということに尽きるので、そのための評価であるというふうに私は考えております。もちろん、那珂市政を支える職員の皆様方お一人お一人もそのような考えでいらっしゃるというふうに私は思っておりますので、ぜひとも市民福祉向上のために、行政サービス提供者としてみずからも輝くために、しっかりとこの人事評価制度を運用・活用していただきたいなというふうに思います。

2年後、どういう効果があつてどのようになっているのかというのをまた改めて質問をさせていただきますと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中崎政長君） 以上で通告4番、寺門 厚議員の質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（中崎政長君） 本日は議事の都合によりこれにて終了し、残余の一般質問は明日3月15日火曜日に行うことといたします。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、この後、委員会別及び個人の写真撮影を行いますので、議員各位におかれましては、全員協議会室に15時20分までにご集合いただきたいと思います。また、撮影終了後、広報編集委員会を開きますので、第2委員会室にご参集願います。

以上でございます。

散会 午後 3時16分

平成28年第1回定例会

# 那珂市議会会議録

第4号（3月15日）

## 平成28年第1回那珂市議会定例会

### 議事日程(第4号)

平成28年3月15日(火曜日)

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案等の質疑
- 報告第 1号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 議案第 3号 那珂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 4号 那珂市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 5号 那珂市職員定数条例の一部を改正する条例
- 議案第 6号 那珂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 議案第 7号 那珂市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8号 那珂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 9号 那珂市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 那珂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 那珂市障害支援区分認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 那珂市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 那珂市介護保険条例等の一部を改正する条例
- 議案第14号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 那珂市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 那珂市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 那珂市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

- 議案第19号 那珂市立学校給食センター薬剤師設置条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 那珂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例
- 議案第23号 那珂市行政不服審査会条例
- 議案第24号 那珂市行政不服審査関係手数料条例
- 議案第25号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第26号 那珂市職員の降給に関する条例
- 議案第27号 那珂市職員の退職管理に関する条例
- 議案第28号 那珂市職員の等級及び職制上の段階ごとの職員の数の公表に関する条例
- 議案第29号 那珂市職員の修学部分休業に関する条例
- 議案第30号 那珂市職員の自己啓発等休業に関する条例
- 議案第31号 那珂市職員の配偶者同行休業に関する条例
- 議案第39号 平成27年度那珂市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第40号 平成27年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
- 議案第41号 平成27年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第42号 平成27年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第43号 平成27年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 議案第44号 平成27年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第45号 平成27年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第46号 平成28年度那珂市一般会計予算
- 議案第47号 平成28年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第48号 平成28年度那珂市下水道事業特別会計予算
- 議案第49号 平成28年度那珂市公園墓地事業特別会計予算
- 議案第50号 平成28年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算
- 議案第51号 平成28年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第52号 平成28年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予算

議案第53号 平成28年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算

議案第54号 平成28年度那珂市水道事業会計予算

議案第55号 公の施設の広域利用に関する協議について

議案第56号 市道路線の認定について

議案第57号 市道路線の廃止について

日程第 3 議案等の委員会付託

日程第 4 請願の委員会付託

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## 出席議員（17名）

1番	大和田 和 男 君	2番	富 山 豪 君
3番	花 島 進 君	4番	中 崎 政 長 君
5番	筒 井 かよ子 君	6番	寺 門 厚 君
7番	小 宅 清 史 君	8番	綿 引 孝 光 君
9番	木 野 広 宣 君	10番	古 川 洋 一 君
11番	萩 谷 俊 行 君	12番	勝 村 晃 夫 君
13番	笹 島 猛 君	14番	助 川 則 夫 君
15番	君 嶋 寿 男 君	16番	遠 藤 実 君
17番	福 田 耕四郎 君		

## 欠席議員（1名）

18番 須 藤 博 君

---

## 地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	海 野 徹 君	副 市 長	松 崎 達 人 君
教 育 長	秋 山 和 衛 君	企 画 部 長	関 根 芳 則 君
総 務 部 長	宮 本 俊 美 君	市 民 生 活 部 長	車 田 豊 君
保 健 福 祉 部 長	大 部 公 男 君	産 業 部 長	佐々木 恒 行 君
建 設 部 長	富 田 慶 治 君	上 下 水 道 部 長	石 川 裕 君
教 育 部 長	会 沢 直 君	消 防 長	増 子 正 行 君
会 計 管 理 者	野 上 隆 男 君	行 財 政 改 革 推 進 室 長	綿 引 智 君
危 機 管 理 監	引 田 克 治 君	農 業 委 員 会 長	樫 村 武 君

総務部次長 川崎 薫 君

---

**議会事務局職員**

事務局長 深谷 忍 君      次長補佐 横山 明子 君  
書 記 萩谷 将司 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（中崎政長君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員は、18番、須藤 博議員の1名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（中崎政長君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、市長、副市長、教育長外、関係職員の出席を求めています。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付してあります。

---

◎一般質問

○議長（中崎政長君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

これより順次発言を許します。

---

◇ 遠 藤 実 君

○議長（中崎政長君） 通告5番、遠藤 実議員。

質問事項 1. 那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略について。2. 選挙事務について。  
遠藤 実議員、登壇願います。

遠藤議員。

[16番 遠藤 実君 登壇]

○16番（遠藤 実君） 議席番号16番、遠藤 実です。

通告に従いまして一般質問をいたします。

今回も、市民の皆さんから負託をいただきまして議席を与えていただきました。初心に戻りまして、市民の代表として議員活動をしっかりとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

さて、今期初めての定例会では地方創生の総合戦略についてお伺いをいたします。

人口減社会において、市町村が人口流入、人口増加の政策を掲げて積極的な施策展開をしていくことが非常に重要な時代になってまいりました。既に各自治体は、おのれの持つ地域資源をフルに活用して、みずからの魅力度をどんどんアピールしています。そういう中において、那珂市も決して外に引けをとらない魅力度をさらに上げ、那珂市にぜひ住みたいと思っただけのような戦略をとっていかなければなりません。そのためには、やはり若い方、子育て世代の方々にとって、那珂市で子育てをしたいと思っただけのような施策を展開する必要があります。

那珂市は、昨年、那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。こういう厚い冊子でございますが、これの中で子育て世代に向けた施策を「結婚・出産・子育て応援戦略」として位置づけていますけれども、まずこの戦略についてはどのような理念と目的を持って策定されたものでしょうか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答えを申し上げます。

今回策定をいたしましたまち・ひと・しごと創生総合戦略における戦略といたしまして、ただいま議員のほうからお話ございましたように、「結婚・出産・子育て応援戦略」を位置づけたところでございます。

その理念及び目的でございますが、まず、人口減少が加速度的に進むことで地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小がさらに人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥らないようにすることが必要でございます。また、東京を中心とした首都圏への人口の一極集中を是正いたしまして那珂市へ移住・定住を推進するためには、結婚から子育てまで切れ目のない支援をしていくこと、子育て環境を整備していくことが重要となってくると考えてございます。

このようなことから、今回の子育て応援戦略の策定にあたりましては、基本的な考え方といたしまして、若い世代の就労、結婚・出産・子育ての希望をかなえるということを基本理念といたしたところでございます。そして、昨年実施をいたしました結婚・出産・子育てに関する意識調査による市民ニーズや要望を実現させることができれば、おのずと未婚率や合計特殊出生率が改善し、市の将来推計人口についても、2040年、平成52年でございますが、4万7,000人を維持することが可能であり、持続可能な活力ある地域社会の確保につながるものと考えており、それらのことを実現することを目的に、今回、総合戦略を策定いたしましたところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 今回も、議長から許可をいただきまして資料を皆様のお手元に配付しております。

お手元の資料1、こちらをごらんください。

これ、総合戦略の一部を抜粋いたしました。まず最初、「(イ)－(I)妊娠・出産・子育て支援」として、子育て費用の負担軽減のために経済的な各種助成を行うということが記されています。そして、これを達成できたかどうかの評価指標というのがあって、これが「安心して子どもを産み育てられると感じている人の割合」というふうになっていますけれども、これが現状値45%らしいんですが、これを4年後までに年平均で50%とするという目標になっています。これはそういうふうを感じている人をそういう目標にしたいということなんですけど、安心して育てられると感じている人が半分でいいということなんですよね。こういう目標でいいんですか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えします。

ただいま議員のほうから50%という目標でよいのかというご質問でございますが、まち・ひと・しごと総合戦略は、平成27年から31年までの5年計画でございます。目標値につきましては実効性が求められているところでございます。目標値につきましては過去5年間のアンケート結果も参考に設定しておりますが、平均値としましては43.3%という状況になっておりますので、31年までの4年間の短期的な目標値として50%を設定したところでございます。

しかしながら、50%という目標値は必ずしも満足すべき数字ではありませんので、まずこれをクリアし、長期的には「安心して子どもを産み育てられると感じている人」が一人でもふえるようにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） そもそも、安心して育てられると感じている人が45%というのは低いんですね。具体的な事業でいくつもやられている、この内容は確認をしておりますけれども、そもそもが低いなという感じがします。目標が50%、実効性をというような話ですが、それにしても、不満に思っている人が半分いてもいいということですから、これはちょっとどうか。本来は、これは感じている人の割合ですから、やっぱり100%にしたいところですよ。安心して那珂市は子育てできるよと思っていただきたい。

ただ、現実的には100%なかなか難しいかもしれませんが、やっぱり半分というのは少な過ぎますよね。これで今、那珂市で子育てをしている人がこれからも安心して那珂市に住み続けられるか、もしくは冒頭、目的を聞きましたが、人口流入もしくは人口減少に歯どめをかけていくという中において、目標として半分というのは、これでぜひ那珂市に來たいと思ってもらえますかね。これ、いくら先ほどの目的で美辞麗句を並べても、ここでやっぱり行政の本気度というのが見えるんですよ。目標、本当に半分でいいんですか、もう一度聞きます。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えします。

先ほどもご答弁申し上げましたが、割と短い間の、短期間での目標設定、そういう中で実効性が求められるということを考えた中で50%という目標を設定させていただいたところで

す。

ただ、目標値50ではございますが、住みよさを感じていただける方が、これを超えるような形で施策の推進にはあたっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） まず、ここのところからちょっと指摘をしておかなければいかんと思ひまして、お伝えをいたしました。

では、ちょっと内容を見ていきます。この目標を達成するためにということで具体的な事業が書いてあります。今でもいろいろと結構やられてはいるんです。ただ、書いてあるような多子世帯の保育料の軽減、小児マル福の助成、乳児健診費用の助成、妊婦健診費用の助成、ありますけれども、じゃこれを今後どのように改善して、感じてもらえる人の割合をふやさんですか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

まず、今、議員おっしゃった各施策の今後の推進状況でございますが、多子世帯の保育料の軽減につきましては、現在、小学校就学前の範囲内に子供が2人以上いる場合、2人目が半額、第3子は無料という軽減制度をとっております。これを平成28年度、新年度からは、市独自の政策としまして、その対象範囲である第1子を小学3年生までに拡大する軽減策を予定しているところでございます。

また、小児マル福及び妊産婦マル福の助成につきましては、今年10月に県制度の所得制限の大幅な緩和が予定をされております。それに合せて、今後、市制度も所得制限の見直しを行い、対象者の拡大を図ってまいりたいと思っております。

また、乳児健診費用及び妊産婦健診費用の助成につきましては、現時点では、今後も既存事業を継続しながら子育て支援を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） では、次の（イ）－（Ⅱ）で「子どもの健康」という項目があります。これはどういうふうにして達成するのか。同じように具体的な事業が下に記載がありまして、この項目の指標は不妊治療件数と予防接種率でございます。これも先ほどと同じように、余り現状と目標数値変わっていませんが、どんなものでしょうか。今後、具体的に、何をどのように改善して目標達成するのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

まず、不妊治療でございますが、現在は5万円ということで助成をしているところでございますが、平成28年度に助成額を2万5,000円上乘せしまして、1件当たりの助成額の上限を7万5,000円にするという予定でございます。

また、それに合せまして、これまで助成の対象ではなかった男性の不妊治療につきましても助成の対象に加えることによりまして対象者の経済的負担の軽減を図り、子供を産みやすい環境づくりに努めていきたいと思っております。

また、予防接種につきましては、市のお知らせ版やホームページで接種時期の周知を図るとともに電話等で個別に通知するなどして、接種の勧奨に努めてまいりたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 少しずつ改善をしているというようなことのようにですね。それは大事。ただ、この見方としては、今回の地方創生の戦略は、外の市町村から那珂市に魅力をいかに感じて移り住んできてもらえるかということなんでしょう。だから、外の市町村と比べてどういう子育てメニューの違いがあるのか、那珂市でやっぱり子育てしたいなと思ってもらえるかなんですよね。だから、今までの那珂市の事業よりも前進したのもさることながら、外から見て相対評価で那珂市がよくなっていかないといけない、こういう見方が大事ですからね。

次、（イ）－（Ⅲ）、「地域での支援・生活環境」の項目では、目標が、「子育て支援センター利用者数」が現状の1万3,000人から4年後でも1万3,000人となっています。どうしてこういう目標の設定になったのか、また具体的にどう改善するのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

子育て支援センターの利用者の目標値につきましては、平成31年度は、議員おっしゃるように、平成25年度実績と同じ1万3,000人と設定をしております。この目標値でございますが、子育て支援センターは子供の出生数の減少に伴い年々利用者も減少傾向となっておりますので、今後も平成25年度の水準を維持するというところで設定してございます。

事業の改善としましては、平成26年度から毎週土曜日の開所を行い、父と子の広場、土曜広場などの事業を行うとともに、1歳児、2・3歳児の親子の集いなど新たな事業も展開し、利用者のニーズの掘り起こしを図っているところでございます。

平成27年度の利用者数は増加に転じておりますが、今後も、子育て世帯が孤立化しないよう、ホームページなどを通して事業のPRを図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ではここで、お子さんたちが安心して遊べる場所、いわゆる公園や施設の整備というところにちょっと触れたいと思いますが、那珂市内で子供が安心して遊べる場所が欲しいという声は以前からかなりあります。私もよく伺うご要望です。那珂市内では現在、子供たちが遊べる公園はどれぐらいあるのか、そしてそれはどういう遊具があつて、子育て世代にはどう周知されているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

那珂市の子供たちが遊べる公園ということでございますが、これにつきましては、出生時や転入時、こども課や健康推進課で配付しております「なか子育て支援ガイドブック」というものがございます。この中で、13カ所の市内の主な公園、それから6カ所のちびっこ広場などを紹介しているところでございます。各公園には滑り台、鉄棒、ブランコ等の遊具が設置されておりますが、ガイドブックでは場所を地図上で明示してはございますが、設置遊具については詳細な記載はない状況になっております。

なお、ガイドブックは市のホームページからもダウンロードが可能な状況になっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 今ご答弁にありましたのがこの「子育て支援ガイドブック」ですね。当初から、業者に委託してつくったというよりも自前で担当課でつくられたということでお聞きしておりますので、かなり努力をしてつくっておられるなという感じはいたします。これで後ろのほうに、このブック自体が子育てに関する各種施策が満載で記載されているわけですが、こういう裏表紙に、これはちょっとネットでとりましたので、カラーで地図が出ております。「なか公園マップ」ということで公園の記載が記されているわけです。

これA4なので小さいので、少し拡大して皆様のお手元に資料2として配付をさせていただいておりますけれども、ちょっと見ていただければと思うんですが、いろんな公園あるのはありますね、那珂市。ありますけれども、まずこのマップなんですが、これだけで公園に行けますか。これは地図としてはかなりずさんじゃないでしょうかね。使う側の立場に立っていない。

このマップは、市内の若いお母さん方世代の方々が見て便利に使えるものじゃないといけないんです。これどうですか、職員の皆さんでもこれだけで全部の公園行けますか。結構厳しいですね。これでは、行きたいところにせつかく公園あるのにたどり着けない。ましてや、これ市内の人たちだけじゃないです、目線は。さっきも申し上げているとおり、これから市外の方で那珂市に移り住んで子育てしたいという方が見て、どこに公園あるんだろうなど。むしろわかっている人はマップ見なくても行きますよ。わからない人がマップというのは見

るんですからね。それを見てこの公園にたどり着けるかどうかということですので、やっぱり非常に不親切であるというふうに言わざるを得ないですね。もっとちゃんとしたマップをつくってほしいと思います。

そしてまた、どの公園にどういう遊具があるかも知りたいというお母さん方の声があるんです。だから、遊具の写真を載せるとかして、公園を視覚的にわかりやすいものにしていただきたい。できれば、公園内の遊具もしくはトイレがあるかどうかとか、そういった施設などのものも一覧表にして、一目でわかるような工夫をしていただきたいなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えをいたします。

ただいま議員のほうからご指摘のありましたように、確かにわかりづらいという面はあるかと思えます。今後、「子育て支援ガイドブック」につきましては、地図や記載内容等を利用者の目線に合ったものに改定してまいりたいと思えます。

それにあわせて、ホームページにも載せておりますので、ホームページの情報もそれに合せて掲載していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ガイドブックも、この紙媒体だけじゃなくて、おっしゃるとおりホームページで公開していますから、工夫次第ではかなり情報載せられると思うんです。クリックすればいろんなものが出てくるとか、作り方だと思えます。若い世代の方々は、楽しく安全に子供を遊ばせるというためであれば、市外でも苦にせずいろんなところに出かけていけます。実際、那珂市では遊ばせるところがないからということで、常陸大宮、東海まで結構多くの人が行っているんですね。そういう声を実際に聞いています。ただ、那珂市内の子供はできれば那珂市内で安全に遊ばせたいなというふうに思うんです。私も、ようやく子育てできるような状況になりましたから、ここは肌身で実感しているというところでございます。

そこで、ガイドブックには書いておりませんが、これは一つご提案をいたします。静峰ふるさと公園の奥のほうに遊具が結構あるんです。桜まつりのときなどは多くの方がお子さん連れであそこで結構遊んだりしていますけれども、あそこにさらに遊具を置いて、幅広いスペースを利用してもっと公園として活用できないかなというふうに思います。今、何かしら公園というと課題になる駐車場問題ありますが、あその駐車場であれば問題ございませんし、その遊具の先には、あそこは芝生が広がっていて芝滑りができるような坂というかもあるんですね。ああいったところ、もう少し整備して、きちんとちびっこ広場として整備できるといいんじゃないかなというふうに思うんです。上にはゲートボール場もありますし、だから桜のときだけじゃなく年間通じていろんな人が遊びに来られる、そういう場所

にできるんじゃないかなというふうに思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

静峰ふるさと公園は開園から40年以上が経過しております。桜の老木化、施設の老朽化が見受けられます。子育て環境のために遊具をとということでございますが、市外から来ている方のお話ですと、冬場だと、芝生というお話ありましたけれども、霜上がりがなく遊びやすいという子供連れのご意見などもあります。そういったこともありますけれども、さらなる魅力向上のために植樹や遊具を含めた施設の改修等の必要を感じております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ありがとうございます。

芝滑り、去年なんかは商工会青年部さんのほうで桜まつりのイベントでやって、非常に好評だった。うちの子も喜んで滑っておりました。ああいう使い方があるんだなというのは感じました。

またその一方、市街地における公園の部分で言うと、宮の池公園、あその公園も遊具が立派なものがありますが、目線で言うとちょっと小さい子には大きいんですよ。少し危険なんです。4歳児ぐらいにならないとちょっと危険かなというようなものがあって、もう少し小さい、低年齢児の子でも遊べるようなものがあるといいなというのは、以前、ママさんたちからの意見として出ていたかのように聞きます。今後、宮の池公園というのはいち手をいれる必要があるかなと思いますが、そこらというのはどうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

宮の池公園のリニューアルでございますが、保護者がそばで見守り、子供が安全・安心で遊べる遊具を備えた、子育てにつながるスペースの整備を予定しております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） そういう計画あるのであれば、どういうことを子育て世代のお母さん方が望んでいるか、どういうことを考えているか、そういったところをしっかりとヒアリングをして、まさに使える、使いやすい公園にしていきたいなというふうに思います。

では次に、お手元の資料3をごらんください。

こちら3には、「ワークライフバランスの促進」として、「仕事と子育ての両立支援」ということで保育所や学童保育の充実が記載されております。保育所については今さかんに報道されております。いわゆる主婦の方の書き込みによって、「保育園落ちた日本死ね」というあのブログ、これもかなり過激な表現でございまして、あの書き方には大いに問題がある

かなと思っておりますが、その内容を見るとやはりその実態をそのまま書かれている、そういうお母さん方の心情がつづられている。そういうことが逆に話題になって国会でも取り上げられて、いろんな議論が今あります。報道されてわずか半月ぐらいだと思いますけれども、国会の様相も変える、そういうふうな保育所待機の問題、まさしく古くて新しい問題だなというふう実感するところです。

さて、那珂市において保育所の待機児童はいるのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

那珂市における保育所の待機児童というご質問でございますが、平成27年度中におきましては、国の定める待機児童の定義に該当します児童はありませんでした。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 待機児童は那珂市においてはゼロ、本当でしょうかね。私、結構、入れないんだよという声を聞くんですね。那珂市において、保育所に入れたくても、本当に入れないという人は全くいないんですか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

先ほどの答弁は、国の定める定義という中では待機児童はいないというご答弁を申し上げましたが、実際に希望する保育園にあきが出るまで入所を待っているという対象の方については、毎年、20人くらい生じているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 希望する保育所に入れられない人は20人ぐらいはいるという答弁ですね、今。でも国の定義ではない。でも実際いる。何でしょうね、これ。おかしいですね。実態の状況をあらわしていない数字ですよ。私もちょっと調べました。国の言っていることは、市内のどこの保育所でもいいから入れてください、待っていますよという人でないと待機児童にならないんです。どこの保育所でもいいですよという人でないと待機児童にならないんです。

でも、実際には例えば菅谷に住んでいる人が水戸に通勤していて、忙しい朝の時間帯にわざわざ額田とか瓜連に預けに行けますかという話、しかも毎日ですよ。無理ですよ。だから、菅谷の人は菅谷の保育所に入れたければ菅谷に要望を出します、当然。もしくは通勤途中の后台留言とかに出したいですよ。でも、それはわがままということになって待機児童にならないんですって。これはどうなんだろうな、本当に全く実態に合っていない。定義というのは変えられないんですか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

定義は変えられないのかというご質問でございますが、国におきましては、保育所等利用において待機児童の定義を定めております。その中で、国や県に報告するときにおきましてはそれを基準に回答をしております。待機児童の考え方自体を変えることは、市町村自体ではできないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） でも、全くおかしい話ですね。こういうことから、地方から国を変える、地方行政から国政を変えるということはできないんですかね。これは皆さん現場を預かる行政として、やっぱり物によっては物申していいと思います。というのは、先ほども言ったとおり、一介の主婦のブログが国会動かすような状況になっている。皆さんには権限がある。執行権もある。ただ、当然、国・県・市町村という事務事業のそれぞれの取り決めはあります。あるにいたしましても、やっぱり地方行政、現場の行政が自分の市民のために物申していくということは、まずあってもいいんじゃないかと思うんです。これは大きな、5万6,000人の市民をバックにしているわけですから、何も、言うことを聞かないと言うわけじゃありません。ただ、現場はこうです、皆さんそれで困っています、だからもう少し何とかありませんかということぐらい言えるんじゃないかと思う。

通告はしていませんけれども、預かる市長、ちょっとご意見いただければと思いますが、どうですか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） この保育所の件なんですけれども、実は私の孫が菅谷に住んでいる、菅谷保育所を希望したんですけれども、だめだということで、今、額田へ通っているんです。そういうことで、実情としては拡大してもらえればありがたいなと思っていますけれども、現状のそういう決まりがあるものですから、それに従うのが首長の責務かなと思っています。

ただ、こういう保育所の拡大とかそういうものについては、実情に合ったものに沿って整備していくというのが本当の姿だろうと思いますので、これから市長会とかそういう会合もありますので、そういった機会に声を上げていきたいというふうに思っています。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 突然で大変申しわけありませんでした。

ただ、市長おっしゃるとおりです。やはり計画は当然、市民の皆さんの願いをかなえるためにつくるわけなんですけれども、まずは皆さんいろんな計画立てるにあたっては現状の分析をしましょう、数字の。だから、現状こうですからこういう計画を立てて、こうやっていきますよというふうに計画をつくるわけです。ただ、まずは現状の分析の数字自体が間違っている場合は、やっぱりかけ離れた計画になるんです。実際それが本当に市民の願いなのかどうか、わけがわからなくなるわけ。そうじゃなくて、やっぱり現状の数字をきちんと実態に合せる。

市民の目線で肌感覚に合せてから計画をつくり始めることが大事ですから、まずは待機児童の定義が間違っていると私は思います。間違っていますから、現状はこうですよということは、いや、すぐには変えられないかもしれない。でも、言っていってください、意見を。それは現場の市から言えることだと思いますから、そこから、那珂市から日本を変えてもいいんじゃないかなと私は思っています。それぐらいのつもりで提案をしておりますが、そういったところ、いま一度熟慮していただきたいと思えます。

では、今、市長がそういうことで、じゃ入りたいための施策ですが、そういう方々が入りたい保育所に入所するためにまずはこの計画上どういう施策をとっていくのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

希望する児童が保育所に入所できるようになるためには、まず保育所の受け入れ枠の拡大が必要であると考えております。確かに、特定の保育所のみを希望し保育所に入所できないケースはございますが、増床等によりいくつかの保育所の受け入れ枠をふやすことによりまして保育所の選択の幅を広げることなども、解消策の一つにつながるのではないかと考えております。

現在は、年度当初の4月には希望者の受け入れが可能な状況ではございますが、年度が進むにつれまして保育所に入所できない方がふえる傾向にあります。平成28年度からは、市内の認定こども園の増築によりまして2歳児定員が新たに12名の増という状況になっております。

今後も、国等の補助も活用しながら、希望の多い低年齢児の受け入れができるよう、保育所の増築等の整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 保育所の増築などで進めるということですね。昨日の小宅議員の一般質問でも、保育所そのものの数は人口当たりで那珂市は県内で最下位という数字が出ておりました。見方はいろいろありましようが、ただ、単純に圧倒的に数自体が足りないということは一つ認識をしておいてしかるべきかなというふうに思います。

そこで、一つ考え方としては、今、保育所を建てるとなるとこれも市単費でやらなければいけない、何億円かかるという話だということも聞いております。民間がやってくればその補助という部分で済むし、県や国の助成も入れられるというふうなこともあるようですが、もっとソフト面でできないかなというふうにもう一度思うんですね。

というのは、以前に私が一般質問で提案して事業化された家庭的保育事業、いわゆる保育ママ制度もしくはファミリーサポートセンター事業、こういったものもいま一度見直す必要があるんじゃないかなというふうに考えております。ニーズがない、どうのこうのという部分あるようですが、外の市町村のやり方を最近また改めて聞かせていただきました。やり方、

やっぱりやりようじゃないかなというふうに思っています。民間の方をもっと活用していただくということで待機児童解消の方策がとれるんじゃないかなと。

那珂市などは、先ほどの答弁によると、待機児童、おられるといっても何百人というわけじゃないですね。20人という話です。保育ママも場合によっては3カ所、4カ所だけでも大丈夫かもしれない。そういう方々を養成するということが可能かもしれない。そういった視点で、ニーズがある、それに応えていくためにお金がかかってできないんだったら、お金かけなくても、もしくは最小限の形ででもできないかということはやっぱり考える必要があると思っています。これについては、また次回以降、取り上げていきたいと思っています。

では次に、学童保育について伺います。

現在、学童保育所には要望している方は全員入所できているのかどうか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

学童保育の入所状況でございますが、平成28年4月からの入所を希望している児童は全員、入所が決定をしているところでございます。

しかしながら、菅谷地区の3つの小学校の学童保育所に関しましては、4年生までの受け入れしかできないという状況になっております。それ以外の6学童につきましては、6年生までの入所が可能となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 学童保育は、以前は小学校3年生までは入れなければいけないよということになっておりました。児童福祉法の改正によって、今は小学校6年生まで希望があれば入れなければいけない施設になってきたんですね。そういった意味では、今の答弁だと、まだ全員がもしかしたら希望者が入れていない状況かなと思います。それをクリアするにはどういうふうな対策をとられますか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

菅谷地区の学童保育所につきましては、今年度、平成27年度までは3年生までの受け入れということで限られておりましたが、今年の4月、28年4月からは菅谷東学童、菅谷西学童については、現在、仮設舎を建設しているということで、4年生までの受け入れが可能となったところでございます。

しかしながら、学童保育事業としましては、菅谷地区のようにまだ4年生までの児童の入所しか確保されていない地区もございますので、既存の施設の活用や増築等によりまして将来的には6年生までの受け入れが可能となるよう、今後、整備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 今のご答弁ではおっしゃられませんでした。市のほうもしっかり考えていただいて、菅谷東学童、菅谷西学童においてはプレハブで即座に増床していただいたというふうなことのようです。4月からの新しい年度から4年生まではそのおかげで全て入れるというふうなことで、しっかりと対応はしていただいているということですね。ただ、昨今のいろんな下校事情、地域の安全性を考えますと、この学童保育に関してはまだまだ整備する必要があるかなと思いますので、ぜひまた今後ともお願いしたいというふうに思っております。

保育所、学童保育、いずれにしましても、入りたい方がきちんと入ることができるということがまず第一。そうでなければ子育て世代への応援戦略にはなり得ませんので、ぜひ引き続きの整備を要望したいと思います。

さらには、保育の質を上げていくことですね。これまた以前から指摘をされておりますけれども、そこに働いている方々の労働環境をしっかりと考えていく必要があります。保育士や学童指導員の労働環境や待遇については、これまた全国的にも厳しい問題、現実が報道されておりますけれども、ここ那珂市においてはどのような捉え方をされているのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

保育士や学童保育所の支援員につきましては、保育の質の向上のため、毎月の研修会や、積極的に県主催の研修会、自主研修などに参加をさせているところでございます。当然ながら、職員としてのモチベーションアップのためにも処遇面の改善は必要と考えております。賃金の見直しも随時行っているわけでございますが、昨年4月には保育士、学童支援員の賃金改定を実施したところでございます。

また、保育のシフトや子供の支援の程度など、一人の職員に過度な負担がかからないよう、保育の状況に応じて加配職員を配置するなどして労働環境及び保育環境の維持向上に努めているというところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） いい仕事をさせていただくには、やっぱりいい労働環境からということでございます。ぜひお願いしたいと思います。

これまで総合戦略の内容について伺いをしてきましたけれども、これを策定するにあたって、市は、昨年5月から6月に「結婚・出産・子育てアンケート調査」というのを行っています。これがその結果、アンケートの調査結果が出ております。

その中で、不十分と思う行政サービスは何ですかという項目がありまして、その結果が実はこの資料4なんです。一番最後です。「子育てに関する那珂市の行政サービスの中で、不十分だと思われるものは何ですか。」ということで設問がございまして、結果がこのとおり、

1番目は「小児科・産婦人科などの医療機関」、これが45%、医療です。2番目はマル福や児童手当などの「金銭支援」、経済ですね。3番目は「親子で遊べる施設・公園」、先ほど指摘したところです。4番目が「保育所・幼稚園・学童保育所」、これが20%。この4つが特に大きいですね。医療、経済、公園、保育所関係、これらが不満だということなんですね。

では、これらについて那珂市は現在どう対応しているのか、そしてこれからどう対応していくのかということなんですが、戦略はつくったといっても、実際にこれが不満だよと、ここをよくしてくれよと市民が言っている。こういうふうにもう出ている調査ですから、これを真摯に受けとめる必要があります。

小児科・産婦人科が少ないという現実です。これは多くの方が実感しておられるんじゃないかと思います。私たち夫婦もやっぱり痛感をいたしました。産婦人科が少ない、どこに行っても人いっぱいです。小児科も同じ。何とかしてほしいという声が非常に多いです。思うのは特に産婦人科。国は、少子化対策で子供を産んでくれ、産んでくれと言っておきながら、子供を産むところがないんですよ。これはどう見てもおかしいですよ。子供が必要だと言って産むところがない、これは根本的な問題です。これは国政・県政の部分が多いですが、ただ、やはり市民のアンケートで出ているとなると、まず現場の行政として市はどう受けとめますかということなんですね。まず改善に向けてどう今動いていらっしゃるって、これからどう動くのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

市内には小児科医は1院ございます。しかし、産婦人科はないため、出産は近隣の水戸市、ひたちなか市の産婦人科を利用する方が多いというのが現状でございます。産婦人科医は24時間体制のため医師の数も不足しておりまして、数年前ですが、水戸赤十字病院でも医師不足から産婦人科を閉鎖するという危機がございました。このときは県と水戸市が財政支援をしまして閉鎖の危機は乗り越えましたが、依然として経営状況は厳しいと聞いてございます。

いずれにしても、産婦人科の医師不足問題につきましては、水戸を中心としました定住自立圏の中に医療部会というものがございますので、その中で、近隣町村と連携して取り組んでいかなければならない課題であると、そのように認識しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） これ本当に、大いに改善する必要があると思っております。市だけでできないことであるという認識はございます。ですから、さらに広域で考えなければならぬこと、また国や県にしっかりと要望していかなければならぬこと、多いと思います。そういったところしっかりと感じていただききたい。ちょうど県においても茨城県の周産期医療体制の整備計画というのが、23年度からこの27年度の5カ年で一旦終わりますから、今後どんな形の、この計画の中の成果はどうだったのか、今後どういう計画にしていけるのか、

県をやっぱり突き上げるということも必要かと思えます。場合によっては、厚労省からも医師不足地域に対する医師派遣システムの構築や女性医師の働きやすい職場環境の整備、医師不足地域の医師の養成等々、メニューはございます。そういったところを、まず現場の、市民を預かる市として県にしっかり話をする、国に要望する。できることは少ないかもしれないけれども、まずは取りかからないと。諦めない、これからはしっかりと考える、そういったところをぜひ進めていただきたいと思います。これが市民の一番大きい要望だからです。

全般的に取り上げてまいりましたが、これらを積極的に推進していく立場の市長から総合的に見解を伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 今回策定をしましたまち・ひと・しごと創生総合戦略において、「結婚・出産・子育て応援戦略」は、今後の人口減少社会に対応するため、「ひと」の創生に関する重要な戦略であると考えております。先ほども担当部長から答弁しましたとおり、「多子世帯の保育料の軽減範囲の拡大」や「低年齢児保育の受入枠の拡大」、それから「学童保育所の定員拡充」など、戦略に位置づけた施策については、市民ニーズも高いことから、早速、28年度から実施していくこととしております。これら子育て環境や保育環境を整備することにより、那珂市に住んでよかった、那珂市に移ってきてよかったと提供いただけるのではないかと考えております。

今回策定した戦略をいかに行政と市民が協働して効率的・効果的に実施していくか、また有識者会議において実施した事業をどう検証し、どう改善すれば市民の要望に応えられるのか。まち・ひと・しごと創生本部長である私が先頭に立ちまして、職員一丸となって取り組んでいきたいと思っております。一歩ずつ確実に子育て世代の希望をかなえていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ぜひ市長、そのようにお願いをしたいと思います。今回の創生に関しては、人口還流、那珂市のよさをしっかりとアピールして、外から移り住んできたいと思ってもらえるための戦略なんでしょう、これは。そういう戦略なんですよ。外から見ると那珂市がどう映っているか、この調査も大事。やっているほうはやっているほうの考えでやるわけでしょうが、これは誰にとって見てもらうべき内容なのかということなんです。これで那珂市に移り住んできたいなと思ってもらえる魅力のあるメニューにしなければいけないわけですよ。そういうふうになっているかどうかという目線で常に見てください。今回は時間が限られておりますから子育てのところを重点的に挙げましたが、外の分野でもそうですよ、これ。外のところでも、外の計画でも、みんな同じ考えですからね。それで、今後、私もしっかりと行政をチェックしていくようにしてまいりたいというふうに思います。

これで1つ目の項目を終わります。

2番目の項目、選挙事務について質問をいたします。

これは、昨年、第2回定例会において質問したその後を伺う内容でございます。

近年、各種選挙の選挙当日の投票率は非常に下がっておりますけれども、期日前に関しては全て上がっているという、こういう状況を踏まえまして、投票所を集会所や小中学校だけでなく人が常に集まっているところ、例えばスーパーマーケットなどの商業施設に設置してはどうでしょうかという提案をいたしました。お買い物のついでに投票をと呼びかけることで、ふだんなかなか選挙に行かない方にもアピールできますし、さらに必ず選挙に行くという方にとっても利便性が増すと思われましたので、県内初の試みとして導入してはどうかと訴えをいたしました。当時のご答弁では、期日前投票における二重投票を防ぐため、オンラインシステムを組まなければならないこと、そして人的配置や設置箇所の協力など、クリアすべき課題があるということでございました。今後検討していくということでしたが、どのような検討をされたかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 総務部次長。

○総務部次長（川崎 薫君） 平成27年第2回定例会の後、北茨城市において商業施設駐車場に期日前投票所を設置しているとの情報を得ましたので、北茨城市選管の状況を確認してまいりました。那珂市において北茨城市と同様に商業施設に投票所を設置するとなると、建築基準法の許可を得ることが必要となります。選挙ごとに建物の基礎工事から行いますので、設置や撤去費用が多額になることが見込まれるため、店舗駐車場に投票所を設置することは難しいと考えております。

また、平成27年10月に、市内スーパー4店舗について、訪問及び電話により意向確認を行いました。どの店舗内にも投票所を設置できるスペースはないので、店舗内では難しいとのことでした。また、駐車場につきましても、休日や繁忙する時間帯においては来客の車で満車になるため難しいとの回答でございました。最終的には各スーパーの本部の判断になると思いますが、現状の店舗では投票所設置は難しいと思われまます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 私は、そもそもこれは投票率が上がると思ってお話をしておりました、また有権者の方にも便利になるよと、それによって民主主義が進化するよという話をいたしております。私も事例としては、前回質問したときに、統一地方選でも全国で40カ所以上の、駅やスーパー、そういう商業施設でやっている事例をお話ししました。その後、調べると、これはやりようだと思います。やりようによって、商業施設が負担とを感じるか、あと取り寄せた情報によると、期日前投票所を置くことによって売り上げが上がったというところもある。それに応じて投票済みの方に何かしらお渡しをして、それが5%割引とか、なんかそういったやり方をそこはとったみたいで、それは総務省に確認しても別に違反にはならないんです。だから……

○議長（中崎政長君） 残り1分です。

○16番（遠藤 実君） ありがとうございます。

そういうことで、そういうプラスになることも提案できれば住民にとってはまず間違いなくいい話ですから、施設にとってもメリットのあるようなことが提案できればいいのかなと思いますので、さらに検討をお願いしたいと思います。担当課には、すぐ動いていただいたことに感謝を申し上げます。今後ともしっかりと一般質問で提案をし続けてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

終了いたします。

○議長（中崎政長君） 以上で通告5番、遠藤 実議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

---

◇ 君 嶋 寿 男 君

○議長（中崎政長君） 通告6番、君嶋寿男議員。

質問事項 1. 下水道整備事業について。2. 道路整備事業について。3. 木崎橋整備について。4. 住宅助成制度について。

君嶋寿男議員、登壇願います。

君嶋議員。

〔15番 君嶋寿男君 登壇〕

○15番（君嶋寿男君） 15番、君嶋寿男でございます。

通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、下水道整備事業についてお伺いをいたします。

下水道などの生活排水対策は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全、汚濁防止を図る上で極めて重要な施策であります。那珂市における普及率、整備率について、進捗状況についてもお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川 裕君） お答えいたします。

市の下水道事業の進捗状況につきましては、現在、下水道全体計画面積の3,257.8ヘクタ

ールのうち1,710ヘクタールの事業認可をとり整備をしているところでございます。本年度末の見込みでございますけれども、整備済み面積が1,267ヘクタールほどとなり、全体計画に対する整備率で38.9%になる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） では、瓜連地区の状況についてお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川 裕君） お答えをいたします。

瓜連地区につきましては、市街化区域で未着手でありました中里地区の10ヘクタールにつきまして平成28年度より整備に着手します。また、下大賀地区の40ヘクタール、それから古徳地区30ヘクタールが現在行っております第1次整備優先地区の第3期整備地区に選定されておりますので、現在整備中の第Ⅰ期・第Ⅱ期地区に引き続きまして整備に入っていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） 先ほど答弁されました市街化区域でありながら未着手であった中里地区、ここは都市計画税も払いながら何の整備もされてこなかったというのが今までの現実であります。今回、平成28年度より整備に着手することになったということは、この地域の住民にとっても大変ありがたいことと思います。また、下大賀・古徳地区についても今後早急な整備に入っていただけるよう、私からも強くお願いをいたします。

では、玉川地区が現在整備されていますが、鹿島坪地区は久慈幹線の本管が通っていても整備がされていません。鹿島坪地区と玉川地区の整備計画事業等の違いについてお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川 裕君） お答えいたします。

鹿島坪地区と玉川地区の整備計画の違いについてでございますけれども、玉川地区につきましては、合併前の旧瓜連町において事業認可を取得しておりまして、また道路の改良工事等が予定されていたため、手戻り工事がないように道路改良工事に合せて着工しております。

また、鹿島坪地区につきましては、事業認可を取得しておりませんでしたので、下水道の整備は行っておりませんでした。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） 鹿島坪地区の現在の状況、今後の計画についてお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川 裕君） お答えいたします。

鹿島坏地区の今後の計画でございますけれども、鹿島坏地区も含めた全体計画区域内における未整備地区の計画につきましては、現在行っております那珂市公共下水道事業の整備計画作成業務の成果をもとに、平成28年度に全体計画の見直しの検討を行った後に、平成30年度に第2次整備優先地区について下水道審議会に諮りまして、それら未整備地区の中から選定される予定となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） 鹿島坏地区は、側溝もないために排水を流すところもありません。

浸透式ということで、地域の皆様方、大変環境整備がおくれているということで地域の格差を感じているという声も受けていますので、できるだけ下水道整備が今後の計画に入ることをご期待いたしまして、次の本米崎地区周辺の下水道の状況についてお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川 裕君） お答えいたします。

本米崎地区の下水道の整備状況でございますけれども、現在、四堰地区を除きました地区については農業集落排水事業にて整備が完了しております。四堰地区につきましては、現在の計画におきましては公共下水道で整備する地区となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） 先ほどの鹿島地区と同じように、本米崎四堰地区の現在の状況、そしてまた今後の計画についてお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川 裕君） お答え申し上げます。

本米崎四堰地区ということでございますが、そちらも含めまして全体計画区域内における未整備地区の計画につきましては、鹿島坏地区と同様に、平成30年度に下水道審議会に諮りまして、第2次整備優先地区として未整備地区の中から選定される予定となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） 本米崎地区、四堰地区については、久慈幹線と太田幹線の2本が近くに通っています。先ほどの鹿島坏地区と同じように、鹿島坏地区も久慈幹線が地域を通過していても整備されていない。この四堰、鹿島坏地区、2本の幹線が通っている場所として、今後の計画にぜひ四堰地区も入れていただけるようにお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川 裕君） 先ほども今後の計画といたしまして申し上げましたが、下水道審議会がございまして、そちらのエリアの整備の予定といたしましては審議会に諮りま

して決定されるという予定になってございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） では、要望として、平成30年度に第2次整備優先地域については下水道審議会に諮り未整備地区の中から選定される予定ということですので、ぜひ鹿島坏、門部坏、本米崎四堰地区などには下水道整備をぜひとも入れていただくような方向性をつけていただきたいと思います。中心が下水道整備されてきていますけれども、鹿島坏、門部坏、四堰周辺、どうしても地域の格差を感じてしまうということで住民の方も大変おくれを感じて、そして何か見放されたような感じという、そういう感じを受けてしまうという声も受けます。ぜひとも、今後この地域に対しても生活排水対策、そしてまた生活環境の改善に向けての計画の中に入れていただけるよう強く要望して、この質問を終わります。

続きまして、道路整備事業についてですけれども、一点、額田十文字から本米崎地区、ここもやはり四堰地区へ行く場合の道路が狭く、緊急を要する場合や避難道路としての通行は現実的に大丈夫なのか、道路整備状況、計画についてお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

額田東郷地内の常陸那珂港山方線に接道する檜村石油店から本米崎四堰地内を結ぶ市道6-01号線、整備路線名、額田東郷新地後坂下線につきましては、本年度、本米崎四堰境から、第1期分、有ヶ池土地改良区域内の道路用地取得に向けて補償調査委託を実施し、用地取得交渉を実施しております。

また、工事時期につきましては、用地取得の状況によりますが、平成28年度を予定しております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） では、その先の道路、本米崎四堰地区への道路整備についての計画はどのようになっているかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

先ほどの額田東郷新地後坂下線から北側の市道、本米崎四堰地内を通ります市道6-12号線、整備路線名、京塚上新関線につきましては、額田東郷新地後坂下線の完了後の整備検討となると思われます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） 地元からの強い要望が上がっているかと思しますので、今後、早目の整備に努めていただけるよう、この点についても要望をさせていただきます。

次に、国道沿いの路肩の撤去についてお伺いをいたします。

国道118号線沿いで、路肩へ車のタイヤを乗り上げているところをよく見かけます。特に瓜連支所付近出入り口あたりには多く、先日も、私たちの目の前で乗り上げてしまった車を見かけました。国道沿いの路肩はどこが管理をしているかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

国道118号線の道路管理につきましては、茨城県常陸大宮土木事務所が行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） では、瓜連支所の進入路出入り口から国道118号線を水戸方面に左折する際に、交差部が鋭角になっています。支所側の道路の線形を変更することはできないのかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えをいたします。

支所の出入り口の両側でございますが、個人の所有地となっております。買収して線形を変更することは今のところ考えてございません。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） 女性やお年寄りのドライバーの方は、支所から国道に出るとき、鋭角になっている関係でどうしても出づらい。線形を変更することができなければ、歩道に設置されている路肩、コンクリートブロックのものですけれども、どうしても危険なのでその点について撤去していただけないかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えをいたします。

既に設置されている構造物等の工事を道路管理者以外の者が行う場合には、道路法第24条によりまして、工事施行承認申請書を道路管理者であります常陸大宮土木事務所に提出しまして承認を受ける必要がございます。このコンクリートブロックは、歩道と車道の境界に設置されているものでございまして、歩行者等の安全を守るためにも全部を撤去することはできないと考えております。

そこで、一部を撤去するのがいいのか、またポール等を、ポストコーンというらしいんですが、これを立てたほうがいいのか、またその外にもよい方法がないのか検討いたしまして、常陸大宮土木事務所と協議し改善をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） では、この工事をするとすると誰が申請をし、工事費の負担はど  
がするのかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） 工事の申請は当然、那珂市が申請をいたします。工事費用につ  
きましても、申請者である市の負担ということになっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） わかりました。

でも、ここの路肩、境界ブロック、どうしても、先ほども言いましたように女性の方、お  
年寄りのドライバーは左側に寄ってしまう。そういう関係で乗り上げる方が本当に多いです。  
大事故に至らないように、早急に大宮土木事務所と協議をしてこの改善を強くお願いしたい  
と思います。部長、よろしいですか、その点についてもう一度。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） この点に関しましては、早急に協議をして、早く対応して改善し  
てくれるように強く要望してまいります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） ぜひお願いいたします。

続きまして、木崎地区の方から先日、選挙期間中ですがけれども、久慈川木崎橋付近にある  
ゴミを見てくださいと言われ、私も現地でこのゴミを見てびっくりいたしました。木崎橋の  
上流にゴミがたまり、橋の手前が関所のようになって水の流れを妨げています。橋の下流は  
ゴミの山で、島ができていた状態でもありました。久慈川周辺の景観は悪いし、何よりも大  
雨が降り水量がふえた場合、洪水などの被害に遭われてしまうのではないかとこの心配もあ  
りました。このゴミについて、いつごろからこの場所に置かれてあるのかお伺いをいたしま  
す。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

ご質問の木崎橋にかかっております流木等は、平成27年7月16・17日にかけての台風11  
号によるものでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） 橋の上流、下流とも同じ時期のゴミでよろしいのですか、お伺いを  
いたします。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

先ほどお答えしました、同じ時期のものでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） 約8カ月間、ゴミの撤去作業についても計画は行われなかったのかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

本来であれば橋にかかった流木等の撤去は速やかに行うものですが、橋に付随するちりよけが損傷し、また大きな樹木があり撤去が困難なため、このちりよけの改修に合わせて行うものとしておりました。しかし、ちりよけの改修計画が難航したことにより流木等の撤去作業がおくれている状況でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） では、橋の下流にやはりたまっているゴミの山については国土交通省の対応かと思いますが、国交省への要望などをしてきたのかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

下流に堆積している流木等につきましては、国土交通省所管になることで、被災したちりよけ改修に向けた協議の中で何度か要望をしております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） この木崎橋下流には水道の取水口が近くにあります。木崎橋下流のゴミについては、これからも国土交通省に早急な撤去の対応をしていただけるよう市としても強く要望をお願いいたします。

では、約8カ月にわたって何の説明も、説明を住民には行ってきたのかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

昨年中は、ちりよけ改修計画が難航したことにより説明しておりませんでした。しかしながら、ちりよけ改修の暫定措置として屈曲部を切断することで計画決定したことから、地元自治会等に説明をしております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） では、市としてこのゴミの撤去、いつまでに作業する予定なのかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

渇水期間中でありまして4月中旬までに完了したいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） 4月中旬までには完了ということですが、木崎橋を渡って太田市側に、この地域の方で畑がある方、作業をしている方も多くいられます。作業に行く場合にも橋の通行ができないと不便だと聞いていますが、現在の橋の通行は可能なのかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

木崎橋の本体につきましては構造上問題ございません。ちりよけ等の改修が終了次第、開放したいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） 4月中旬に、先ほども答弁ありましたようにゴミの撤去を完了する予定ということですが、約9カ月の間に周辺住民の方々にももっと早く報告をするべきではなかったのか、住民の不安も不満も報告していれば出てこなかったのではないかと思います。

昨年、常総市のように、川が氾濫し大変大きな被害を受けた市もあります。今回、7月の台風でゴミはたまりましたが、9月以降の大雨、台風でも久慈川は大きな氾濫もなかったために災害は起きませんでした。今後、こういう対応については早急な対応を強くお願いして、この質問を終わります。

最後に、住宅助成制度についてお伺いをいたします。

昨年の第2回定例会一般質問において住宅関連助成制度について質問をいたしました。この制度は、常陸太田市や常陸大宮市が行っており、住宅取得促進助成事業、子育て世帯増築助成など、定住促進に向けての助成であります。稲敷市では、40歳未満の夫婦を対象に、市内に新築住宅を取得した場合、助成金を交付する制度を設けています。この助成は、未就学児のいる世帯や市外からの転入世帯に対し額が上乘せされ、最大100万円が支給されます。国の総合戦略のもとである東京への一極集中を是正し、地方への新しい流れをつくり、人口減少の抑制につながる施策でもあります。

那珂市においても、若い世代が市内に家を見て、安心して子育てができるような住宅関連助成制度を創設する考えをお伺いいたしました。企画部長は、総合戦略を策定する中で、移住・転入を促進する観点から効果的な施策について総合的に検討していきたいという答弁をその当時されました。

平成28年度、市長の施政方針の中に、「那珂市応援団の創設、保育料軽減範囲の拡大、子育て世帯に対する住宅助成制度の創設などのアクションプランに取りかかります」とありますが、ここで伺いをいたします。那珂市として住宅助成制度についてどのような検討を進めてきたのか、企画部長にお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答えを申し上げます。

子育て世帯に対する住宅助成制度につきましては、子育て世帯の定住人口の増加を促進し活力あるまちづくりを推進するため、先ほど議員のほうからもございましたように、今回策定いたしましたまち・ひと・しごと創生総合戦略の「人口還流戦略」の中で、移住・転入を推進する施策として位置づけをいたしたところでございます。

これまでの検討経過につきましては、県内市町村の実施状況及び市内の戸建て住宅の建築状況等について調査を行い、検討を進めてきたところでございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） では、いつごろまでに施策を決めるのか、今後のスケジュールについて伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答えを申し上げます。

今後のスケジュールでございますけれども、本年6月までに要綱等を制定したいというふうに考えてございます。それに基づきまして、10月より申請の受け付けを開始するスケジュールをただいま考えているところでございます。

また、住宅ローンにおける金利優遇につきましても、地元金融機関と調整・連携しまして準備を進めていくとともに、引き続き早期の事業実施に向けて協議・検討を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） ちょっと部長、参考にお伺いしたいんですけども、那珂市で若い世帯の方、どれぐらい件数の建てる希望があるのか、もしわかればお聞きしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

中学生未満のお子さんがある世帯でございます。正確な数字ではございませんけれども、該当する戸建て住宅、新築住宅を含めた戸数でございますが、約200件ほど考えられるのかなというふうに今は試算をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） ありがとうございます。

では、現時点においてどのような内容で進めるのか、概要についてお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

現時点で考えております事業の概要でございます。

対象となる住宅でございますが、新築及び中古住宅の取得、それから3世代同居の場合の増築等に対しまして助成を行う方向で考えてございます。

また、対象者についてでございますが、一つといたしまして、中学生以下の子供を養育している世帯、それから住宅ローンを10年以上組んでいる方、また税金の未納のない方、それから自治会への加入などを条件といたしまして考えてございます。

また、助成額につきましては、転入の場合、基本額にさらに上乗せをするようなことを考えてございます。具体的な助成額につきましては、今後、対象物件の件数及びそれに対する事業費等をさらに精査しながら決定してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） 金額については、今後、対象件数や事業内容について検討していくということで進めるということですね。わかりました。

先日、私も水戸市内にある住宅メーカー、モデルハウスの展示場ということなんですけれども、そこへちょっと足を運んだときに、隣の部屋から若い夫婦の方が、家を建てるのにぜひ那珂市に建てたいという声が自然と聞こえてきて、私もうなずきながら、そうだ、そうだ、那珂市が一番いいところなんだ、環境が整って犯罪も少ないし、すばらしいところでぜひ来ていただきたいなということ、ひとり、うなずきながら感じていたわけです。

今回、この政策を立てることに対して、やはり那珂市に住みたい、住んでよかった、子育てをしたい、そういう環境ができるような施策をこれからも市として大いに打ち上げていただきながら、人口減少の歯どめとなるような環境づくりをしていただいて、那珂市に少しでも多くの若い世代が住み、そして子育てができるようになることを強く私は期待して、今回の質問を終わりといたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（中崎政長君） 以上で通告6番、君嶋寿男議員の質問を終わります。

---

### ◎議案等の質疑

○議長（中崎政長君） 日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第1号及び議案第3号から議案第31号、議案第39号から議案第57号までの以上49件を一括議題といたします。

質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

なお、質疑の形式は一括方式とし、質疑の回数は1議案につき3回までとします。

通告1番、花島 進議員の発言を許します。

花島 進議員、登壇願います。

[3番 花島 進君 登壇]

○3番(花島 進君) 花島です。

簡単なことかもしれませんが、私、わからないのでお聞きしたいと思います。

議案第19号 那珂市立学校給食センター薬剤師設置条例の一部を改正する条例について、薬剤師が学校給食センターでどういう役割をしているのかがよくわかっていないので、その辺をお聞きしたい。

一つは、役割そのもの、それから任期がこれまで実態としてどうだったのか、それを今回3年とする理由はどうなのか。それは教育委員会規則が改正されたからということが示されているんですが、その経緯も含めてお聞きしたい。それと、薬剤師の選任はどのように行われているか。

以上が質問内容です。

○議長(中崎政長君) 教育部長。

○教育部長(会沢 直君) お答え申し上げます。

学校給食センターにおきましては学校給食衛生管理基準というものがございまして。こちらのほうで、手洗い場の状況や調理場内の温度、湿度、換気などの状況、また食品の保管状況、そして保存食などの管理状況などにつきまして、薬剤師等の協力を得まして定期的に検査を実施しております。そして、アドバイスなどもいただきながら衛生管理を行っているというところでございます。

また、2番目のご質問のこれまでの任期と3年の理由でございます。

これまで任期につきましては、特に任期についての規定はございませんでした。慣例的に2年という任期を設けまして委嘱状を交付していたというのが現状でございます。

また、今回、任期を3年とする理由でございますけれども、学校三師と言われます学校医、学校歯科医、そして学校薬剤師、そういうものがございまして。こちらにつきましても、従前につきましては任期を設けずに継続的にお願いしてございました。歯科医師会の役員の方のほうから任期制を導入したらどうかといったご提案がございましたので、医師会、薬剤師会の皆様方とも協議を行いまして平成23年度から新たに任期を設けまして、3年ということで設定をしたところでございます。こうしたことから、給食センターの薬剤師につきましても同様に3年という任期を設けようとするものでございます。

また、薬剤師の選任方法でございますけれども、現在、学校三師につきましては、医師会等からの推薦をもとに委嘱してございます。給食センターの薬剤師につきましても、同様に薬剤師会等からの推薦をいただいて委嘱する予定となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員、何かありますか。

○3番（花島 進君） おおむねわかりました。

それで、報酬はどのぐらいなんですか。それと、実際にどれくらいの時間働いているのか、その2点をお伺いしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） 報酬につきましては年額として4万8,600円となっております。

また、労働時間等につきましては、大変申しわけございませんけれども、その時間等については把握はしてございません。

以上です。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 以上で私の質問は終わりです。

○議長（中崎政長君） 以上で通告によります議案等の質疑を終結いたします。

---

#### ◎議案等の委員会付託

○議長（中崎政長君） 日程第3、議案等の委員会付託を行います。

なお、報告第1号は、地方自治法第180条第2項の規定による報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

続きまして、議案第3号から議案第31号及び議案第39号から議案第57号までの以上48件につきましては、お手元に配付しました議案等委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されまよう望みます。

---

#### ◎請願の委員会付託

○議長（中崎政長君） 日程第4、請願の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして受理しました請願は、お手元に配付いたしました請願文書表のとおり、会議規則第141条第1項の規定により所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

つきましては、当該常任委員会におきまして審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

---

◎散会の宣告

○議長（中崎政長君） 連絡事項がございます。今期定例会において開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員の文書区分箱に配付しておきますので、ご確認願います。また、散会后、庁舎正面玄関前で記念撮影を行いますので、議員各位はご参集願います。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午前11時46分

平成28年第1回定例会

# 那珂市議会会議録

第5号（3月25日）

## 平成28年第1回那珂市議会定例会

### 議事日程(第5号)

平成28年3月25日(金曜日)

- 日程第 1 議案第 3号 那珂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 4号 那珂市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 5号 那珂市職員定数条例の一部を改正する条例
- 議案第 6号 那珂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 議案第 7号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8号 那珂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 9号 那珂市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 那珂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 那珂市障害支援区分認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 那珂市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 那珂市介護保険条例等の一部を改正する条例
- 議案第14号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 那珂市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 那珂市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 那珂市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例
- 議案第19号 那珂市立学校給食センター薬剤師設置条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 那珂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例

- 議案第 2 2 号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する  
条例
- 議案第 2 3 号 那珂市行政不服審査会条例
- 議案第 2 4 号 那珂市行政不服審査関係手数料条例
- 議案第 2 5 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第 2 6 号 那珂市職員の降給に関する条例
- 議案第 2 7 号 那珂市職員の退職管理に関する条例
- 議案第 2 8 号 那珂市職員の等級及び職制上の段階ごとの職員の数の公表に関する  
条例
- 議案第 2 9 号 那珂市職員の修学部分休業に関する条例
- 議案第 3 0 号 那珂市職員の自己啓発等休業に関する条例
- 議案第 3 1 号 那珂市職員の配偶者同行休業に関する条例
- 議案第 3 9 号 平成 2 7 年度那珂市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 4 0 号 平成 2 7 年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算  
（第 4 号）
- 議案第 4 1 号 平成 2 7 年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 4 2 号 平成 2 7 年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第  
4 号）
- 議案第 4 3 号 平成 2 7 年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算  
（第 3 号）
- 議案第 4 4 号 平成 2 7 年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補  
正予算（第 2 号）
- 議案第 4 5 号 平成 2 7 年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 6 号 平成 2 8 年度那珂市一般会計予算
- 議案第 4 7 号 平成 2 8 年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第 4 8 号 平成 2 8 年度那珂市下水道事業特別会計予算
- 議案第 4 9 号 平成 2 8 年度那珂市公園墓地事業特別会計予算
- 議案第 5 0 号 平成 2 8 年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算
- 議案第 5 1 号 平成 2 8 年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第 5 2 号 平成 2 8 年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予  
算
- 議案第 5 3 号 平成 2 8 年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 5 4 号 平成 2 8 年度那珂市水道事業会計予算
- 議案第 5 5 号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 議案第 5 6 号 市道路線の認定について

- 議案第 57 号 市道路線の廃止について  
 請願第 1 号 TPP 協定を国会で批准しないことを求める請願  
 日程第 2 議案第 58 号 平成 27 年度那珂市一般会計補正予算（第 8 号）  
 日程第 3 同意第 1 号 那珂市副市長の選任について  
 日程第 4 同意第 2 号 那珂市監査委員の選任について  
 日程第 5 同意第 3 号 那珂市農業委員会委員の任命について  
 日程第 6 同意第 4 号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について  
 日程第 7 委員会の閉会中の継続調査申出について

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 出席議員（18名）

1 番	大和田 和 男 君	2 番	富 山 豪 君
3 番	花 島 進 君	4 番	中 崎 政 長 君
5 番	筒 井 かよ子 君	6 番	寺 門 厚 君
7 番	小 宅 清 史 君	8 番	綿 引 孝 光 君
9 番	木 野 広 宣 君	10 番	古 川 洋 一 君
11 番	萩 谷 俊 行 君	12 番	勝 村 晃 夫 君
13 番	笹 島 猛 君	14 番	助 川 則 夫 君
15 番	君 嶋 寿 男 君	16 番	遠 藤 実 君
17 番	福 田 耕四郎 君	18 番	須 藤 博 君

### 欠席議員（なし）

### 地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	海 野 徹 君	副 市 長	松 崎 達 人 君
教 育 長	秋 山 和 衛 君	企 画 部 長	関 根 芳 則 君
総 務 部 長	宮 本 俊 美 君	市 民 生 活 部 長	車 田 豊 君
保 健 福 祉 部 長	大 部 公 男 君	産 業 部 長	佐々木 恒 行 君
建 設 部 長	富 田 慶 治 君	上 下 水 道 部 長	石 川 裕 君
教 育 部 長	会 沢 直 君	消 防 長	増 子 正 行 君
会 計 管 理 者	野 上 隆 男 君	行 財 政 改 革 推 進 室 長	綿 引 智 君
危 機 管 理 監	引 田 克 治 君	農 業 委 員 会 長 農 事 務 局	樫 村 武 君

総務部次長 川崎 薫 君

---

**議会事務局職員**

事務局長 深谷 忍 君 書 記 小田部 信 人 君  
書 記 萩 谷 将 司 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（中崎政長君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（中崎政長君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、市長、副市長、教育長外関係職員の出席を求めています。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付してあります。

ここで、本日の議題に入ります前に、執行部より、この後上程されます同意第3号 那珂市農業委員会委員の選任について議案書差しかえの申し出がありましたので、これを許します。

総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） 大変申しわけございません。

追加案件の3ページになります。同意第3号 那珂市農業委員会委員の任命についての訂正をさせていただきます。2行目でございます。第8条第1項の次に、及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号を追加させていただきます。大変申しわけありませんでした。

よろしく願いいたします。

---

◎議案第3号～議案第31号、議案第39号～議案第57号及び請願第

1号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（中崎政長君） 日程第1、議案第3号から議案第31号、議案第39号から議案第57号までの以上48件及び請願第1号を一括して議題とします。

各常任委員会の審査の結果について報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、勝村晃夫委員長、登壇願います。

〔総務生活常任委員会委員長 勝村晃夫君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） 総務生活常任委員会よりご報告を申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第3号 那珂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例外22件です。

次に、結果でございます。

全て全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第3号は、法律に基づく一部条例の改正で、条例中の別表の整理及び市長部局から教育委員会に情報の提供を求めることについて規定するものです。また、今回の改正にあわせて、条例名を那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に改めるものです。

議案第4号、議案第5号は、農業委員会等に関する法律が改正されたことによる引用条文について所要の改正をするものです。

議案第6号は、行政不服審査法の全部が改正され、施行されたことによる審査の申出書に記載する事項及び根拠法令を整理し、提出資料について新たに規定を加えるための改正をするものです。

議案第7号は、行政不服審査会の委員の報酬及び費用弁償について新たに規定するための改正及び廃止された那珂市地域審議会設置条例による委員の報酬及び費用弁償について削除するものです。

議案第8号、議案第9号は、地方公務員法が改正されたことによる引用条文等の一部改正をするものです。

議案第10号は、地方公務員法の改正、休業に関する制度の改正及び行政不服審査法改正に伴い公表する情報について修正する必要が生じることから条例の一部を改正するものです。

議案第21号は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の交付に伴い、条例中の別表の一部を改正するものです。

議案第22号は、地域再生法の一部改正に伴い、同法で規定する地域において本社機能の移転等を行う業者について、税制等の優遇措置を受けることができる地方拠点強化税制が創設されたことを受け、本市における地域経済の活性化や雇用機会の創出に資するために固定資産税の不均一課税を行う条例を制定するものです。

議案第23号から議案第25号は、行政不服審査法の全部が改正され施行されたことによるもので、この法律の規定による行政不服審査会や資料交付時の手数料に関すること等の所要の条例を制定するものです。

議案第26号から議案第28号は、地方公務員法が改正され、降給の方法及び事由について、退職後の再就職者の規制範囲拡大について、等級別及び職制上の段階ごとの職員の数の公表の方法等についての所要の条例を制定するものです。

議案第29号、議案第30号は、職員の能力育成を図るために、教育機関への修学や国際貢献活動に参加する場合における休業期間について定める条例の制定をするものです。

議案第31号は、海外に赴任する配偶者に同行しようとする職員の休業期間について定める条例を制定するものです。

議案第39号 平成27年度那珂市一般会計補正予算（第7号）の当委員会所管部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第46号 平成28年度那珂市一般会計予算の当委員会所管部分、議案第49号 平成28年度那珂市公園墓地事業特別会計予算の新年度予算は特に問題なく妥当なものです。

議案第55号は、公の施設の広域利用に関する協定において、変更のあった施設の追加や削除等に関するものです。

以上、報告いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（中崎政長君） 続きまして、産業建設常任委員会、寺門 厚委員長、登壇願ひます。

〔産業建設常任委員会委員長 寺門 厚君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（寺門 厚君） それでは、産業建設常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件につきましては、会議規則第110条の規定により報告申し上げます。

まず、付託事件でございます。

執行部提出案件は、議案第16号 那珂市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例外13件でございます。

請願は、請願第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願の1件でございます。

次に、結果でございます。

議案第16号から議案第57号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

請願第1号は、賛成少数で不採択とすべきものとなりました。

理由でございます。

議案第16号及び議案第17号は、県の条例改正に基づき占用料の値下げを行うものです。値下げ額は県の条例での値下げ額の3分の1となっております。なお、議案第16号は道路敷や法面を対象としており、議案第17号は水路敷や法定外道路を対象としております。

議案第20号は、地方公務員法の改正により、職員の職務の種類を条例とは別に規則で定めるものです。また、管理職特別手当や地域手当など那珂市職員の給与に関する条例を準用していた部分について追加整理いたします。

議案第39号の当委員会所管部分及び議案第41号、議案第42号、議案第44号の補正予算は特に問題なく、妥当なものでございます。

議案第46号の当委員会所管部分及び議案第48号、議案第50号、議案第52号、議案第54号の新年度予算は特に問題なく、妥当なものです。

議案第56号及び議案第57号は、道路法の規定により市道路線14件を認定し、3件を廃止するものでございます。

請願第1号は、国のTPPの批准を目指す動きが拙速であること、関税が撤廃されれば地域農業が立ち行かなくなるなどから、TPP批准を行わないことを求めるものでございます。委員からは、規制緩和により安全が脅かされる可能性や、日本の食糧自給率低下への懸念を理由とした賛成する声がありましたが、TPPの批准については地方議会では是非を問える問題ではないという意見もありました。採決の結果、賛成少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。よろしくお願いたします。

○議長（中崎政長君） 続きまして、教育厚生常任委員会、古川洋一委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員会委員長 古川洋一君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（古川洋一君） それでは、教育厚生常任委員会よりご報告を申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

まず、付託事件でございます。

執行部提出案件は、議案第11号 那珂市障害支援区分認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例外14件でございます。

次に、結果でございます。

全て全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第11号は、那珂市障害支援区分認定審査会の委員の定数を25人から30人に増員するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第12号は、那珂市地域子育て支援センターの開館時間及び休館日について、現状の運営状況に合わせて条例の一部を改正するものであります。

議案第13号は、市民税等の減免申請期限が改正されたことによる介護保険条例の改正、介護認定審査会の委員の定数を増やすことに伴う条例の改正及び介護予防日常生活支援総合事業等に関して実施時期を平成30年から28年に変更することに伴う附則の改正を合わせて行うものであります。

議案第14号は、介護保険法及び厚生労働省令の改正に伴い、指定地域密着型通所介護が新たに規定されたため、条項の追加及び字句の改正を行うものであります。

議案第15号は、介護保険法及び厚生労働省令の改正に伴い、条例内で引用している条文の字句の改正を行うものであります。

議案第18号は、額田幼稚園が平成28年3月31日をもって閉園となるため、那珂市立幼稚園設置条例の一部を改正するものであります。

議案第19号は、那珂市立学校給食センター薬剤師の任期を新たに3年と定めるため、那珂

市立学校給食センター薬剤師設置条例の一部を改正するものであります。

議案第39号 平成27年度那珂市一般会計補正予算（第7号）、議案第46号 平成28年度那珂市一般会計予算は、当委員会所管の部分について、特に問題なく妥当なものであります。

議案第40号 平成27年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）、議案第43号 平成27年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、議案第45号 平成27年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第47号 平成28年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、議案第51号 平成28年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、議案第53号 平成28年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算は、特に問題なく妥当なものであります。

以上、ご報告いたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中崎政長君） 以上で、各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑の回数は、1人3回までとします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 質疑を終結いたします。

これより、議案等について討論を行います。

討論の通告がありましたので、花島 進議員の発言を許します。

花島 進君。

○3番（花島 進君） 提案されている議案に関しまして、2つの項目についてご意見を述べさせていただきます。

まず第1は、議案22号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例についてです。

これについては、先ほど常任委員会からも報告がありましたが、固定資産税を減額するということとして、条文を読みますと10分の1にするということが可能にする条例です。この目的が、東京都内の企業を誘致することが中心かと思いますが、果たして那珂市においてそのような誘致が本当に有効なのかどうか、また本社をこちらに移転するということが固定資産税を10分の1にすることが妥当かということに関して、税の公平という点で非常に疑問で、間違いだと考えています。那珂市の企業なり産業の活性化のためには、そのような移転を目的とすることではなくて、地場の産業を活性化するというところに力点を置くべきかと考えておりまして、これについて反対したいと思います。

次は、請願第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願についてです。

先ほど常任委員会から要約がありました。常任委員会でも私は、TPPに反対の立場でこの請願を認めることに意見を述べました。TPPにはプラスの面もたくさんあります。関税の撤廃によって国際間の取引等が活性化される、国内の産業においては輸出等が促進される

ということも考えられます。ですが、いいことばかりではなくてマイナス面があります。国内の産業で守るべき、特に農業、それに関して非常に打撃的なマイナス要因があるんじゃないかと私は考えています。導入時点ではないにしても、T P Pには関税の見直し等の条項がありますので、導入時点でそれほどの打撃ではなくても、その後次々と大きなダメージになり、農業にマイナスになると。それは単に農業に従事している方の経済の問題だけでなく、日本の農業が衰退するということは食料自給率とか国の安全問題にもかかわることだと考えています。また、食品等の遺伝子組み換え、あるいは残留農薬等、これは日本では結構厳しいものがあるんですが、外国ではそうではないもの多くて、そういうものが無限定に日本に持って来られるということもあります。

このような規制というのは、農業だけが今注目されていますが、そのほか保険の自由化とか、それから、産業物の中でもいろんな危険物を何を危険物とするかという認識が国の違いによってありまして、T P Pというのはそういうものを撤廃してしまうおそれがあり、我が国独自の考えで独自の規制をすることが脅かされる、極端なことを言えば国の独立性が脅かされると思っています。

以上の理由をもちましてT P Pに反対でして、請願が言うT P Pを国会で批准しないことを求めるということに賛成いたします。以上です。

○議長（中崎政長君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第3号 那珂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例、議案第4号 那珂市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第5号 那珂市職員定数条例の一部を改正する条例、議案第6号 那珂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例、議案第7号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第8号 那珂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号 那珂市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例、議案第10号 那珂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例、議案第11号 那珂市障害支援区分認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例、議案第12号 那珂市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第13号 那珂市介護保険条例等の一部を改正する条例、議案第14号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第15号 那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第16号 那珂市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、議案第17号 那珂市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例、議案第18号 那珂市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例、議案第19号 那珂市立学校給食センター薬剤師設置条例の一部を改正する条例、議案第20号 那珂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、議案第21号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例、以上、19件を一括して

採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第21号までの以上19件は、委員長報告のとおり可決することと決定いたしました。

議案第22号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例について採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。議案第22号は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中崎政長君） 賛成多数。着席願います。

よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第23号 那珂市行政不服審査会条例、議案第24号 那珂市行政不服審査関係手数料条例、議案第25号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第26号 那珂市職員の降給に関する条例、議案第27号 那珂市職員の退職管理に関する条例、議案第28号 那珂市職員の等級及び職制上の段階ごとの職員の数の公表に関する条例、議案第29号 那珂市職員の修学部分休業に関する条例、議案第30号 那珂市職員の自己啓発等休業に関する条例、議案第31号 那珂市職員の配偶者同行休業に関する条例、議案第39号 平成27年度那珂市一般会計補正予算（第7号）、議案第40号 平成27年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算、議案第41号 平成27年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第42号 平成27年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第4号）、議案第43号 平成27年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、議案第44号 平成27年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第45号 平成27年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第46号 平成28年度那珂市一般会計予算、議案第47号 平成28年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、議案第48号 平成28年度那珂市下水道事業特別会計予算、議案第49号 平成28年度那珂市公園墓地事業特別会計予算、議案第50号 平成28年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算、議案第51号 平成28年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、議案第52号 平成28年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予算、議案第53号 平成28年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算、議案第54号 平成28年度那珂市水道事業会計予算、議案第55号 公の施設の広域利用に関する協議について、議案第56号 市道路線の認定について、議案第57号 市道路線の廃止について、以上28件を一括して採決いたします。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号から議案第57号までの以上28件は、委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

請願第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願を採決いたします。

本件は起立による採決を行います。

採決の前に議員各位にあらかじめ申し上げます。本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。念のため申し上げます。これから行います請願第1号の採決は、委員長報告に対するものではなく、請願第1号を採択にするのか、不採択にするのかを問うものでございます。

お諮りをします。この請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中崎政長君） 着席願います。

賛成少数であります。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中崎政長君） 日程第2、議案第58号 平成27年度那珂市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成27年度那珂市一般会計補正予算（第8号）。平成27年度那珂市の一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,249万8,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193億3,694万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。

平成28年3月25日提出。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中崎政長君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第58号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号については委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

#### ◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（中崎政長君） 日程第3、同意第1号 那珂市副市長の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 同意第1号 那珂市副市長の選任について。

下記の者を那珂市副市長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を求めます。

記。

那珂市鴻巣2624番地、宮本俊美、昭和31年2月26日生まれ。

平成28年3月25日提出。

提出理由でございます。

4年間、那珂市市政の進展に尽力をいただきました松崎達人副市長が、平成28年3月31日をもって任期満了となることから、後任者を選任しようとするものでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（中崎政長君） お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。こ

れにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号については委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これより同意第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号はこれに同意することに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時36分

○議長（中崎政長君） 再開いたします。

ただいま副市長の選任について同意されましたので、新副市長予定者の宮本俊美さんを紹介したい旨、市長から依頼がありましたのでこれを許します。

市長、登壇願います。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） ただいまは副市長の選任につきましてご同意をいただき、誠にありがとうございます。

本人が議場におりますので、改めてご紹介を申し上げたいと思います。議員の皆様もご承知と思いますが、総務部長の宮本俊美でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、宮本俊美よりご挨拶を申し上げます。

〔総務部長 宮本俊美君 登壇〕

○総務部長（宮本俊美君） ただいま、副市長選任の件につきまして同意をいただきました宮本でございます。

改めまして、その責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。私、もとより未熟で、微力ではありますが、37年間市職員として経験したことを踏まえまして、職員と心を一つにして市長を補佐し、与えられた責務を全うするために精一杯努力する所存でございます。今後何かと行き届かない点もあるかと思いますが、皆様方のご指導とご協力を心よりお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（中崎政長君） 日程第4、同意第2号 那珂市監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、君嶋寿男議員の退場を求めます。

〔15番 君嶋寿男君 退場〕

○議長（中崎政長君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時38分

○議長（中崎政長君） 再開いたします。

同意第2号 那珂市監査委員の選任について、市長から提案理由の説明を求めます。  
市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 同意第2号 那珂市監査委員の選任について。

下記の者を那珂市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。

記。

那珂市下大賀979番地、君嶋寿男さん、昭和33年7月5日生まれ。

平成28年3月25日提出。

提案理由でございます。

那珂市監査委員の福田耕四郎監査委員が平成28年3月9日に任期満了となったので、後任者を選任しようとするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（中崎政長君） お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号については委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより同意第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号はこれに同意することに決定をいたしました。

君嶋寿男議員の入場を許可します。

〔15番 君嶋寿男君 入場〕

○議長（中崎政長君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時40分

○議長（中崎政長君） 再開いたします。

---

#### ◎同意第3号の上程、説明、採決

○議長（中崎政長君） 日程第5、同意第3号 那珂市農業委員会委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○議長（中崎政長君） 同意第3号 那珂市農業委員会委員の任命について。

下記の者を那珂市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により議会の同意を求めます。

記。

お1人目、那珂市横堀670番地、中庭正一さん、昭和17年7月15日生まれ。

お2人目、那珂市本米崎423番地、佐川茂さん、昭和24年6月23日生まれ。

3人目、那珂市本米崎1522番地の2、山田義文さん、昭和23年2月26日生まれ。

4人目、那珂市額田東郷47番地、片野壽洋さん、昭和21年1月23日生まれ。

5人目、那珂市額田北郷581番地の2、鈴木久夫さん、昭和26年3月1日生まれ。

6人目、那珂市菅谷1463番地の1、竹林則男さん、昭和21年10月20日生まれ。

7人目、那珂市福田925番地の1、福田和一さん、昭和33年1月24日生まれ。

8人目、那珂市豊喰241番地、石崎甲一さん、昭和29年5月22日生まれ。

9人目、那珂市後台2207番地、峯島勝則さん、昭和47年4月8日生まれ。

10人目、那珂市中台87番地の4、後藤和夫さん、昭和20年7月1日生まれ。

11人目、那珂市大内122番地、根本衛さん、昭和20年2月8日生まれ。  
12人目、那珂市戸5582番地、水野一男さん、昭和24年1月14日生まれ。  
13人目、那珂市飯田2093番地、鈴木洋さん、昭和25年3月7日生まれ。  
14人目、那珂市鴻巣2995番地の4、海野浩行さん、昭和41年9月21日生まれ。  
15人目、那珂市菅谷2730番地の3、池島義昭さん、昭和19年11月9日生まれ。  
16人目、那珂市門部3294番地、綿引桂太さん、昭和38年7月3日生まれ。  
17人目、那珂市静1247番地、眞崎孝昭さん、昭和18年6月8日生まれ。  
18人目、那珂市中里727番地の3、小塚保男さん、昭和23年8月17日生まれ。  
平成28年3月25日提出。

提案理由でございます。

那珂市農業委員会委員の任期が平成28年3月31日をもって任期満了となることから、農業委員について任命しようとするものでございます。なお、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の一部が改正され、公選制が廃止されたことにより、市長が議会の同意を得て農業委員を任命することとなります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（中崎政長君） お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第3号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号については委員会への付託を省略することに決定をいたしました。これより同意第3号について採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号はこれに同意することに決定をいたしました。

---

#### ◎同意第4号の上程、説明、採決

○議長（中崎政長君） 日程第6、同意第4号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 同意第4号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について。下記の者を那珂市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

記。

那珂市北酒出4番地、中村一三さん、昭和27年11月20日生まれ。

平成28年3月25日提出。

提案理由でございます。

那珂市固定資産評価審査委員会の宮崎郁夫委員が平成28年3月31日をもって任期満了となることから、後任者について選任しようとするものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（中崎政長君） お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第4号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号については委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これにより同意第4号について採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号はこれに同意することに決定をいたしました。

---

#### ◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（中崎政長君） 日程第7、委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（中崎政長君） 以上で本会議に付議された案件は全部議了いたしました。

ここで、市長及び副市長から発言の許可を求められておりますので、これを許します。  
初めに副市長。

〔副市長 松崎達人君 登壇〕

○副市長（松崎達人君） このたび、3月末日の任期満了をもちまして副市長を退任することとなりました。本日は定例会最終日の貴重なお時間をお割きいただき、挨拶を申し上げる機会を賜りましたこと、中崎議長をはじめ議員各位に対し厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今から4年前、平成24年の3月27日、この同じ壇上に立ち、議員並びに市民の皆様にごようにお誓い申し上げました。市長を補佐し、那珂市のさらなる発展と市民の皆様が幸せを実感して頂けるようなまちづくりのために全力を尽くしてまいり所存であります。

振り返りますと、この日の誓いを果たし切れず市政運営の場から立ち去っていくことに反省の思いとさみしさを痛感しております。

那珂市は昨年度合併10周年を迎え、新たな1歩を踏み出したところであります。東日本大震災による被害に加え、少子高齢化が加速化し、人口減少が現実のものとなる中、社会経済情勢も依然厳しい中にありましても、なお私たちは「一人ひとりが輝くまち」「未来に夢がもてるまち」のスローガンをあきらめるわけにはいかないであります。

今定例会でご承認いただきました予算並びに各種事業計画を着実に実行するとともに、今後とも議会並びに執行部が十分な議論を尽くして、市民の皆様や後世の人々に誇れる郷土那珂市づくりのための施策をぜひ推進していただきたいと念願するものであります。

私は、今後も地方自治に取り組む一行政マンとして、那珂市政に関心を持つとともに那珂市の発展を側面から応援し続けてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、議員各位におかれましては、市民の声を市政に生かす代弁者としてますますご活躍されますよう祈念いたしまして、副市長退任の挨拶とさせていただきます。

4年間、本当にありがとうございました。

○議長（中崎政長君） 市長、お願いします。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成28年第1回那珂市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、平成28年度各種会計予算をはじめ総数63件の議案等につきまして、慎重なるご審議をいただいたところでありますが、いずれも原案どおり議決いただき、

厚く御礼を申し上げます。

また、各常任委員会におきましては3日間にわたり来年度の当初予算や各種議案等につきまして熱心にご審議いただき、また貴重なご意見も多数頂戴いたしました。常任委員会の委員各位に対しまして、重ねて感謝を申し上げる次第であります。

本日成立いたしました新年度予算につきましては、議員各位からいただきましたご意見や要望について十分留意しながら、効率的で効果的な執行に努めてまいり所存でございます。

さて、先ほど挨拶がありました。来る3月31日付で、本市の市政発展のため4年間にわたり鋭意ご尽力いただきました松崎副市長が退任をいたします。この場をおかりいたしましてその功績をたたえるとともに、今までのご労苦に心から感謝を申し上げる次第であります。

松崎副市長におかれましては、この後、知事直轄広報広聴課広報戦略室長として復職をされるわけですが、豊富な行政知識を今後とも県民のために生かしていただき、さらなるご活躍をご期待申し上げます。あわせまして本市へのご支援、ご指導につきましても、よろしくお願いを申し上げます。

最後になりましたが、議員の皆様におかれましては、今後ますますご活躍されますことをご祈念申し上げますとともに、引き続き市民の皆様の声を私ども執行部にお届けいただき、ともに本市の輝かしい未来のためご尽力賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶といたします。

16日間ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

○議長（中崎政長君） 高いところからではございますが、一言お礼を申し上げます。

松崎副市長におかれましては、4年間にわたり市政発展のためにご尽力を賜り、議会を代表いたしまして厚く感謝を申し上げます。なお、那珂市を離れましても、当那珂市のために引き続きご指導、ご協力のほどお願い申し上げます。お礼の挨拶とさせていただきます。

お疲れさまでございました。ありがとうございました。

以上で、平成28年第1回那珂市議会定例会を閉会といたします。16日間ご苦勞さまでございました。

なお、この後広報編集委員会を開催いたしますので、委員の皆様は11時10分までに第2委員会室にご参集願います。

閉会 午前10時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

那珂市議会臨時議長 須 藤 博

那珂市議会議長 中 崎 政 長

那珂市議会議員 大和田 和 男

那珂市議会議員 富 山 豪

那珂市議会議員 花 島 進